

坂東市都市計画マスタープラン

まち
みんなが元気で笑顔になれる都市・坂東



坂東市都市計画マスタープラン

まち
みんなが元気で笑顔になれる都市・坂東



ごあいさつ



坂東市は平成17年3月22日に岩井市と猿島町が合併して誕生し、新たな時代に向けてその一步を踏み出しました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災ではかつてない経験をし、市民の皆様においても災害に対する意識が大きく変化したことと思います。このような状況の中で、平成24年3月に、「坂東市総合計画 後期基本計画」を策定し、「安全・安心なまち：坂東市」の実現に向けた取組を進めています。

坂東市のまちづくりを取り巻く状況を見ますと、首都圏中央連絡自動車道「坂東インターチェンジ」の開通をはじめ、平成27年度末の県内全線供用開始に向けて工事が進められています。これにともない、周辺では都市計画決定された坂東インター工業団地、都市計画道路、上下水道事業の整備が進められています。また、アクセス道路として国道354号岩井バイパスや結城坂東線バイパスの整備が進むことにより、広域的な交通体系が構築され、さまざまな企業の進出はもちろん定住人口の増加も期待されます。

しかしながら、自治体を取り巻く環境は全国的な人口減少や少子高齢化、環境問題、地震をはじめとする大規模災害など多岐にわたり、都市の将来像を示す都市計画の役割は、ますます重要となっております。

このような時代の流れに迅速かつ的確に対応し、市民と行政が協働するまちづくりを推進するために「坂東市都市計画マスタープラン」を策定しました。マスタープランでは「みんなが元気で笑顔になれる都市：坂東」を都市づくりの目標に定めています。地域の特性を生かしつつ、都市内の連携軸を強化することで、各地域が相互に連携しながら、市全体として均衡のとれた魅力ある都市空間の形成を目指してまいります。

今後は、このマスタープランに基づき坂東市のまちづくりを進めてまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、計画策定にあたり、策定委員、市議会、審議会並びに多くの市民の皆様から、貴重なご意見やご提案をいただき、心よりお礼申し上げます。

平成27年3月

坂東市長 吉原英一

目 次

序 策定方針

1. 都市計画マスタープランの概要	1
2. 坂東市における策定の背景と必要性・策定意図	1
3. 基本的な前提	1

1. まちづくりの前提条件

1-1 坂東市の概況	3
1-2 人口・世帯数	5
1-3 産業	7
1-4 土地利用	10
1-5 生活行動	11
1-6 都市計画及び都市整備状況	12
1-7 開発行為・市街地開発事業及び農地転用の状況	22
1-8 景観・歴史資源	24
1-9 上位計画の整理	25
1-10 主要プロジェクトの概要	34

2. まちづくりの課題

2-1 まちづくりの前提条件からのニーズ	35
2-2 まちづくりの課題	38

3. まちづくりの将来像

3-1 理念	45
3-2 将来像	48
3-3 目標	49
3-4 骨格構造	50

4. 分野別方針

4-1 土地利用の方針	53
4-2 道路・交通の方針	55
4-3 公園・緑地の方針	58
4-4 河川・排水の方針	59
4-5 その他の都市計画施設の方針	59
4-6 面的整備・地区計画に関する方針	60
4-7 福祉のまちづくりに関する方針	61
4-8 都市防災に関する方針	61
4-9 景観形成に関する方針	61
4-10 環境対策に関する方針	62

5. 地域別将来像

5-1 地域区分の設定	63
5-2 北部地域	64
5-3 東部地域	66
5-4 南部地域	68
5-5 西部地域	70

6. 実現方策

6-1 まちづくりの事業・制度・施策	73
6-2 まちづくりの推進	75
6-3 都市計画マスタープランの計画体系	78

参考資料	79
------	----

序 策定方針

1. 都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が定める都市計画（市町村が都市計画決定の権限を有するもの）について、都市の将来像、土地利用、道路、公園、下水道、河川、市街地整備などの都市計画決定に関連する方針などを定めるものです。

2. 坂東市における策定の背景と必要性・策定意図

【都市計画マスタープラン策定の背景と必要性】

- ・都市計画法では、都市計画区域を有する市町村について策定が必要とされています。
- ・旧岩井市と旧猿島町の合併前に策定されたマスタープランの一体化が必要です。
- ・市が都市計画を決定する際は、都市計画マスタープランに位置づけてあることが望ましいです。
- ・都市計画が定められてから長期間が経過し、社会経済情勢に変化が見られる場合、見直しが必要です。

【都市計画マスタープラン策定の意図】

- ・本市における都市計画やまちづくりの方向性及び将来像を定めることで、今後は、これに基づいて整備、開発、保全を行うこととします。
- ・土地利用や各種の都市施設のほか、市民生活、産業構造、都市交通、自然的環境などに関する将来ビジョンを明らかにします。
- ・都市計画やまちづくりに関わる社会的な課題として、環境問題、都市防災、バリアフリー、景観形成、集約的な都市づくりなどに対する考え方を示す意図もあります。

3. 基本的な前提

(1) 策定期間

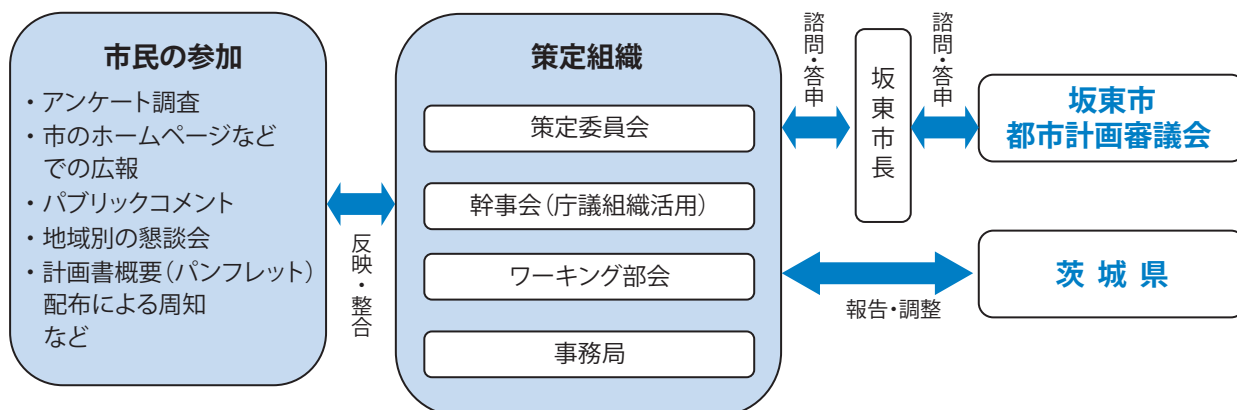
本市の都市計画マスタープランの策定期間は、2箇年（平成25年度～平成26年度）とします。

(2) 目標年次

都市計画では長期的な目線で整備などを行うため、将来の目標をおおむね20年後としています。このため、本市の都市計画マスタープランが目標とする年次は、平成47年（2035年）とします。

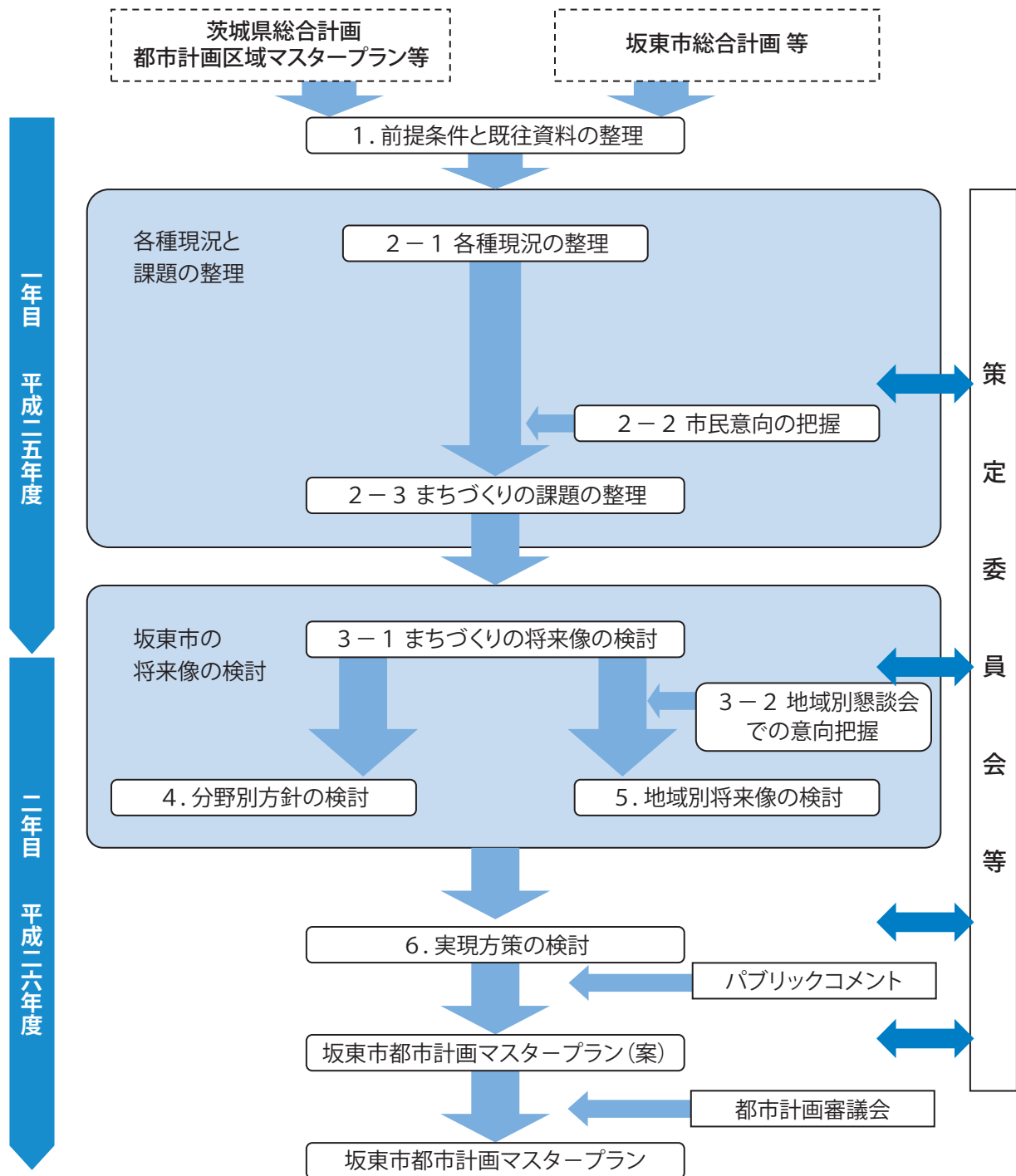
(3) 策定体制

本市の都市計画マスタープランの策定は、都市計画やまちづくりに関する意向調査などへの市民の参加を得ながら、策定委員会を中心とする策定組織において検討しました。



(4) 策定項目と流れ

本市の都市計画マスタープランは、つぎのような内容と流れとなっています。



1 まちづくりの前提条件

1 まちづくりの前提条件

1-1 坂東市の概況

(1) 位置

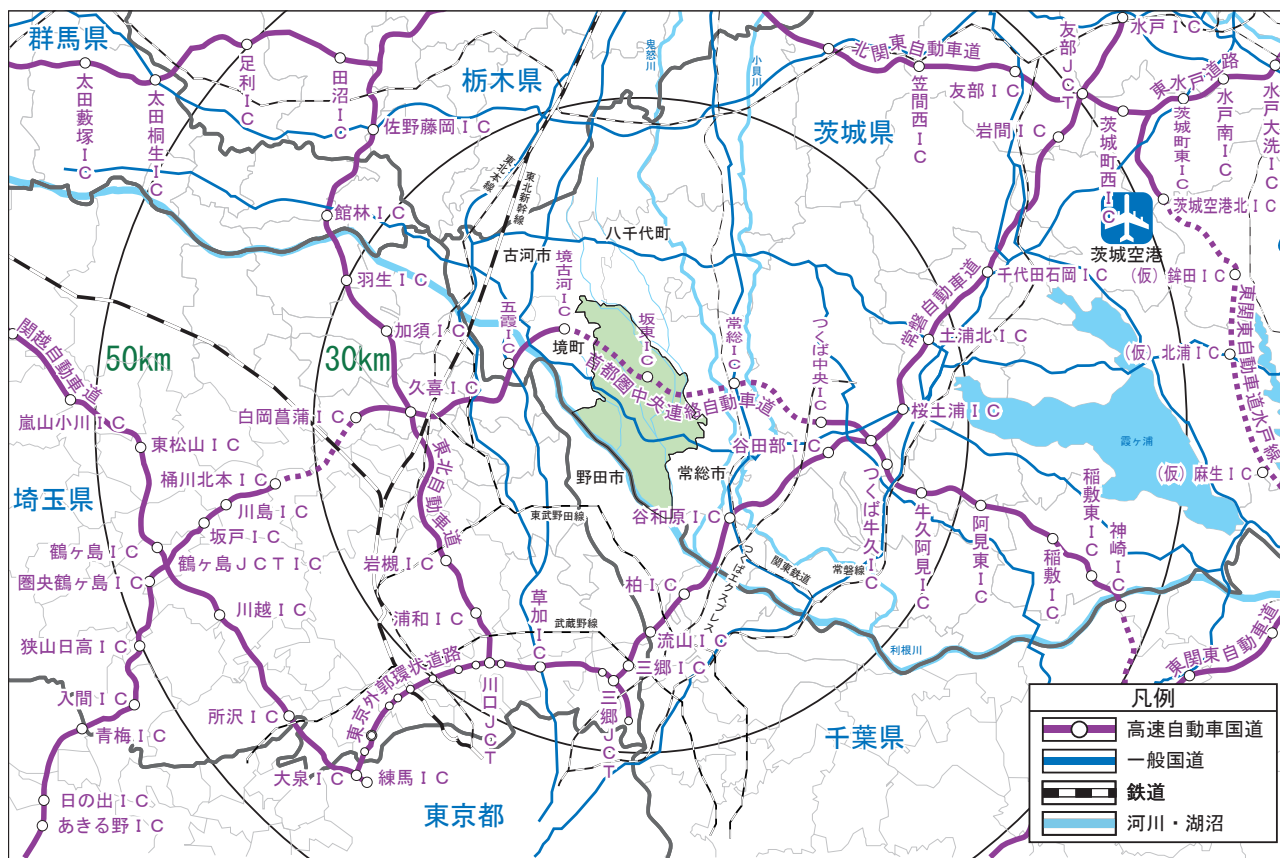
本市は、茨城県の南西部、東京から約40km、水戸から約70kmの距離に位置し、隣接する市町は、東に常総市、北に古河市、八千代町、西に境町、南に利根川を挟んで千葉県野田市となっています。

市の区域としては、東西約12km、南北約20km、総面積は123.18km²で、県土の約2%を占めています。

千葉県・埼玉県方面への茨城県の玄関口に位置し、市域のすべてが首都圏近郊整備地帯に指定され、先端技術の集積するつくば市にも近接するなど、地理的優位性を持っています。

首都圏中央連絡自動車道や国道354号岩井バイパスの整備などにより、広域交通体系が整いつつあります。そして、周辺のつくば市、野田市への通勤・通学などで関わりが強いほか、つくばエクスプレス守谷駅の利用が多い状況にあります。

坂東市の位置



(2) 地勢

本市は、坂東太郎との異名を持つ利根川の流域にあって、豊かな自然環境に恵まれています。市内には、飯沼川、西仁連川などの河川が流れ、その周辺には広大な水田が広がっています。

利根川に沿って広がる平坦な猿島台地には畑地と平地林が広がり、市南部には、首都圏では貴重な野鳥や昆虫、多様な生態系を育む菅生沼があります。

春は逆井城跡公園や八坂公園の桜、夏は平地林の色濃い緑、秋には飯沼川沿いの稲穂の実り、冬には菅生沼に飛来するコハクチョウなど、四季折々の自然豊かな景観も見ることができます。

気候は、太平洋型で、年平均気温は14.6度、年間降水量は1,058mmと比較的温暖な地域となっています。

(3) 沿革

①旧岩井市

昭和30年3月1日に1町7村（岩井町、弓馬田村、飯島村、神大実村、七郷村、中川村、長須村、七重村）が合併して、「岩井町」となりました。その後、昭和33年の芽吹大橋の開通を契機とした工場誘致などの影響を受け、経済・社会・文化等がめざましく発展するなかで、諸機能の集積も進み、昭和41年には首都圏近郊整備地帯の指定を受け、昭和47年4月1日には県下18番目の市制を施行しました。

②旧猿島町

昭和30年2月1日に生子菅村と逆井山村が合併し、富里村となりました。その後、昭和31年4月1日に沓掛町と富里村が合併し、富里町が誕生、同日「猿島町」に名称変更しました。さらに、翌32年には石下町の孫兵衛新田、左平太新田、栗山新田の一部を編入しました。

③坂東市

平成14年5月に古河市、岩井市並びに猿島郡5町（総和町、五霞町、三和町、猿島町、境町）の市町長、議会議長等で構成する「猿島地域市町合併懇話会」が設置されたことで合併の協議が開始されました。

その後、平成14年8月から9月にかけて、岩井市、猿島町、境町の各議会において合併推進に関する特別委員会が設置され、合併に関する協議・検討が進んできました。

平成16年に境町が離脱し、岩井市と猿島町による1市1町の協議が進められました。

そして、平成17年3月22日、合併特例法に基づき岩井市と猿島町が合併して「坂東市」が誕生し、現在に至っています。



利根川上空からの風景

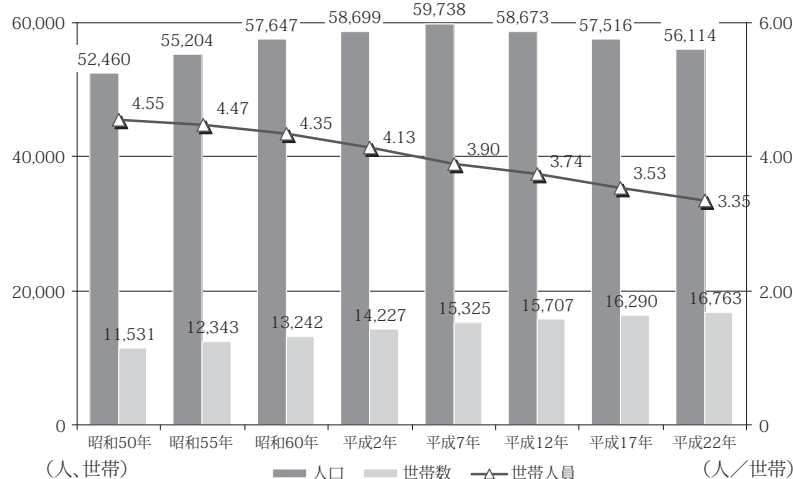
1-2 人口・世帯数

(1) 人口・世帯数の推移

本市の平成22年時点での人口は56,114人、世帯数は16,763世帯、一世帯あたり人員数は3.35人となっています。人口は、昭和50年から平成7年まで増加傾向にありましたが、平成7年に59,738人となった以降は微減傾向に転じています。

また、世帯数は、毎年増加傾向にあります。一世帯あたりの人員は減少傾向にあります。茨城県平均の一世帯あたりの人員数（平成22年）が2.68人なのに対して、本市は3.35人であることから、茨城県平均より多い人数となっています。しかし、世帯数は増加しているものの、人口全体としては減少傾向に転じており、少子高齢化の進行に伴って、今後も人口減少が続くものと想定されます。

人口・世帯数・世帯人員の推移

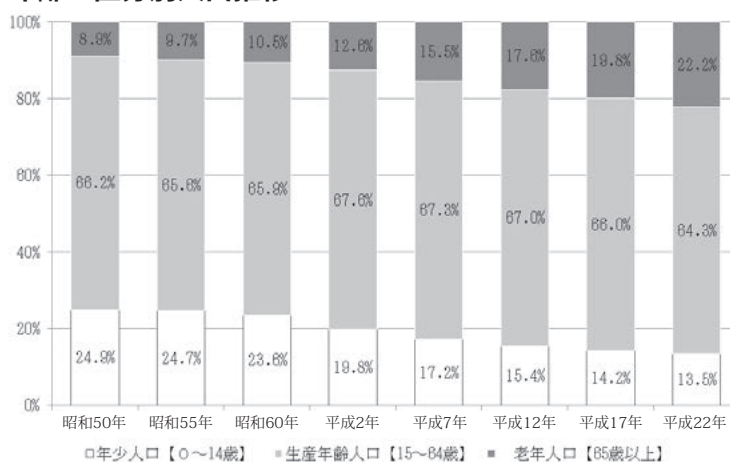


資料：国勢調査

(2) 年齢別人口の推移

本市の年少人口は、人口全体に占める割合として、昭和50年に24.9%となった以降は減少傾向にあります。生産年齢人口は、多少の微増減はあるものの、昭和50年から平成22年までほぼ同じ割合を維持しています。老年人口は、昭和50年の8.9%から平成22年に22.2%となり、約2.5倍に増加しており、全体として少子高齢化が進行しているといえます。また、平成22年の茨城県平均は、年少人口が約13.5%、生産年齢人口が約64.0%、老年人口が約22.5%であり、本市の構成は、県平均と同様の傾向を示しています。

年齢3区分別人口推移



資料：国勢調査

(※年齢不詳があるため、年齢区分別人口の計は、総人口と一致しない場合がある)

(3) 人口動態

本市の人口動態について平成元年以降の自然動態では、平成2年に210人の増加となりましたが、平成15年以降は継続して出生数が死亡数を下回りマイナス値に転じています。また、社会動態では、平成3年に315人の増加となっていました。平成13年以降は継続的に転入数が転出数を下回る転出超過となっています。

本市全体の人口動態として自然動態と社会動態を合わせてみると、平成3年に464人の増加となっていました。平成13年以降は継続的にマイナス値で推移しており、少子化による自然動態の減少と転出超過による社会動態の減少が重なり、本市全体の人口減少につながっているといえます。

人口動態の推移

年次	自然動態			社会動態			総動態 (増減総数)
		出生	死亡		転入者数	転出者数	
平成元年	186	602	416	44	1,644	1,600	230
平成2年	210	606	396	6	1,649	1,643	216
平成3年	149	589	440	315	1,961	1,646	464
平成4年	160	598	438	103	1,874	1,771	263
平成5年	136	602	466	-42	1,738	1,780	94
平成6年	169	640	471	29	1,878	1,849	198
平成7年	53	529	476	2	1,847	1,845	55
平成8年	75	559	484	-195	1,837	2,032	-120
平成9年	35	571	536	154	2,057	1,903	189
平成10年	25	571	546	34	2,019	1,985	59
平成11年	-10	545	555	-265	1,807	2,072	-275
平成12年	35	551	516	83	2,079	1,996	118
平成13年	19	560	541	-270	2,034	2,304	-251
平成14年	29	540	511	-378	1,858	2,236	-349
平成15年	-3	525	528	-58	2,047	2,105	-61
平成16年	-41	500	541	-153	1,965	2,118	-194
平成17年	-146	444	590	-71	1,854	1,925	-217
平成18年	-72	486	558	-74	1,962	2,036	-146
平成19年	-56	481	537	-148	1,866	2,014	-204
平成20年	-24	503	527	-125	1,691	1,816	-149
平成21年	-203	439	642	-317	1,592	1,909	-520
平成22年	-179	435	614	-157	1,614	1,771	-336
平成23年	-174	431	605	-259	1,585	1,844	-433
平成24年	-177	431	608	62	1,803	1,741	-115
平成25年	-172	420	592	-205	1,493	1,698	-377

資料：茨城県常住人口調査

1-3 産業

(1) 産業構造（就業構造）

本市の就業者の動向は、昭和60年の29,857人から平成12年の31,876人まで増加傾向にありましたが、平成17年以降は減少傾向にあります。

第1次産業の就業者数は、昭和60年に7,722人となった以降は平成22年の3,077人と半数以下となり、本市での第1次産業の就業者は大幅に減少したといえます。

第2次産業の就業者数は、平成7年に13,953人となった以降は平成22年の10,544人まで減少傾向にあります。就業者に占める割合としては、40%前後を推移しています。

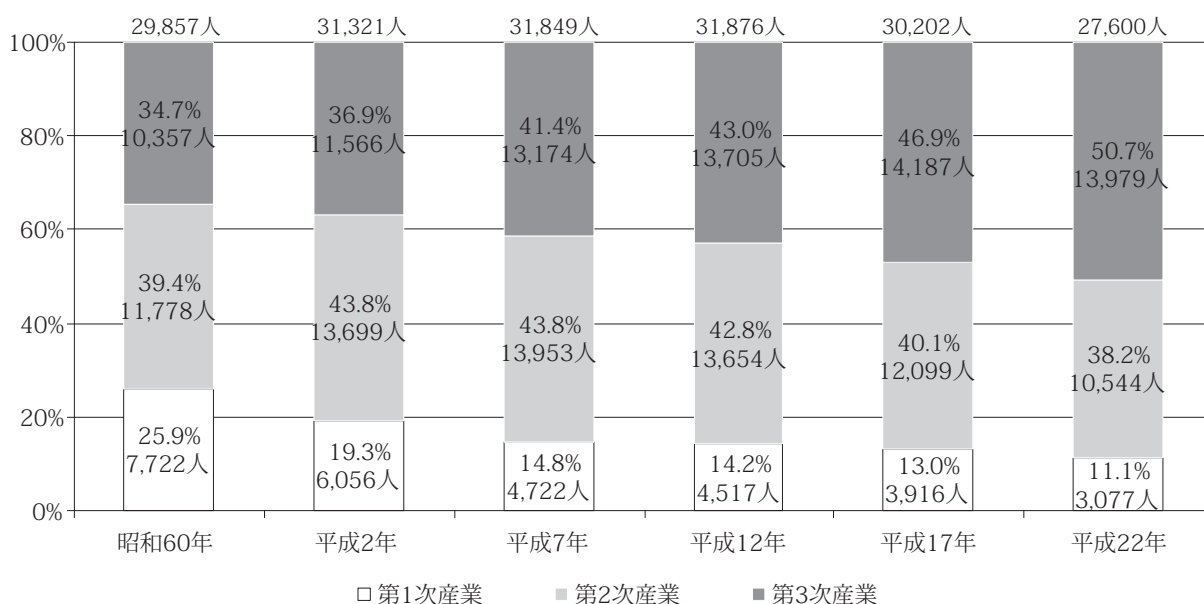
第3次産業の就業者数は、昭和60年の10,357人から平成22年の13,979人まで増加傾向にあります。就業者に占める割合を昭和60年と平成22年について比較すると、約1.5倍になっており、本市の就業者は第3次産業に就業する割合が高くなっています。

一方、平成22年の茨城県平均は、第1次産業が約6.2%、第2次産業が約25.6%、第3次産業が約64.1%であり、本市の産業別人口は、第1次、第2次産業は県平均より高く、第3次産業は県平均より低い構成となっています。

1

まちづくりの前提条件

産業構造の推移



資料：国勢調査

※分類不能の産業を除く

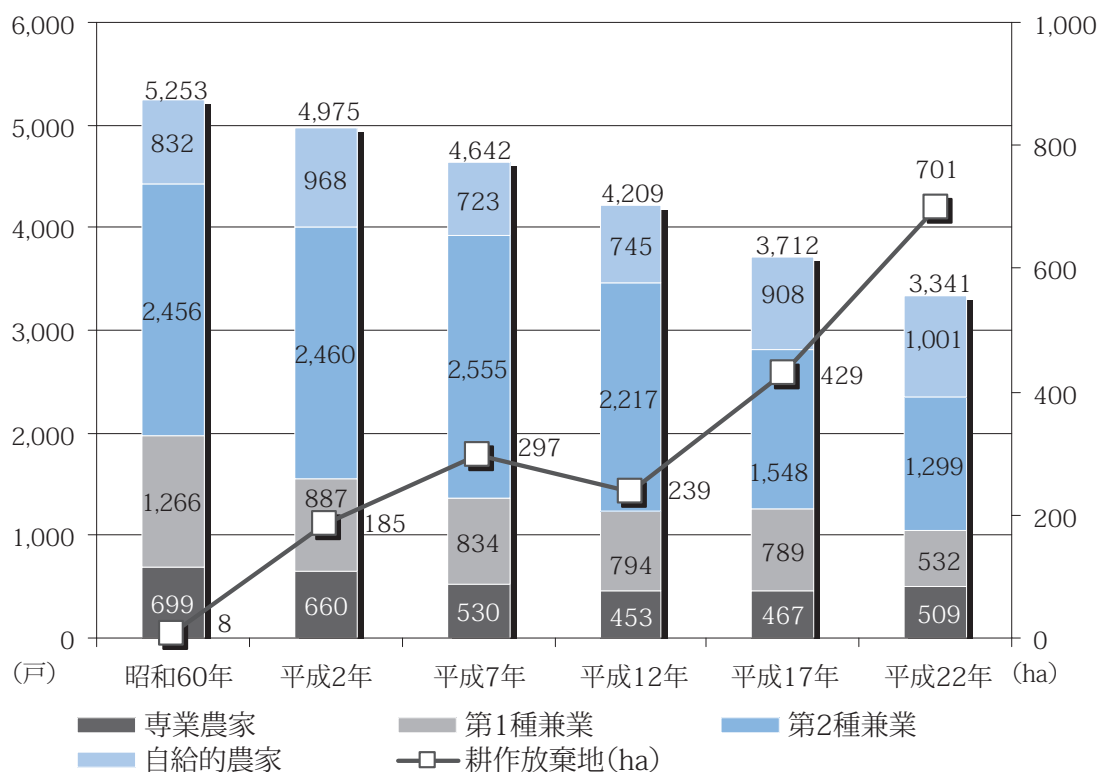
(2) 農業

本市の農家数は、昭和60年に5,253戸となった以降は平成22年の3,341戸まで減少傾向にあります。

農家数を専兼別にみると、昭和60年に農業所得のみの専業農家が699戸、農業所得が主な第1種兼業農家が1,266戸、農業以外の所得が主な第2種兼業農家が2,456戸となった以降は減少傾向にあり、平成22年では、専業農家509戸、第1種兼業農家532戸、第2種兼業農家1,299戸となっています。

本市の耕作放棄地は、昭和60年では8haでしたが、それ以降増加傾向となり、平成22年では701haと、昭和60年の約87倍となっています。農家数が減少傾向であることなどが要因で、耕作放棄地が増加していると考えられます。

農家数と耕作放棄地の推移



資料：茨城県農林水産統計年報

(3) 工業

本市の工業従業者の推移は、従業者数が平成3年に7,954人となった以降は増減がありますが、おおむね減少傾向にあります。また、事業所数も平成3年に324所となった以降は同様の傾向です。

本市には、「つくばハイテクパークいわい」と「沓掛工業団地」の2つの工業団地が整備されており、それぞれ製造業事業所数は9所、2所、従業員数は1,580人、35人となっています。さらに、半谷・富田地区における工業団地造成事業(73.7ha)が都市計画決定され、平成25年12月に事業認可を受け、事業に着手しており、今後、さらなる産業発展が期待されます。

工業団地の状況

	つくばハイテクパークいわい	沓掛工業団地
所在地	坂東市 幸神平	坂東市 沓掛
事業主体	茨城県	(財)茨城県開発公社
分譲期間	平成7年12月～	昭和57年4月～昭和60年8月
団地面積(ha)	85.2	14.9
企業数(件)	14	5
工場用地(ha)	62.4	10.9
分譲済面積(ha)	57.8	10.9
製造業事業所数(所)	9	2
従業員数(人)	1,580	35

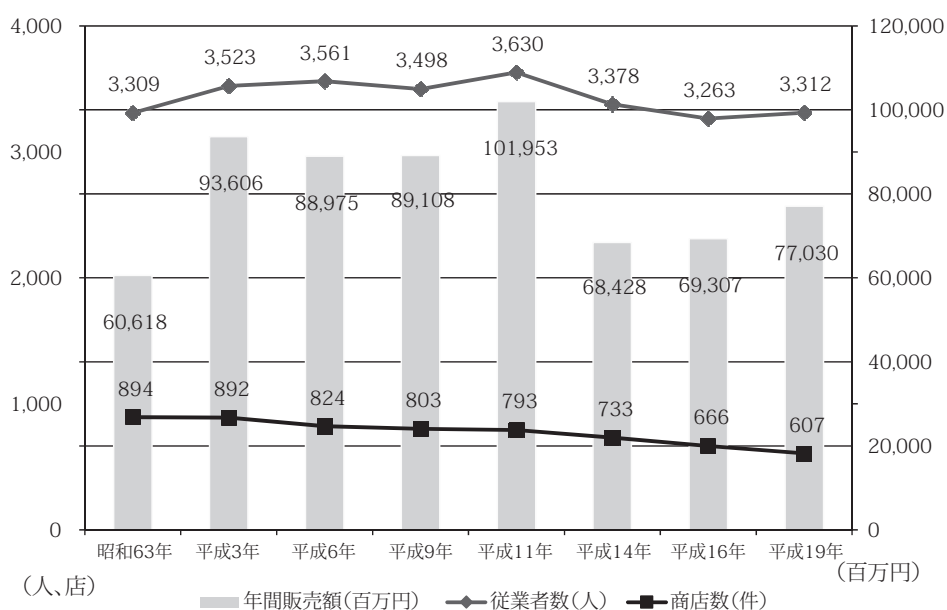
資料：経済センサス活動調査(平成24年)、特定事業推進課

(4) 商業

本市の商業について、従業者数は平成11年に3,630人で、商店数は昭和63年に894店となった以降は減少傾向にあります。

年間販売額は、昭和63年から平成11年まで増減はあるものの増加傾向にありましたが、平成14年に平成11年の約2/3となった後、平成19年まで増加傾向となっています。

従業者数・商店数・年間販売額の推移



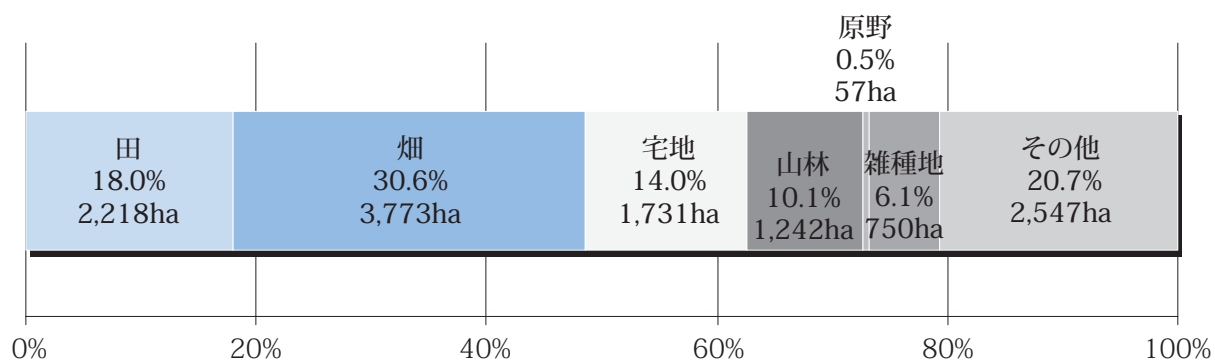
資料：商業統計調査

1-4 土地利用

(1) 土地利用の状況

平成26年における本市の土地利用は、総面積12,318haのうち、田が約18%、畑が約31%、宅地が約14%、山林、原野、雑種地を合わせて約17%、その他が約20%という構成になっています。また、農地や山林の減少に伴い、宅地は微増減はありますが、平成26年までおおむね増加傾向にあります。

土地利用状況（平成26年）



資料：固定資産概要調書



猿島地域の風景

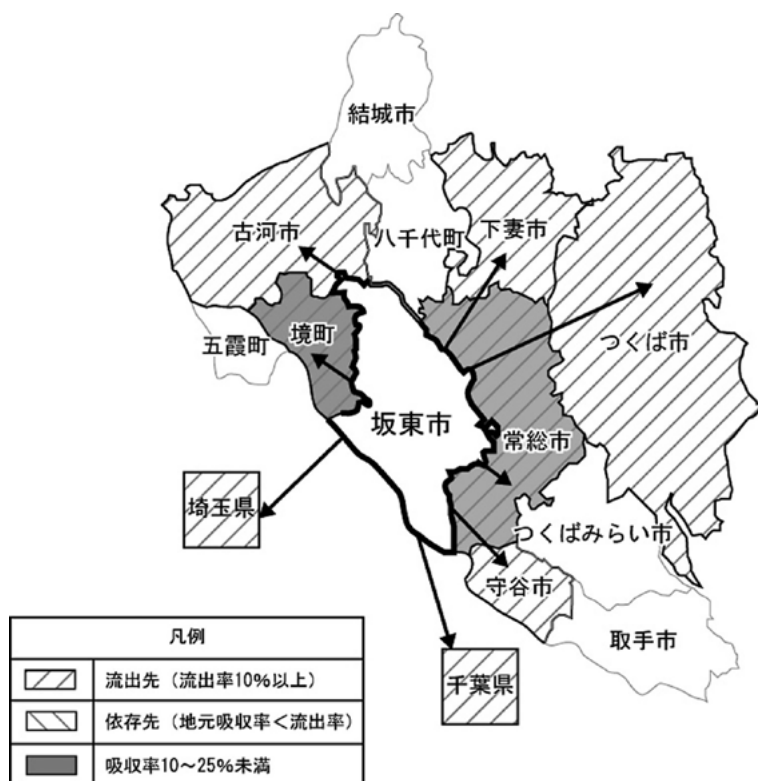
1-5 生活行動

(1) 買い物の場所

本市内で買い物をする人の割合（以下、「吸収率」という。）は、約93%となっており、そのうち市内からの吸収率は約61%となっています。

他市町からの吸収率では、隣接する境町や常総市からの吸収率が高いことが分かります。食料品・日用品が約40%でトップ、リビング品は約3%の吸収率であり、他市町が本市を主な依存先としていないといえます。

また、市民の流出先は、近隣都市の守谷市やつくば市、隣接する千葉県など、大規模商業店舗が立地する地域に多く流出しています。



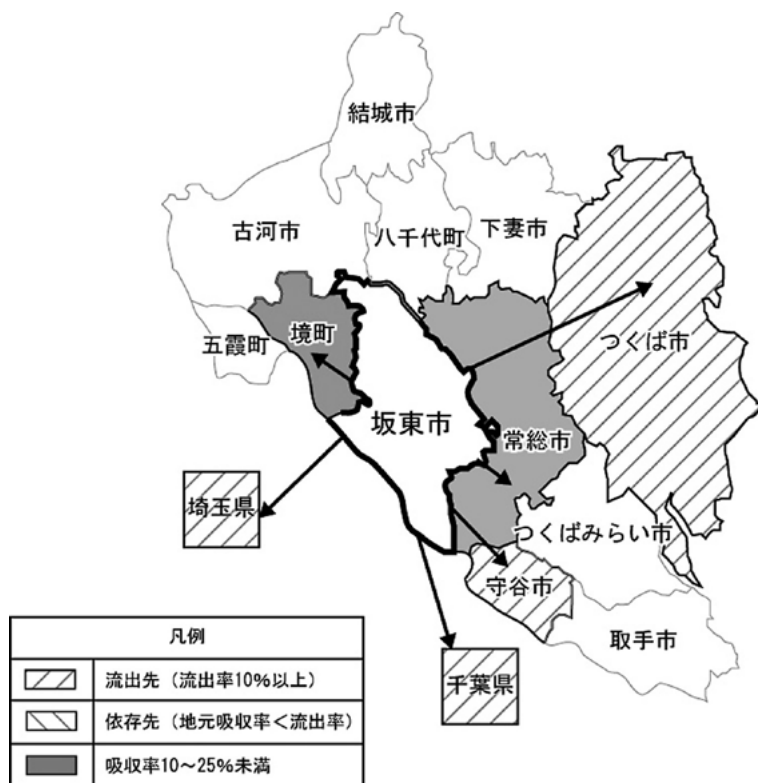
資料：茨城県生活行動圏調査（財）常陽地域研究センター（平成25年）

(2) 余暇活動の場所

本市内で余暇活動を行う人の割合（以下、「余暇圏吸収率」という。）は、約118%で、特にスポーツが約181%と非常に高い比率となっています。次に家族連れの外食が多く約126%と続きます。市民の動向としては、アウトドアライフ以外の項目で、約7割の市民が市内で余暇を楽しんでいることが分かります。

他市町からの余暇圏吸収率は、買い物の場所と同様に隣接する境町や常総市との関係が深くなっていますが、30%以下となっており、他市町が本市を主の流出・依存先としていないといえます。

流出先は、買い物の場所と同様に近隣都市である守谷市やつくば市、隣接県である千葉県や東京都などに多く流出しています。



資料：茨城県生活行動圏調査（財）常陽地域研究センター（平成25年）

1-6 都市計画及び都市整備状況

(1) 都市計画区域及び土地利用の状況

本市は、五霞町、境町と共に岩井・境都市計画区域に属しており、市街化区域と市街化調整区域の区分（線引き）を行っています。都市計画区域は、行政区域の全域で12,318.0ha、市街化区域面積753.4ha、市街化調整区域は11,564.6haとなっています。都市計画区域では、自然的土地利用8,718.9ha、都市的土地利用3,599.1haとなっています。

また、市街化区域内の都市的未利用地は、154.7haであり、新たに市街化区域になった半谷・富田地区に都市的未利用地はないと仮定した場合、市街化区域に占める割合は、20.5%となっています。

(2) 地域地区

①用途地域

本市の住居系用途地域は、第一種低層住居専用地域169.8ha、第一種中高層住居専用地域81.7ha、第一種住居地域101.5ha、第二種住居地域78.7haとなっており、合計で431.7ha、市街化区域に占める割合は、57.3%です。商業系用途地域は、近隣商業地域15.8ha、商業地域12.0haとなっており、合計で27.8ha、市街化区域に占める割合は、3.7%です。工業系用途地域は、準工業地域が14.0ha、工業地域が112.2ha、工業専用地域167.7haとなっており、合計で293.9ha、市街化区域に占める割合は、39.0%です。住・商・工の構成で見ると、住居系が57.3%、商業系が3.7%、工業系が39.0%となっています。

用途地域

区分	面積 (ha)	建ぺい率	容積率
都市計画区域	12,318.0	—	—
市街化区域	753.4	—	—
第一種低層住居専用地域	169.8	40%	80%
第一種中高層住居専用地域	81.7	60%	200%
第一種住居地域	101.5	60%	200%
第二種住居地域	78.7	60%	200%
住居系小計 市街化区域に占める割合	431.7 57.3%	—	—
近隣商業地域	15.8	80%	200%
商業地域	12.0	80%	400%
商業系小計 市街化区域に占める割合	27.8 3.7%	—	—
準工業地域	14.0	60%	200%
工業地域	112.2	60%	200%
工業専用地域	167.7	60%	200%
工業系小計 市街化区域に占める割合	293.9 39.0%	—	—
市街化調整区域	11,564.6	60%	200%

資料：都市整備課資料を基本に半谷・富田地区における変更を追加（平成25年10月時点）

②準防火地域

商業地域全域に準防火地域が指定されています。

準防火地域

地区名	面積 (ha)	計画決定告示日 (年月日)
本町・仲町・新町地区	12.0	H4. 2.13

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）

③生産緑地地区

生産緑地地区が、55地区、12.9ha指定されています。

生産緑地地区

地区数	面積 (ha)	当初決定年月日	最終変更年月日
55	12.9	H4.10.22	H26. 6. 6

資料：都市整備課

(3) 地区計画

本市における地区計画は、4地区指定されています。

地区計画の状況

地区名	面積 (ha)	地区の概要	地区整備計画等の内容		建築 条例 の有無	決定・制定 締結年月日
			地区 施設	建築物に関する事項		
新道地区	3.9	近隣商業地域	-	用途、意匠	無	H11. 8.12
本町・仲町・ 新町地区	12.0	商業地域	道路、 ポケット パーク、 駐車場	用途、外壁の位置、意匠	無	H 4. 2.13
辺田地区	39.5	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種住居地域	道路	用途、敷地面積の最低限度	無	H22. 4. 8
馬立・幸田 地区	66.7	市街化調整区域内における 既存工場等立地・集積地	道路	用途、容積率・建ぺい率の 最高限度、敷地面積の最低 限度、外壁の位置、高さの 最高限度、緑地の保全	無	H25.12.16

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）を基本に馬立・幸田地区における決定を追加
（平成25年12月時点）

(4) 区域指定

本市における区域指定は、11号区域が7地区、12号区域が20地区指定されています。

11号区域とは、市街化区域に隣接又は近接し、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって概ね50以上の建築物が連たんしている地域のうち坂東市条例で指定する区域で、12号区域とは、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、政令で定める基準に従い、坂東市条例で指定する区域です。

区域指定の状況

区分	地区数	面積 (ha)	当初指定年月日
区域指定 11 号区域	7	200.3	H16. 6.17
区域指定 12 号区域	20	675.9	H16. 6.17

(5) 農業振興地域及び農用地

本市の基幹産業である農業を振興するために、行政区域 12,318 ha のうち市街化区域 7,533 ha、工業・文化・レクリエーション区域など 1,903 ha、ゴルフ場 2,072 ha を除く 11,168 ha に農業振興地域が指定されており、行政区域の 90.7% を占めています。

そのうち、農用地区域は、3,951 ha で、農業振興地域面積の 35.4%、農用地区域以外は約 7,217 ha で、農業振興地域面積の 64.6% となっています。

農業振興地域の状況

区分			面積 (ha)	行政区域に対する 構成比	農業振興地域 面積内訳の構成比
行政区域			12,318	100.0%	—
農業振興地域面積			11,168	90.7%	100.0%
農用地区域	田		2,064	—	35.4%
	畑		1,881		
	樹園地		0		
	その他		6		
	小計		3,951		
農用地区域以外			7,217	—	64.6%

資料：農政課（平成 26 年 4 月 1 日時点）

(6) その他の土地利用規制

本市のその他の土地利用規制としては、近郊緑地保全区域、自然環境保全地域、河川保全区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が指定されています。

また、菅生沼周辺の良好な自然環境を保全するため、「坂東市菅生沼自然景観保全条例」に基づく区域が指定されています。

土地利用規制

区分	名称等	面積 (ha)	うち市街化区域 (ha)	当初指定 年月日
近郊緑地保全区域	利根川・菅生沼	749.0	0.0	S48. 6.20
自然環境保全地域	菅生沼	163.9	0.0	S50.12.23
緑地環境保全地域	中矢作	0.93	0.0	S49. 3.30
	逆井城跡	2.58	0.0	S63. 5.23
河川保全区域	利根川水系	26.6	0.0	S38. 4
土砂災害特別警戒区域	神大実、七郷、中川、 七重地区の一部	—	0.0	H23. 4. 7
土砂災害警戒区域	神大実、七郷、中川、 岩井、七重地区の一部	—	0.0	H23. 4. 7
坂東市菅生沼 自然景観保全条例	菅生沼周辺	119.2	0.0	H27. 1. 1
鳥獣保護区特別地区 (鳥獣保護区特別保護区域)	菅生沼	177	0.0	H26.11. 1

資料：都市計画基礎調査（平成 23 年度）を基本に修正

(7) 道路・交通

①都市計画道路の状況

本市の都市計画道路は、16路線（延長49,200m）が都市計画決定されています。

整備状況としては、3路線が完成しており、他の13路線は未整備または未完成となっています。

都市計画道路の状況

番号	名称	位置	事業主体	幅員 (m)	延長 (m)		
					計画 総延長	改良済 (完成)	改良済 (暫定)
1・3・2	首都圏中央連絡自動車道線	菅谷～勘助新田	国土交通省	25.0	10,160	0	0
3・4・4	辺田・上出島線	辺田～上出島	坂東市	16.0	5,320	3,670	0
3・4・5	辺田本町線	辺田～岩井	茨城県	16.0	3,060	1,070	0
3・4・6	長谷八幡線	長谷～岩井	坂東市	16.0	2,150	2,150	0
3・5・7	篠山藤田線	岩井	茨城県	12.0	1,540	0	0
3・4・8	長谷・藤田線	長谷～岩井	坂東市	16.0	1,500	1,060	0
3・5・9	遠神追分線	沓掛	茨城県・坂東市	14.0	1,220	1,030	0
3・4・10	沓掛橋・岩井線	沓掛～岩井	茨城県・坂東市	16.0	6,810	2,510	780
3・4・22	辺田長谷線	辺田～長谷	坂東市	16.0	880	880	0
3・3・23	大口・上出島線	大口～上出島	茨城県・坂東市	25.0	9,450	5,380	1,860
3・4・24	猫実・大口線	猫実～大口	茨城県	16.0	600	600	0
3・4・25	三本松・中西線	辺田	坂東市	17.0	640	0	0
3・5・25	岩井・勘助新田線	岩井～勘助新田	坂東市	12.0	3,530	3,120	0
3・4・26	辺田・城合線	辺田	坂東市	17.0	970	0	0
3・3・27	生子・山崎線	生子	茨城県	25.0	450	0	0
3・4・28	三番縄・赤木下線	沓掛	坂東市	16.0	880	0	0
計					49,200	20,630	8,750

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）を基本に半谷・富田地区関連の変更などを追加
（平成26年時点）



新しい道路の整備（国道354号岩井バイパス）

②一般道路の状況

本市には、国道 1 路線、主要地方道 3 路線、一般県道 10 路線があります。

また、緊急輸送道路の指定を受けている路線は、主要地方道 3 路線、一般県道で 3 路線となっています。

道路現況

種別	路線名	道路実延長 (m)	舗装済延長 (m)	舗装率	改良済延長 (m)	改良率	緊急輸送 道路の指定
国道	354 号	19,353	19,353	100.0%	19,353	100.0%	
	合計	19,353	19,353	100.0%	19,353	100.0%	
主要 地方 道	つくば野田線	3,275	3,275	100.0%	3,275	100.0%	○
	結城坂東線	11,640	11,640	100.0%	11,640	100.0%	○
	土浦境線	8,088	8,088	100.0%	4,995	61.8%	○
	合計	23,003	23,003	100.0%	19,910	86.6%	
一般 県道	土浦坂東線	5,614	5,614	100.0%	5,243	93.4%	
	中里坂東線	12,433	12,433	100.0%	9,953	80.1%	
	猿島常総線	15,137	15,137	100.0%	8,392	55.4%	○
	高崎坂東線	8,608	8,608	100.0%	3,757	43.6%	
	若境線	3,407	3,407	100.0%	1,316	38.6%	○
	岩井野田線	5,238	5,238	100.0%	4,678	89.3%	
	岩井関宿野田線	2,584	2,584	100.0%	2,584	100.0%	
	伏木坂東線	5,095	5,095	100.0%	4,419	86.7%	
	坂東菅生線	1,738	1,738	100.0%	1,738	100.0%	○
	小山菅生小絹 停車場線	2,573	2,573	100.0%	2,520	97.9%	
	合計	62,427	62,427	100.0%	44,600	71.4%	

資料：都市計画基礎調査（平成 23 年度）を基本に茨城県境工事事務所資料による変更を追加



周辺都市と連絡する幹線道路の整備（下総利根大橋）

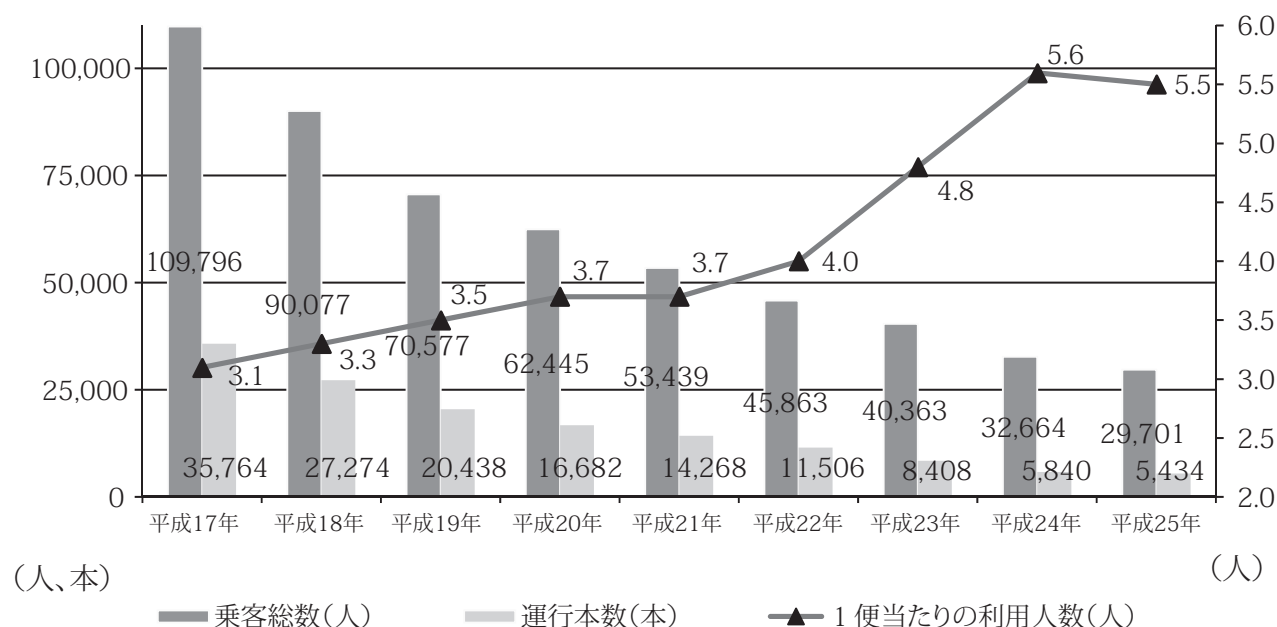
③公共交通機関

本市の公共交通機関には、主要な鉄道駅発着の路線バス（水海道駅、野田市駅、守谷駅）、主に猿島地域と岩井中心市街地、境町とを結ぶ巡回バス（岩井・境ルート、平日のみ運行）、東京駅発着の高速バス、その他、市が運行するコミュニティバス「坂東号」、デマンドタクシー「らくらく」があります。

コミュニティバス「坂東号」は、現在6ルートで運行しています。デマンドタクシー「らくらく」は、前日予約制で運行地域は市内全域となっています。運行日は、月曜日から土曜日で、1日8便運行しています。

鉄道駅がない本市において、唯一、東京へ直接アクセスできる高速バスは、平成15年度には年間乗降客数13万人を越えていましたが、つくばエクスプレスが開通した平成17年以降、利用者が減少しています。利用者の減少にあわせて運行本数も減便され、現在は7便の運行となっています。

高速バスの乗客総数・運行本数・一便当たりの利用人数推移



資料：関東鉄道（株）



東京～坂東間を連絡する高速バス

(8) 公園・緑地等

本市には、八坂公園と中央児童公園が都市計画決定されています。また、その他の公園11箇所、スポーツ施設が11箇所あります。また施設緑地408.3ha、地域制緑地6,174.7haとなっており、市民1人当たりの緑地面積は、1,173.1㎡となっています。そのほか、逆井農村いこいの広場(9,919㎡)や天神山農村いこいの広場(7,400㎡)などもあります。

公園の都市計画決定状況

番号及び施設名	種類	面積
5・5・001 八坂公園	総合公園	10.2ha
2・2・001 中央児童公園	街区公園	0.64ha

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）

その他の公園

その他の公園
宝堀運動公園
馬立運動公園
幸神平公園
創造の池多目的広場
逆井城跡公園
生子運動公園
内野山運動公園
前山公園
八坂水生公園
しど谷津公園
ぼうけん広場

スポーツ施設

スポーツ施設
坂東市総合体育館
坂東市猿島体育館
坂東市猿島武道館
坂東市岩井球場
坂東市猿島球場
坂東市緑のスポーツ広場
坂東市岩井テニスコート
坂東市生子テニスコート
坂東市逆井山テニスコート
沓掛球場
八坂公園プール

資料：生涯学習課

緑地

区分		市街化区域		都市計画区域		一人当たりの 緑地面積(㎡)
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
施設緑地						72.8
基幹公園						
	街区公園	1	0.6	1	0.6	
	総合公園	—	—	1	10.2	
公共施設緑地		10	26.0	47	76.5	
民間施設緑地		5	2.0	115	321.0	
				小計	408.3	
地域制緑地						1,100.4
	生産緑地地区	55	12.9	55	12.9	
近郊緑地保全区域		—	—	1	749.0	
自然環境保全地域		—	—	1	163.9	
河川保全区域		—	—	1	26.6	
農振農用地		—	—	1	3,950.7	
森林民有地		—	—	—	1,137.9	
条例によるもの		13	98.0	39	133.7	
				小計	6,174.7	
				合計	6,583.0	1,173.1

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）を基本に修正
※上記以外に「緑地環境保全地域」が2箇所（3.51ha）ある

(9) 河川・池沼

本市には利根川水系の一級河川が6本、準用河川が4本あり、常総市との境界には菅生沼があります。

一級河川の飯沼川は、地域の景観・歴史・文化等を活かし、行政や住民との連携の下で、まちと水辺の融合が図られた良好な河川空間の形成を目的とした、ふるさとの川整備事業に平成3年に認定されました。延長5.2kmの区間で、事業のテーマは、「恵みの沼の蘇生そして、学びの沼への創造」とされています。

河川・池沼の状況

区分	名称	認定総延長 (m)
1 級河川	飯沼川	32,630
	東仁連川	33,540
	横仁連川	3,500
	江川	9,500
	西仁連川	22,230
	矢作川	3,100
準用河川	上田川	2,300
	江川	700
	大鳥川	1,300
	浮田川	750

資料：道路課、茨城県境工事事務所、茨城県土木概要（平成24年）



八坂公園



逆井城跡公園



良好な自然環境が保全されている菅生沼



しど谷津公園

(10) 下水道

①公共下水道事業の状況

本市では、2つの下水道が事業決定されています。

岩井地域においては、坂東市公共下水道で、排水区域面積770ha、管渠121.63km、処理場として岩井浄化センター、面積5.8haとなっています。

猿島地域においては、利根左岸さしま流域関連坂東市公共下水道で、排水区域面積649.5ha、管渠56.45km、処理場としてさしまアクアステーション、面積6.8haとなっています。

公共下水道事業の状況

		坂東市公共下水道	利根左岸さしま流域関連 坂東市公共下水道
計画面積		770ha	649.5ha
計画人口		16,180人	10,360人
計画汚水量		8,903m ³ /日	7,552m ³ /日
管渠		121.63km (H25年度末時点)	56.45km (H25年度末時点)
普及率		33.20%	33.70%
水洗化率		76.20%	48.48%
処理場	名称	岩井浄化センター	さしまアクアステーション
	面積	5.8ha	6.8ha
	処理法	標準活性汚泥法	凝集剤添加活性汚泥法
	放流先	大原樋管から利根川	長井戸沼中央排水路から利根川
事業着手 事業完了年月日		S54. 2. 9 H31. 3.31	H 3. 5.21 H31. 3.31

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）を基本に修正

公共下水道の普及状況

年次	総人口 ①(人)	処理 人口 ②(人)	整備 人口 (人)	普及率 (%) ②/①	整備区域 面積 (ha)	処理区域 面積 (ha)	水洗化 人口 ③(人)	水洗化率 ③/②
平成18年	57,622	15,411	15,412	26.7%	699	696	9,872	64.1%
平成19年	57,298	15,804	15,804	27.6%	714	714	10,430	66.0%
平成20年	56,996	15,955	15,965	28.0%	731	731	10,644	66.7%
平成21年	56,610	16,697	16,697	29.5%	735	735	11,053	66.2%
平成22年	56,252	17,283	17,283	30.7%	743	743	11,593	67.1%
平成23年	55,883	18,107	18,107	32.4%	751	750	12,028	66.4%
平成24年	57,103	18,339	18,339	32.1%	756	754	12,534	68.3%
平成25年	56,695	18,895	18,895	33.3%	763	763	13,056	69.1%

資料：下水道課

②汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率（公共下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽などの各普及率の合計）は、順次整備が進み、近年は約68%まで向上しています。

汚水処理方法の内訳としては、公共下水道が約33%と最も多く、次いで合併浄化槽、農業集落排水施設となっています。

汚水処理の普及状況

年次	行政人口 (人)	公共下水道		農業集落排水施設		合併浄化槽		汚水処理人口	
		処理人口 ①(人)	普及率 (%)	処理人口 ②(人)	普及率 (%)	処理人口 ③(人)	普及率 (%)	総合計 ①～③ (人)	総合計 ①～③ (%)
平成18年	57,622	15,411	26.7	5,896	10.2	7,733	13.4	29,040	50.4
平成19年	57,298	15,804	27.6	5,963	10.4	9,839	17.2	31,606	55.2
平成20年	56,996	15,955	28.0	5,977	10.5	7,730	13.6	29,662	52.0
平成21年	56,610	16,697	29.5	7,014	12.4	8,281	14.6	31,992	56.5
平成22年	56,252	17,283	30.7	7,082	12.6	9,097	16.2	33,462	59.5
平成23年	55,883	18,107	32.4	7,006	12.5	9,643	17.3	34,756	62.2
平成24年	57,103	18,339	32.1	6,961	12.2	12,645	22.1	37,945	66.5
平成25年	56,695	18,895	33.3	6,808	12.0	12,926	22.8	38,629	68.1

資料：茨城県 市町村別汚水処理人口普及状況

(11) その他の供給処理施設等の都市計画決定の状況

本市では、ごみ焼却場としてさしま環境センターごみ処理施設、火葬場として岩井市営斎場（現在の名称は坂東市営斎場として運営）、その他の都市施設として岩井市地域福祉センター（現在の名称は坂東市岩井福祉センターとして運営）、岩井市総合文化ホール（現在の名称は坂東市総合文化ホールとして運営）が都市計画決定されています。

その他の供給処理施設等

区分名	施設名	面積(㎡)	決定・変更 年月日	備考
ごみ焼却場	さしま環境センター ごみ処理施設	約70,000	H17. 5.13	さしまクリーンセンター寺久
火葬場	岩井市営斎場	約11,900	S61.12.24	
その他の 社会福祉施設	岩井市地域福祉センター	約18,000	H 4. 1.16	夢積館
その他の 教育文化施設	岩井市総合文化ホール	約49,300	H 4. 1.16	ベルフォーレ

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）

1-7 開発行為・市街地開発事業及び農地転用の状況

(1) 開発行為

本市では、民間の事業者により2件の大規模開発（5ha以上の開発）が行われました。事業種別の内訳は、商業・流通系が1件、工業系が1件となっています。

開発行為の状況

地区名	事業手法	事業種別	事業着手年月日	事業完了年月日	総面積	うち含まれていた農地
幸田地区	開発行為	工業系	H15. 5.23	H16.5.31	約11.9ha	8,592 m ²
荏打地区	開発行為	商業・流通系	H18. 1.26	H19.8.22	約12.8ha	39,992.9m ²

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）

(2) 市街地開発事業

市街地開発事業として、茨城県が主体となった幸神平地区において工業団地造成事業が行われ、平成8年に事業が完了しました。また、半谷・富田地区においても平成25年10月に工業団地造成事業が都市計画決定され、事業認可を受け、坂東市が主体となって事業に着手しました。

市街地開発事業

地区名	事業手法	事業種別	事業着手年月日	事業完了及び進捗率	総面積	計画		事業主体
						事業所数	就労人口	
幸神平地区	工業団地造成事業	工業系	H4.12.18	平成8年100%	85.2ha	16所	3,677人	茨城県
半谷・富田地区	工業団地造成事業	工業系	H25.12. 9	—	73.7ha	20所	3,285人	坂東市

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）を基本に半谷・富田地区における変更を追加（平成25年12月時点）

(3) 農地転用

本市の平成25年の都市計画区域における農地転用状況は、転用件数139件、転用面積10.2haです。転用用途の内訳は、住居系が最も多く92件、次いでその他が39件となっています。

平成21年から平成25年の5年間の推移を見ると、都市計画区域の転用件数は、平成21年から平成25年まで多少の増減はありますが、ほぼ横ばいとなっています。

平成25年の市街化区域における農地転用状況は、転用件数44件、転用面積2.1haです。転用用途の内訳は、住居系29件、その他12件と続きます。

一方、平成25年の市街化調整区域における農地転用状況は、転用件数95、転用面積8.1haです。転用用途の内訳は住居系63件、その他27件と続きます。このことから、市街化調整区域において多くの農地転用が行われているといえます。

農地転用の状況（市街化区域）

区分	平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年	
	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)
農地面積	—	92.2	—	90.6	—	—	—	—	—	—
住居系	28	1.0	26	1.4	13	0.5	23	0.9	29	1.6
商業系	2	0.1	1	0.2	2	0.2	7	2.4	0	0.0
工業系	4	0.1	4	0.6	0	0.0	0	0.0	1	0.0
公共系	0	0.0	2	0.2	1	0.0	0	0.0	2	0.0
その他	10	0.5	11	0.5	9	0.3	21	1.6	12	0.5
小計	44	1.7	44	2.9	25	1.0	51	4.9	44	2.1

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）を基本に修正

農地転用の状況（市街化調整区域）

区分	平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年	
	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)
農地面積	—	6,266.2	—	6,348.4	—	—	—	—	—	—
住居系	58	2.7	83	4.0	68	2.4	62	2.3	63	2.8
商業系	4	1.4	3	1.6	1	0.1	0	0.0	2	0.3
工業系	18	3.8	17	1.6	0	0.0	9	0.8	3	0.4
公共系	0	0.0	4	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0
その他	10	0.4	8	0.7	28	3.6	36	3.2	27	4.6
小計	90	8.3	115	8.0	98	6.2	107	6.3	95	8.1

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）を基本に修正

農地転用の状況（都市計画区域）

区分	平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年	
	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)
農地面積	—	6,358.4	—	6,439.0	—	—	—	—	—	—
住居系	86	3.7	109	5.4	81	2.9	85	3.2	92	4.4
商業系	6	1.5	4	1.8	3	0.3	7	2.4	2	0.3
工業系	22	3.9	21	2.2	0	0.0	9	0.8	4	0.4
公共系	0	0	6	0.3	2	0.1	0	0.0	2	0.0
その他	20	0.9	19	1.2	37	3.9	57	4.6	39	5.1
小計	134	10.0	159	10.9	123	7.2	158	11.0	139	10.2

資料：都市計画基礎調査（平成23年度）を基本に修正

1-8 景観・歴史資源

(1) 景観・歴史資源

本市には、国指定文化財が1件、県指定文化財が18件、市指定文化財が58件あります。

県指定史跡の「國王神社本殿・拝殿」や「逆井城跡」などをはじめとして、多くの文化財や史跡が残されています。

文化財の状況（国・県指定）

名称	種別	所在地	指定区分
絹本著色聖徳太子絵伝	絵画	みむら	国
絹本著色来迎弥陀三尊像	絵画	岩井	県
絹本著色曼荼羅	絵画	生子	県
阿弥陀寺御文	書跡	長須	県
聖徳太子木像	彫刻	みむら	県
木造阿弥陀如来坐像	彫刻	辺田	県
木造大日如来坐像	彫刻	岩井	県
寄木造平将門の木像	彫刻	岩井	県
金剛力士像	彫刻	生子	県
香取神社本殿	建造物	沓掛	県
國王神社本殿	建造物	岩井	県
國王神社拝殿	建造物	岩井	県
護摩壇	工芸品	生子	県
礼盤	工芸品	生子	県
脇机	工芸品	生子	県
沓掛ノ大櫓	天然記念物	沓掛	県
逆井城跡	史跡	逆井	県
神田ばやし	無形民俗文化財	神田山	県
猿島ばやし	無形民俗文化財	生子八坂神社	県

資料：生涯学習課



國王神社



絹本著色聖徳太子絵伝

1-9 上位計画の整理

(1) 首都圏整備計画 (国土交通省 平成18年9月告示)

1) 目標とする社会や生活の姿

- 我が国の活力創出に資する自由な活動の場の整備
- 個人主体の多様な活動の展開を可能とする社会の実現
- 環境と共生する首都圏の実現
- 安全、快適で質の高い生活環境を備えた地域の形成
- 将来の世代に引き継ぐ共有の資産としての首都圏の創造

2) 目指すべき地域構造

- 特色ある都市機能が集積する拠点的な都市を中心に、業務、商業、文化、居住等の諸機能がバランスよく配置された自立性の高い地域を形成するとともに、それぞれが首都圏内の他の拠点や、さらには首都圏外の拠点とも相互の連携・交流によって機能を分担し、補完し高めあう「分散型ネットワーク構造」を目指す。

3) 地域整備の基本的考え方（坂東市を含む近郊地域）

- 東京中心部の近郊地域においては、東京中心部から環状方向に拠点的な都市が帯状に連坦しており、それらの都市を「環状拠点都市群」として育成・整備を図るとともに、相互の連携を強化し、東京中心部との適切な機能分担を推進する。
- 東京都市圏北部・東部については放射状の交通体系に沿って拠点的な都市に集積が進みつつあるが、東京都市圏における業務等の機能分担を進めていく上で、環状方向の連携が課題となっている。今後は、広域連携拠点の育成を図り、諸機能の集積を高めるとともに、環状方向の連携を強化し、長期的には自立性の高い地域が連携した重層的な地域構造を目指し整備を進め、都市間の緑地保全等、自然環境との調和を図りつつ、東京都市圏西部から東部にいたる環状方向の拠点群の形成を図る。さらに、関東北部や関東東部地域との連携を進める。

4) 整備編における位置づけ (坂東市を含む近郊地域)

- 業務、商業、文化、居住等の諸機能がバランスよく配置された自立性の高い地域の形成を推進
- 都市空間の再編整備及び拠点的な都市の整備と郊外部の住宅団地の再生推進
- 環状方向の交通ネットワークの形成と拠点都市相互の連携強化による環状拠点都市群の育成
- 東京中心部へのアクセス改善による重層的な地域構造の形成
- 周辺地域や首都圏外の都市との連携・交流を深めることによる東京一極依存構造の是正
- 自然環境の保全・再生・創出を総合的に考慮した水と緑のネットワークの形成推進



(3) 茨城県都市計画マスタープラン（茨城県 平成21年12月策定）

1) 基本理念と将来都市像

■ 次世代を育み、未来につなぐ「人が輝き、住みよい、活力ある」都市

- 誰もが輝き、誇りをもつことのできる都市
- 機能を分担し合い、安心して暮らせる都市
- 活力が未来へつながる都市

2) 将来都市構造の視点

■【集約と連携】～「コンパクトな都市」と「メリハリある地域」の連携～

- ①都市の集約化と活性化
 - 中核的な都市を中心とし、各々の都市の特性を活かした、高次都市機能の集積、経済や産業の活性化を進め、県の社会・経済を牽引する都市圏を形成します。
- ②地域の個性ある発展と相互連携の強化
 - 地域資源を活かした個性あるまちづくりを進めるとともに、隣接する都市や地域と連携し、都市機能を相互補完することで、魅力ある生活環境を創出します。
- ③連携と交流を支えるネットワークの構築
 - 都市間の連携や都市と地域の交流を促進するため、広域交通網をはじめとするネットワークを構築していきます。
- ④自然環境の保全と共生
 - 豊かな自然環境と調和のとれた景観を保全するとともに、これらと共生することにより、多様性のある生態系を確保し、魅力ある地域づくりに活かしていきます。

3) 将来都市構造（坂東市に係る部分のみ）

■ 生活拠点都市

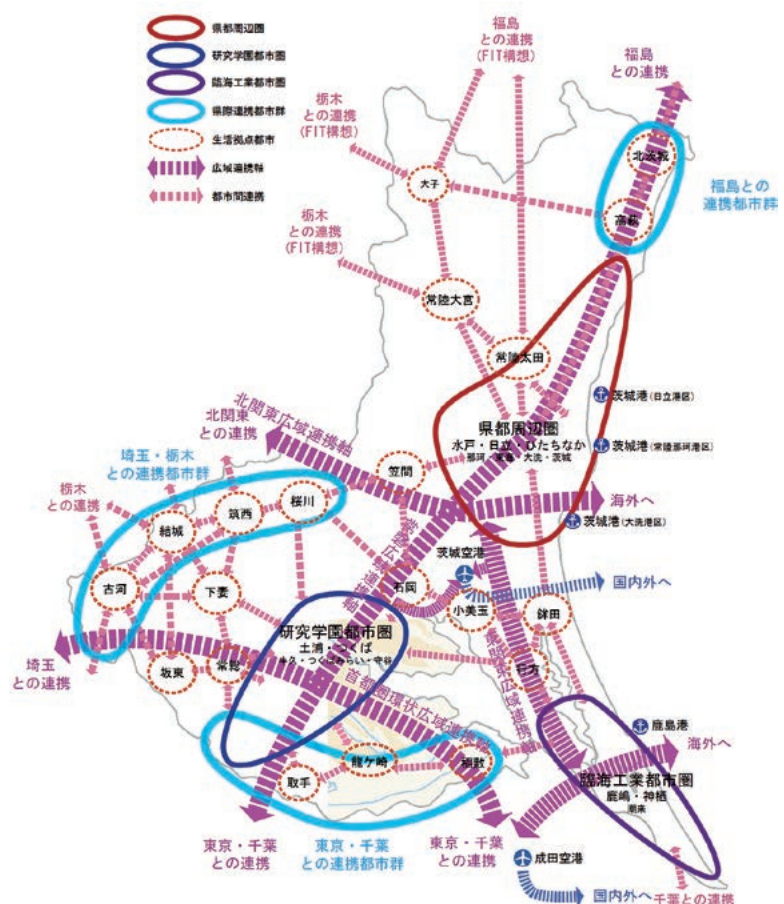
- 日常生活を営む上で必要となる都市機能を確保するとともに、近隣都市間での連携を強化することで都市機能の相互補完をします。

■ 首都圏環状広域連携軸

- 首都圏中央連絡自動車道を中心として、首都圏を環状に貫く軸で、本県では県南部や県西部と東京・千葉・埼玉方面を結ぶ横軸を形成します。

■ 河川軸

- 県土の南側に流れる利根川によって形成される軸で、鬼怒川や小貝川などに沿って枝軸が派生し、同じようにネットワークを形成していきます。



■ 活力ある産業拠点と日本を代表する大規模野菜産地の形成

- | | |
|-------------|---|
| 施策展開
の方向 | <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏中央連絡自動車道 I C 周辺などにおける計画的な産業拠点の創出 ・北関東自動車道や筑西幹線道路などの整備効果やつくばとの近接性を活かした流通・業務拠点の整備促進 ・結城紬や石材加工などの地場産業の振興、活性化 ・日本を代表する大規模野菜産地の形成 |
|-------------|---|

施策展開 の方向	・首都圏中央連絡自動車道や筑西幹線道路、都市軸を形成する幹線道路の整備 ・つくばエクスプレス周辺地域における交通体系の整備促進 ・筑西市や結城市における良好な居住環境などの整備促進 ・常総線沿線地域における計画的な市街地の形成 ・砂沼広域公園、県西総合公園における防災施設の整備など防災体制の充実
-------------	--

施策展開 の方向	・古河、結城、真壁の街並みなど歴史的資源を活かした地域づくりの促進 ・常総市などの映画やテレビのロケ地を活かした観光の促進 ・利根川や鬼怒川などの水辺空間を活かした交流拠点の形成 ・広域交通ネットワークの整備を踏まえた観光ネットワークの形成 ・筑波山周辺の景観や地域資源を活かした多様な主体の参画による美しい道路空間や魅力ある観光ネットワークの形成 ・平地林の保全と自然散策路の整備、森林体験活動の場としての活用促進
-------------	---

[illegible]

(4) 茨城県都市計画マスタープランー震災対策編ー (茨城県 平成24年10月策定)

1) 方針の柱となる基本的な考え方

視点1 震災に強くしなやかな県土づくり

■ 生命を守るための減災対策や機能強化

- 頻度が高い地震・津波による被害を防ぎ、巨大地震による震災から優先して生命を守るため、安全な避難行動や迅速な救急活動などを支える都市の減災対策や機能強化を図ります。

■ 都市機能を維持する代替性・補完性の確保

- 都市施設などが被災しても、震災による被害を極力軽減し、その機能を維持するため、多様な対策を組み合わせ、連携を図ることによって、代替性・補完性を確保します。

視点2 安全・安心な暮らしを支える生活環境の整備

■ 震災時の生活維持を支えるコンパクトな都市づくりや地域防災力の向上

- 震災時のエネルギー不足やライフラインの寸断などによる県民への影響が極力生じないよう、社会資本整備に関わる民間事業者などとも連携し、震災時の生活維持と地域防災力の向上を図ります。

■ 防災性の向上による安全・安心の都市づくり

- 震災被害に対する備えとして市街地や都市施設の安全性を高めるため、予防的・計画的な震災対策に取り組み、防災性の向上を図ります。

視点3 新たな活力の創出と将来の発展に向けた交流・産業基盤の整備

■ 産業の振興や地域の活性化のための復旧・復興都市づくり

- 震災により失われた活力や経済損失を早期に取り戻すとともに、復旧にとどまらない復興をめざすため、産業の振興や地域の活性化に資する復旧・復興都市づくりを進めます。

2) 県西ゾーンの方針

■ 広域交通体系を活かした防災拠点へのアクセスや周辺都市との連携体制の強化

- 広域交通ネットワークを活かした地域間連携を強化する緊急輸送体系の構築
- 東京圏との近接性や首都直下地震への対応なども踏まえた広域的な相互応援体制の構築
- 県西総合公園などの防災拠点や救急医療施設へのアクセス確保

■ 田園空間と調和した都市機能の集積や市街地間の連携による安全・安心な生活圏の形成

- 都市機能の回復力を高める集約型都市構造の形成
- 効率的な災害対応を支える拠点都市間の相互連携強化
- 地盤・土砂災害などから暮らしを守る土木施設やライフラインの耐震性強化
- 防災拠点の機能を有する公園などの公共施設の防災機能の強化

■ 活力ある産業拠点の形成と、自然・歴史・文化を活かした交流空間づくり

- 地域経済・産業の継続的な活動や早期復旧を支える粘り強い産業基盤の整備
- 他地域とのアクセス性や優れた立地条件を活かした、防災性の高い産業拠点の形成による産業振興
- 東京圏への近接性や広域交通ネットワークを活用した交流人口の拡大
- 歴史的街並み、地場産業、地域資源などを活かした観光交流の促進や地域振興

(5) 岩井・境都市計画区域マスタープラン（茨城県 平成23年2月告示）

1) 都市づくりの基本理念

- 首都圏中央連絡自動車道の整備効果を活かして、県内外の都市との連携を強化しながら、そのインターチェンジ周辺等に新たに複合的業務・研究開発・情報関連機能の導入を図る。これらにより、人口や産業の集積を高めていくとともに、豊かな緑や水辺などの自然、歴史を活かした魅力ある都市を目指す。

2) 地域ごとの市街地像

①岩井市街地地域

- 国道354号沿道を中心として、商業・業務機能の充実や地区計画制度を活用した景観整備を推進するとともに、市役所周辺において行政・文化機能の充実を図り、本区域の中心都市として魅力と活力ある市街地の形成を図る。
- その周囲には、平地林などの自然環境や社寺などの歴史的資源に調和した道路等の都市基盤施設の整備を図り、快適な居住環境の整備を推進する。
- 首都圏中央連絡自動車道インターチェンジへのアクセス道路や周辺の集落地を結ぶ道路の整備をはじめとする骨格的道路網の形成等、広域交通体系の整備を推進する。
- 既存工業地においては、周辺の居住環境や自然環境との調和に配慮しつつ、道路等の基盤施設の充実や緑化の推進等により、生産環境の向上に努める。

②猿島市街地地域

- 県道結城坂東線、土浦境線沿道を中心として、平地林や緑地などの自然環境に配慮し、道路等の都市基盤施設の整備と合わせた居住環境の整備、都市的未利用地の活用、商業・サービス機能の充実を図り、緑豊かで快適な市街地の形成を図る。
- 既存工業地である杓掛工業団地においては、周辺の居住環境や自然環境との調和に配慮し、道路等の基盤施設の充実や緑化の推進等により、生産環境の向上と企業誘致を図る。

③工業系市街地地域

- 坂東市の幸神平地区（つくばハイテクパークいわい）等については、周辺の自然環境との調和に配慮し、道路等の基盤施設の充実や公園等オープンスペースの確保、街路や敷地内の緑化の推進等により、良好な生産環境の形成・維持に努める。

3) 区域区分の方針

①おおむねの人口

区 分 \ 年 次	平成 17 年 (基準年)	平成 27 年 (基準年の 10 年後)
都市計画区域内人口	93.9 千人	おおむね 90.5 千人
市街化区域内人口	25.5 千人	おおむね 25.0 千人

②産業の規模

区 分 \ 年 次		平成 17 年 (基準年)	平成 27 年 (基準年の 10 年後)
生産規模	工業出荷額	4,200 億円	5,439 億円
	卸小売販売額	1,330 億円	1,889 億円
就業構造	第 1 次 産 業	5.7 千人 (11.6%)	4.6 千人 (9.1%)
	第 2 次 産 業	19.7 千人 (40.1%)	22.9 千人 (45.5%)
	第 3 次 産 業	23.8 千人 (48.5%)	22.8 千人 (45.3%)

③市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

年 次	平成 17 年 (基準年)	平成 27 年 (基準年の 10 年後)
市 街 化 区 域 面 積	1,204 ha	おおむね 1,220 ha

4) 主要な都市計画の決定の方針（土地利用：主要用途の配置の方針）

①商業・業務地

- 岩井市街地地域の辺田・本町線沿道は、幹線道路に面した利便性を活かし、店舗や事務所、市役所などの公共公益施設等が集積するにぎわいと活力のある都市拠点の形成を図る。
- 猿島市街地地域の沓掛地区等は、地域を対象とした商業・業務機能の整備・充実を図る。

②工業地

- つくばハイテクパークいわいと沓掛工業団地は、良好な生産環境の維持に努めるとともに、今後とも企業誘致に努める。
- 辺田地区と上出島地区に既存の工場等による工場地を配置するほか、首都圏中央連絡自動車道の I C 周辺については、複合的な産業機能の導入を図る。

③住宅地

- 辺田地区は、地区計画等により魅力的な住宅地の形成を図る。



(6) 坂東市総合計画（坂東市 平成19年3月策定）

1) まちづくりの基本理念と将来像

～発展・活力～「広域交通体系の整備効果や地域資源を生かしたまちづくり」

- 首都50km圏・茨城県の南西部にあって、広域交通体系の整備や、利根川に育まれてきた豊かな自然、そこに暮らしを営む市民の技術・知恵を生かして、都市の自立・発展を支える産業の活力や都市機能の魅力に満ちたまちをつくります。

～安全・安心～「誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり」

- 少子高齢化が更に進む中、子どもから高齢者まで、すべての市民が安心して暮らすことのできるまちをつくります。

～協働・共生～「人と人が協働し、人と自然が共生するまちづくり」

- 市民と行政が共に手を取り合い、人と人との交流を大切にするまち、そして、自然を守り、人と自然が共生するまちをつくります。

2) 土地利用の方向

■都市ゾーン

- 都市ゾーンは、現在の市街化区域を位置づけ、都市的土地利用を高め、賑わいのある中心商業拠点の育成や上下水道・街路・公園など生活基盤の整った快適な市街地の形成を目指します。

■産業ゾーン

- 産業ゾーンは、「つくばハイテクパークいわい」など既存の工業団地や工業集積地区とその周辺及び首都圏中央連絡自動車道I C周辺地区とします。このゾーンは、首都圏に近接する地理的条件や首都圏中央連絡自動車道の整備効果を活用しながら、生産・流通系、レクリエーション系等の様々な産業を導入する産業拠点として、本市における産業活性化を推進していきます。

■集落ゾーン

- 集落ゾーンは、農業集落の生活基盤整備を図りながら秩序ある住環境の整備を促進する区域とします。都市計画法による区域指定の指定地域においては、都市ゾーンにおける居住機能を一部補完する区域として位置づけます。

■農業環境ゾーン

- 農業環境ゾーンは、全国有数の農業生産高を誇る優良農地の集積がみられる区域として位置づけます。畑作農地の更なる高度化を促進すると共に、遊休農地の活用や猿島台地上に点在する平地林の保全に努めます。
- 農業大学校、農業改良普及センターや関連研究機関等とタイアップした高付加価値型農業の展開や流通加工施設の配置、観光型農業・銘柄野菜のブランド化を促進し、生鮮野菜供給基地として新たな展開を目指します。

■水田ゾーン

- 水田ゾーンは、稲作の生産拠点及び保水・遊水機能や生態系保全といった環境保全機能を有する貴重な緑の空間として保全・活用します。

3) 拠点・ネットワークの形成方針

■都市コミュニティ拠点

- 都市的コミュニティの中心拠点となる岩井、沓掛の2地区です。
- 中心市街地活性化方策を重点的に実施しながら、様々な都市機能が集積し、多くの市民が利用しやすい市街地の形成を目指します。
- 既存主要地方道結城坂東線を都市内交流軸と位置づけ、都市コミュニティ拠点を有機的につなぎます。

■産業拠点

- つくばハイテクパークいわいなど既存の工業団地、工業集積地や首都圏中央連絡自動車道I C周辺地区は、生産・流通系の優良企業を誘致し、「産業拠点」として位置づけ、あわせて国道354号バイパス及び結城坂東線バイパス沿線にクラスター型の産業施設用地を整備します。

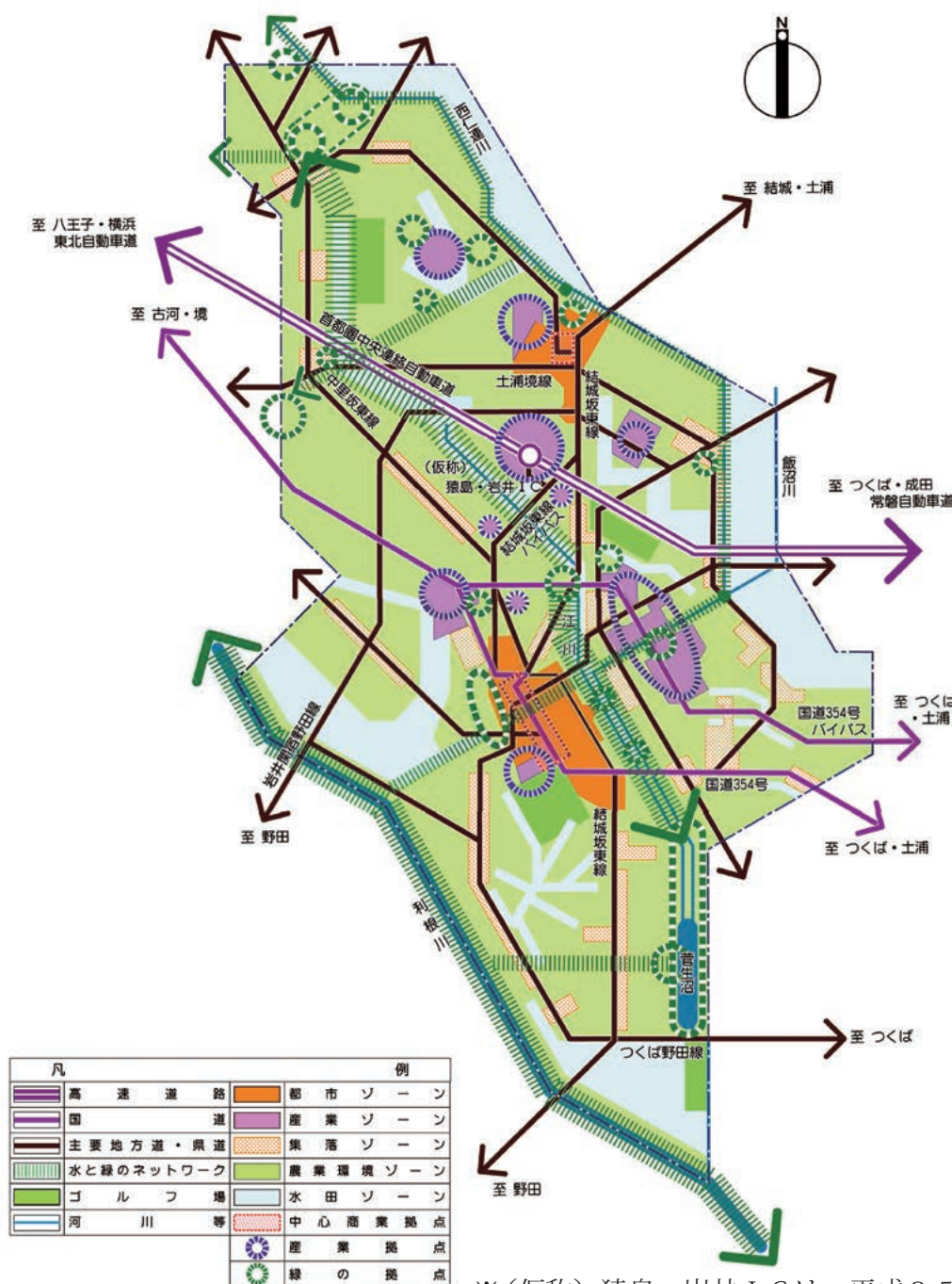
■緑の拠点

- 茨城県自然博物館、八坂公園、逆井城跡公園、前山公園、菅生沼周辺などを「緑の拠点」と位置づけ、緑の拠点をつなぐ親水空間や樹林地の整備・保全などにより、歩行者・自転車などが快適に安心して移動できる「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。

■交流ネットワーク

- 活力ある都市活動を支え、人・もの・情報の活発な交流を促す、周辺都市と本市を東西・南北につなぐ骨格としての広域都市軸、都市コミュニティ拠点をつなぐ都市内交流軸、近隣都市との連絡や市内の生活を支える地域幹線といった体系的なネットワーク化を図ります。

■土地利用構想図



※(仮称)猿島・岩井ICは、平成25年12月に「坂東IC」に決定されました

2 まちづくりの課題

2 まちづくりの課題

2-1 まちづくりの前提条件からのニーズ

(1) 都市計画を取り巻く社会情勢

近年、わが国の社会経済情勢の課題は、少子高齢化や人口減少、環境問題や環境への配慮、自動車の普及による交流促進や地域間競争、産業の海外流出や経済活動の減退のほか、巨大地震をはじめとする大規模災害など多岐に渡っており、都市計画やまちづくりでの対応が求められています。そこで、これらの社会経済情勢に関する課題に対して、本市の都市計画やまちづくりが留意すべき事項を整理します。

①少子高齢化や環境問題に対応したバランスの良い都市基盤施設の整備

全国的な人口減少、少子高齢化の影響による社会保障費の増加や、長引く景気の低迷による税収の不足傾向などを背景として、自治体の財政状況は、厳しさを増していることから、効率的な都市基盤整備が求められています。

本市でも、既存施設の維持のみならず、新たな都市基盤施設に対する投資が充分に行えなくなる可能性もあります。

このため、限られた財源の中で効率的でありながらも、同時に集約的な市街地の整備や効果的な都市基盤の維持・整備を行うことが重要です。

また、地球規模で進む環境問題は、低炭素型社会への取り組みをはじめとして、自然環境に対する負荷の小さな社会の仕組みづくりが求められています。

さらに、本市には利根川や菅生沼など、水と緑の豊かな自然環境や基幹産業である農業が織りなす、田畑の農業景観も市内各地に見られます。しかし、これから都市化が進むにつれ、これまで以上に環境面への配慮が求められます。

よって、本市において都市的な発展を目指すために新たな市街地開発事業などを行う際には、これらの自然環境や農業環境などの保全を図りつつ、同時に計画的に都市的開発を行うことが重要です。

このように、社会経済情勢が複雑化し、多様な情勢に配慮する必要がある状況下では、一見すると相反する要素についても、うまくバランスを取りながらまちづくりを進めていくことが求められます。

②地域資源を活かしたまちづくり

わが国では、自動車の普及や幹線道路の整備にともない、国民の日常生活圏の拡大が進んだことから、いわゆる地域間競争が進みつつあるため、各自治体では、積極的に産業誘致や買い物客、観光客などを取り込むための取り組みが行われています。

本市は、東京から約40kmの至近距離にあり、首都圏中央連絡自動車道の坂東ICの整備が進められており、沿線地域では企業誘致などに関して、これまで以上に地域間競争が進む可能性があります。このため、本市では、周辺都市以上に積極的なまちづくりを進めることが重要となってきます。

これを踏まえて本市の状況を見ると、市内では、災害リスクの少ない台地を中心とする安全性の高い地域に住居系、商業・業務系、工業系の受け皿となる市街地などがあります。また、利根川や菅生沼などの水辺空間、山林、農地などの自然的資源や、國王神社や逆井城跡公園など歴史を伝える資源が数多く点在しています。

そこで、本市では、地域に残るこれらの資源を活かすまちづくりを進めることで、賑わいや経済的効果を創出すると同時に、市民の誇りとなるような魅力のあるまちとなって、定住促進へとつなげることも必要です。

③交通網や位置特性を活かした産業の活性化による経済・雇用環境の向上

わが国の主要な産業は、景気低迷も相まって、厳しい経営環境が続いています。

産業面で主な課題として、農業では耕作放棄地や後継者不足、輸入農作物との競争や食の安全の問題などがあります。また、商業では郊外型の大規模店舗と個人商店などの共存、旧来からの商店街の衰退化や空き店舗の増大などによる買い物難民の発生などが挙げられます。さらに、工業では工場の海外移転による産業空洞化などの問題があります。

これら産業環境の悪化は、地域全体の経済面や雇用面など多岐に渡って悪影響を与えかねないことから、社会的にも大きな問題となっています。

一方、これまでの本市における農業・工業・商業などの状況に目を向けると、近年の衰退傾向が目立っており、わが国全体と同様な傾向となっています。

しかし、本市の産業特性面で優位な条件としては、東京に近いことに加えて、首都圏中央連絡自動車道が整備されることで、各地からの交通利便性が飛躍的に向上する点があります。

このため、本市では、交通条件の向上を皮切りに、新しい産業の立地に取り組むこと、そしてその就業者の転居によって人口の増加、市民生活を支える商業や関連産業の集積につなげ、本市全体の経済発展に結びつくことで、総合的な魅力向上になるなど、好循環サイクルに転換する契機とすることが重要です。

④多様な人びとの協働によるまちづくり

一般的に高度経済成長期など急激に拡大・成長する都市化に対して、早急に人口や産業の受け皿、都市基盤施設などを確保・整備しなければならなかった過去のまちづくりの取り組みにおいては、市民の意見を踏まえながら、行政が主導的な役割を果たし、推進の主体となって実施してきた例があります。

その結果、まちづくりの事業などは、地域住民の公共の福祉のために行ってきたにもかかわらず、地域住民にとって必要性や目的がわかりにくいことや、成果に対する理解が得られにくいことなどもありました。

また、近年の社会経済の低迷や、高齢化にともなう医療・福祉分野などの支出の増加、生産年齢層の減少による税収の低下、都市基盤施設の耐用年数に関する更新費用、巨大地震に備える耐震性の高い各種土木施設の整備など、行財政に関する状況は大変厳しいものがあります。これに対して、行政では、より効率的な行政運営を図ることは当然として、それだけでは支えきれない可能性があります。

このようなことから、本市においても、今後まちづくりの事業を行っていく際は、市の財政や社会状況を見極めつつ、市民・市民団体・企業・行政などがお互いに補完し合いながらまちづくりを分担して進めることが重要となっています。また、行政では気づきにくい課題などは、市民自らが自立的で主体的な行動をすることで、行政コストの削減にも役立ち、柔軟なまちづくりを進めることができます。このように、それぞれが無理なく続けられるまちづくりの仕組みを構築することで、持続性のある足腰の強い都市に転換していくことが可能となります。これにより、大規模災害などの緊急時でも市民自らの助け合いによって、リスクや被害を軽減できるなどの効果も期待できます。



市民活動による環境美化活動（クリーン坂東）

(2) 坂東市に関わる主要プロジェクト

本市のまちづくりに最も大きな影響を与えるプロジェクトとしては、首都圏中央連絡自動車道や国道354号岩井バイパスの整備が挙げられます。

また、これらの広域幹線道路の整備とも関連して、半谷・富田地区をはじめとする工業系市街地の整備や、岩井市街地内での新庁舎建設にともなう周辺地区でのまちづくりなどが挙げられます。

そのほか、古河市や常総市、守谷市などで新たな企業立地が進みつつあるため、本市の就業環境や新たな居住者の増加などの影響・効果が想定されます。

市内の主要プロジェクト

広域的幹線道路の整備による効果など	
首都圏中央連絡自動車道	国道354号岩井バイパス
・東京をはじめとする周辺都市へのアクセス機能の向上（広域連携） ・本市への進出企業の増加（経済活性化や雇用の創出） ・観光・物流分野などでの経済活性化 ・災害・医療などの緊急時の輸送の円滑化と経路確保 ・坂東ICアクセス道路の沿線における都市的土地利用や開発の促進	・交通機能向上（安全性向上と混雑緩和） ・坂東ICへのアクセス機能の向上 ・市内の東西方向の交通連携強化による地域の利便性向上 ・沿線における都市的土地利用や開発の促進 ・沿線に立地する企業の交通利便性向上

各種拠点の開発・整備による効果など		
つくばハイテクパークいわい	坂東インター工業団地（半谷・富田工業団地）造成事業	坂東市新庁舎建設予定地周辺地区
・茨城南部の産業エリアとしての業務集積・連携 ・近隣工場やサービス産業との取引増加 ・本市への就業者（人口）流入	・坂東IC周辺における産業エリアとしての業務集積・連携 ・本市への就業者（人口）流入	・市街地における拠点性や求心性の向上 ・中心市街地にふさわしい賑わいのある環境の創出 ・行政支援産業などのサービス業の立地



つくばハイテクパークいわい

2-2 まちづくりの課題

本市のまちづくりに関する現状や、社会的なニーズなどを踏まえ、将来のまちづくりを検討する際の前提となる課題について、都市計画の主要な分野ごとに整理します。

(1) 土地利用分野

首都圏中央連絡自動車道の坂東 I C や国道 354 号岩井バイパス等の幹線道路整備を契機とし、産業系などを中心とした都市的土地利用を積極的に図るとともに、農地や河川池沼など自然的環境を積極的に維持・保全する自然的土地利用を進めることが重要です。

- ・坂東 I C や（仮称）坂東 P A 周辺などでの計画的な産業系土地利用や観光系土地利用の推進
 - ・広域的交通ネットワークの強化にともなう交流促進や産業・観光振興
 - ・市街化区域における都市的未利用地の解消や土地利用の高度化の推進
 - ・市街化調整区域における農業生産環境や自然環境などの維持・保全の推進
-
- ・本市は、市内全域が首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に指定されており、坂東 I C や（仮称）坂東 P A 周辺などにおいて都市的土地利用を推進するとともに、営生沼など豊かな自然環境との共生を目指し、緑地の積極的な維持・保全を行う自然的土地利用を進めることが重要です。また、市街地や都市機能の無秩序な拡散を防ぎ、集約的な土地利用を進めることも必要です。
 - ・首都圏中央連絡自動車道や国道 354 号岩井バイパスの整備にともない、広域的な交通ネットワークがより強固に構築されることとなります。近隣都市との交流及び連携を促進・強化するとともに、本市の産業・観光振興などを図るための土地利用が求められます。
 - ・市街化区域においては、農地や平地林などの都市的未利用地が比較的多く存在しています。市街地の拠点性や活力を維持するためには、道路整備などと組み合わせ、積極的な都市的土地利用を進めることが求められます。また、田畑や緑地などの良好な自然環境の維持と、市民の生活環境を良好に保つことを目的とした生産緑地地区制度の活用も考えられます。
 - ・市街化調整区域には、利根川や飯沼川沿いに水田、台地部に広大な畑が広がっています。本市の基幹産業である農業を支えるため、優良農地を保全することに加え、営生沼や主要な河川などの水辺空間、斜面地や平地林、屋敷林などの自然的土地利用を保全することが重要です。また、市街化区域付近及び幹線道路沿いに開発行為及び農地転用が比較的多く見られることから、適切な土地利用が求められます。



中心市街地の街なみ

(2) 市街地・集落地分野

既成市街地の拠点性と魅力を高めるとともに、坂東 I C 周辺や広域幹線道路が交わる場所や市街地縁辺部などにおいて、人口や産業の受け皿となり、地域活性化に寄与する新市街地を検討することが求められます。

集落地においては、生活環境向上を目的とした都市施設整備が考えられます。

- ・ 既成市街地の拠点性を高めるための都市基盤施設の充実や高度利用の促進
- ・ 坂東 I C 周辺などの広域幹線道路が交わる場所や市街地縁辺部などでの計画的な新市街地の形成
- ・ 市街地の都市的未利用地の活用を図るための都市基盤施設の整備
- ・ 市街地環境の向上と災害対策を視野に入れた、道路整備や公共空地の創出
- ・ 集落地の生活環境整備の推進と、自然環境と調和した集落景観の維持・市街化調整区域における農業生産環境や自然環境などの維持・保全の推進

- ・ 既成市街地は、市民や企業などが集まる場所であり、都市基盤施設の充実や土地の高度利用を図り、市民の日常生活における便利さの向上や業務の円滑化を図ることが求められます。
- ・ 交通利便性が大幅に向上する坂東 I C 周辺では、交通利便性を活かして新たな産業機能の導入を促進することが重要です。また、定住促進などを目的とした新市街地を整備する場合は、既存の市街地の未利用地などを有効に活用しつつ、市街地を拡大することも必要です。
- ・ 商業・業務系市街地は、市民生活を支える公共公益施設や商店街などが集約しています。しかし、商店街が衰退し、狭あい道路も多く、市街地としての求心性は薄くなっています。岩井市街地は国道 354 号、沓掛市街地は主要地方道結城坂東線、土浦境線の沿道を中心として、拠点性の高い市街地を形成することが求められます。
- ・ 企業立地がおおむね完了しているつくばハイテクパークいわいや沓掛工業団地などの既存の工業系市街地では、良好な操業環境を維持するとともに、周辺の自然環境保全への配慮が必要です。
- ・ 岩井市街地の辺田地区、沓掛市街地の住宅系市街地などは、さらに市街地の活力を向上させるため、道路や上下水道など都市基盤施設の拡充を図り、住宅を中心とする宅地化を進めることが求められます。
- ・ 市街地において、密集した空間にゆとりをもたせることや、首都直下地震などの災害が発生した場合の避難地として、生産緑地地区の活用や、公共空地などのオープンスペースを確保することも考えられます。
- ・ 集落地においては、狭あい道路、公園、下水道などの生活環境の整備により、生活環境の向上を図ることが重要です。また、集落景観を維持するため、農地や平地林の維持・保全を積極的に行うことが大切です。

(3) 道路・交通分野

首都圏中央連絡自動車道や国道354号岩井バイパスなどを積極的に整備し、既存道路の適切な維持管理を行うことが求められます。また、市内外の円滑な広域交通ネットワークを作ることでも重要です。

- ・ 周辺都市と連絡する広域交通ネットワーク（首都圏中央連絡自動車道坂東ICや国道354号岩井バイパスなど）の構築
- ・ 坂東市内の各地を円滑に連絡する幹線道路の充実
- ・ 市街地にふさわしい道路網の確保
- ・ さまざまな市民の利便性の向上につながる、環境に配慮した総合的な公共交通（東京直結鉄道延伸、路線バス、デマンド交通など）の充実

- ・ 本市は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に指定され、首都圏における都市間の役割分担や連携を図ることが求められています。そのための円滑な連携を支えるのが首都圏中央連絡自動車道や国道354号などの広域幹線道路ですので、積極的な整備を進めることが重要です。
- ・ 本市と周辺都市を連絡する道路網としては、主要地方道つくば野田線、結城坂東線、土浦境線などが配置されています。利根川によって地域が分断されていることも踏まえ、都市間幹線道路の適切な維持管理を図り、周辺の拠点都市群との連携を強化することが求められます。
- ・ 市内の交通環境としては、分散している市街地間や拠点などの連携を図るため、土浦坂東線をはじめとする一般県道などの適切な維持・管理を進め、合併による市域・生活圏の拡大に対応することが求められます。
- ・ 岩井市街地や杓掛市街地などには、特に多くの人や物が集まるため、それらの交通を担う道路網が必要であるほか、市街地の宅地化を促進するための道路も必要であるため、市道などの適切な整備や維持管理を図ることが重要です。
- ・ 本市の公共交通環境としては、主にバスなどが利用されています。交通弱者とされる子どもから高齢者までさまざまなニーズに対応でき、東京などへの通勤や買い物などの日常生活を支えるため、東京直結鉄道などの人と環境に優しい市内外への総合的な公共交通の充実が求められます。



整備が進む首都圏中央連絡自動車道

(4) 公園・緑地分野

利根川、菅生沼周辺の自然環境の維持・保全が求められます。また、既存の公園は、適切な維持管理・運営を行うとともに、必要に応じて拡充をすることも考えられます。

- ・利根川、菅生沼周辺などにおける、住民の憩いに寄与する自然環境の維持・保全
- ・市民が安心して集うことのできる公園の適切な管理
- ・市街地における火災時の延焼を抑制するための防災緑地の保全
- ・公園・緑地と道路交通を総合的に勘案した水と緑のネットワークの構築

- ・利根川、菅生沼周辺は、首都圏近郊整備地帯における近郊緑地保全区域の指定を受けています。市民や近隣都市住民の憩いの場とするため、水辺や平地林などの良好な自然環境を積極的に保全することが求められます。
- ・市内には、総合公園である八坂公園や、歴史を伝える逆井城跡公園、総合体育館などの施設が多数配置されています。今後、市民の憩いの場としてより利用しやすい公園とするため、既存施設の適切な維持管理・運営を行う必要があります。そのほか、公園が不足している地区では、必要に応じて拡充することが求められています。
- ・飯沼川などの河川や菅生沼などの池沼近辺には、豊かな水辺空間が広がり、利根川河川敷ではサイクリングなどのレジャーも楽しむことも出来ます。また國王神社などの社寺林や、市街化区域内には生産緑地地区なども点在しています。しど谷津公園については、坂東市周辺では見ることが少なくなったキツリフネ草やマムシグサの自生、メダカ、ホタルなどを見ることが出来ます。これらの自然資源を維持保全するとともに、積極的に活用することで生活環境を良好に保つことが求められます。また、災害時の延焼防止や避難場所として有効に活用できるよう、道路・交通や各拠点施設と連携したネットワークを作ることが求められます。

(5) 河川・池沼分野

利根川など主要河川や池沼の適切な治水・利水のための整備が重要です。また、菅生沼などの水辺空間における、維持・保全を積極的に行うとともに、水辺空間を多面的に活用することが必要です。

- ・利根川など主要な河川や池沼の治水対策の促進
- ・利根川や飯沼川、菅生沼などの河川・池沼周辺における水辺空間と、市内の公園・緑地や地域資源などをつなぐ、道路交通を総合的に勘案した水と緑のネットワークの構築
- ・生態系など自然環境に配慮した親水空間の形成と水質改善の推進

- ・市民や近隣都市住民の安全安心な生活を支えるため、適切な維持管理を行うことが重要です。また、本市の主要な産業である農業の水資源としての適切な維持管理も重要です。さらに、河川敷や堤防などの水辺を活かした憩いの場として親水空間を整備することも考えられます。
- ・自然環境保全地域や鳥獣保護区（特別保護地区）に指定されている菅生沼は、毎年多くのコハクチョウやカモ類などが飛来してくることから、首都圏でも有数の野鳥観測地として知られています。また、絶滅危惧種として指定されているタチスミレをはじめとする植物なども生育しています。しかし、都市化が進むにつれて貴重な自然環境に影響を及ぼす可能性もあります。市内の豊かな自然環境を守り後世に伝えるため、引き続き坂東市環境基本計画に基づき自然環境に配慮した保全のための整備や活動なども必要です。

(6) 下水道分野

市民の良好な生活環境や企業の安定的な操業環境の維持につながる公共下水道やその他の下水道施設の積極的な整備を進めるとともに、水害危険性を低減するための雨水排水施設の対策が重要です。

- ・市街地での公共下水道事業の推進や、集落地での農業集落排水整備事業などの適切な維持
- ・水害危険性を低減する雨水排水施設の整備

- ・本市の公共下水道の普及率は、県平均（約59%）より低く、約33%（共に平成25年度末）にとどまっています。そこで、公衆衛生の向上や水質改善のために、道路などの都市施設の整備計画などとの整合を図りながら、積極的に下水道の整備を進めることが求められます。
- ・汚水排水施設は、既に人口や産業が集中している市街地を重点的に整備していくことが求められます。また、新たな市街地の整備と整合させることが重要です。
- ・雨水排水施設は、市街地から発生する雨水排水の適正な処理を図り、水害危険性を低減するための対策が必要です。本市では、河川や水路などが多くあり、水害などが発生する恐れもあることから、安全性を高めるため、放流先である河川や水路などの計画と調整しつつ、雨水排水施設の対策が必要です。

(7) その他の都市施設・公共公益施設分野

市民や企業などが安心して生活や操業できるよう、人口減少などの社会情勢に応じた供給処理施設の適切な維持管理・運営を行うことが重要です。各種公共公益施設は、効率性を勘案して統廃合を行うことや、老朽化した建物の更新なども必要です。

- ・人口減少などの社会情勢に合わせた供給処理施設の適切な維持管理・運営事業の推進と充実
- ・庁舎や図書館、公民館、学校など多くの市民が利用する建物で、老朽化などが懸念される施設は、必要に応じて耐震性能の向上が必要
- ・各施設へのアクセス道路の整備と景観形成の促進

- ・市内には、市民生活や企業活動が安定的に維持できるよう、坂東市浄水場、さしま環境センターごみ処理施設などの供給処理施設が配置・運営されています。人口減少にともなって人口規模に応じた施設の計画を検討することや、環境負荷の小さい施設を検討するなど、今後の社会情勢の変化に配慮した維持管理・運営事業を進めることが重要です。
- ・既成市街地には、公共公益施設などが多数立地しています。東日本大震災では、岩井庁舎など老朽化した建物などが被害を受けました。また、人口が減少する地域では、公共公益施設の使用頻度の低下も予想されます。市民が安全・安心して利用できるようにするため、安全性、利便性、効率性などのバランスに配慮しつつ、公共公益施設の適切な維持管理・運営事業を行うことが重要です。また、施設へのアクセス道路や歩道の整備、景観整備なども考えられます。

(8) 防災・防犯分野

- ・東日本大震災の被害を教訓とし、首都直下地震などの災害に備え、また、防犯面に対するまちづくりとして、安全で安心な地域市民の暮らしを支えるための都市計画の取り組み
- ・災害時における市民の安全を確保するため、避難路、避難地の確保や、地盤・土砂災害への対応など、都市計画の取り組み
- ・市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、交通安全を高める歩行空間や生活道路の整備、犯罪抑止効果がある生垣の誘導など、都市計画の取り組み

(9) 各種地域資源分野

- ・本市の各資源を活かした個性的なまちづくりを図るためには、本市の特徴となっている農業・自然・文化・景観などの保全、活用と、それらをつなぐネットワークの形成が必要
- ・本市の基幹産業である農業を支える、水田、畑地などの農業資源の保全・活用
- ・菅生沼や河川などの水辺空間、平地林などの自然環境の保全・活用
- ・國王神社をはじめとする史跡・文化財の保全・活用
- ・各種地域資源が複合的に組合わされた良好な景観の保全・活用
- ・道路網を活用した各種地域資源のネットワークの構築

(10) 福祉分野

- ・少子高齢化が進む中で、市民が不自由なく暮らせることが重要
- ・子どもから高齢者まで安心して利用できる市街地であることが必要
- ・道路や公共公益施設のバリアフリー化
- ・福祉部門との連携による安全安心なまちづくりの推進

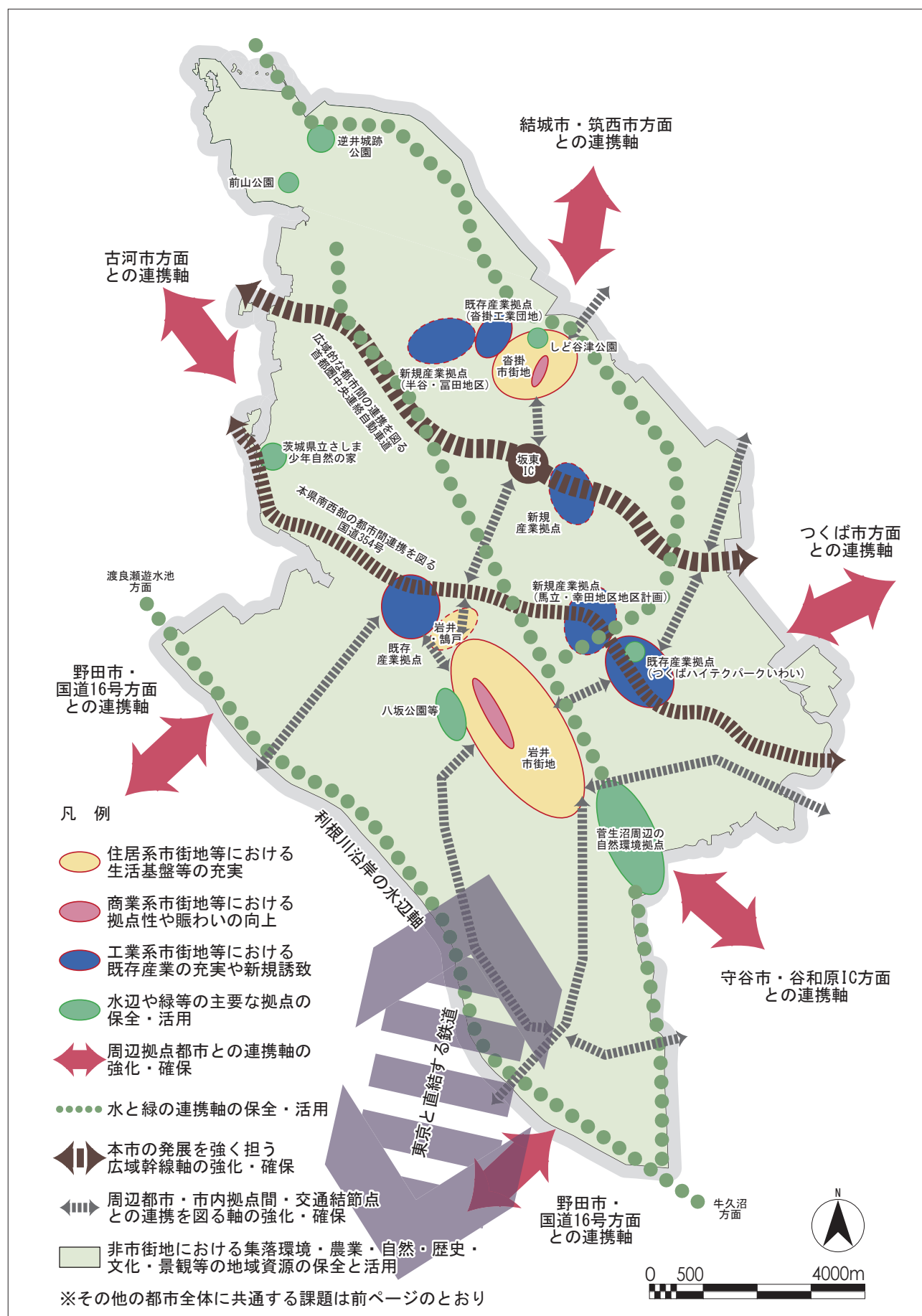


総合文化ホール「ベルフォーレ」



さしま郷土館ミュージズ

本市における都市計画やまちづくりの課題



3 まちづくりの将来像

3 まちづくりの将来像

3-1 理念

本市のまちづくりの将来像で特に大切にすべきことをまちづくりの「理念」として定めます。

(1) 首都圏中央連絡自動車道を坂東市の好循環に活かすまちづくり

人口減少や少子高齢化の進展などにより、わが国の社会経済情勢は縮小傾向となっており、地域の活力を維持し、高めることが求められています。このことから、次のような事項を理念とします。

①少子高齢化にともなう人口減少や経済活動の縮小に歯止めをかける

少子高齢化やそれにとまって生じる各種の地域活力の低下は、わが国に共通する最も重要な課題のひとつです。

この解消のためには、まちづくりのみならず幅広く多面的な対策が必要です。都市計画の対策として、新しい企業の誘致をきっかけとした地域の活性化に取り組むこととします。

②地域活性化の契機として首都圏中央連絡自動車道の整備を活かす

本市におけるまちづくりの取り組みの中で、少子高齢化の抑制に対して一定の効果が期待でき、地域発展の鍵となるものとして、首都圏中央連絡自動車道の整備を契機とした積極的な活性化対策に取り組むこととします。

③首都圏中央連絡自動車道による人・物・資金・情報の流れを坂東市で受け止める

首都圏中央連絡自動車道をはじめとする高速道路網は、単に幹線道路の整備効果にとどまらず、沿線地域に対し従来とは大きく異なる交通体系として機能し、より早く、より安全に移動できるようになるだけではなく、全国各地からの人や物、資金や情報などさまざまなものをもたらします。

これらの流通資源が通過するだけでは地域の活性化にはつながらないため、本市内に立ち止まらせることで、人と人の交流による地域活性化効果や、物資の保管・加工など、さまざまな産業・経済発展効果を生み出すような施策を展開していきます。

④交通利便性、首都近接性、平坦地などを活かして産業地開発を進める

本市が持っているまちづくりの優位性としては、首都圏中央連絡自動車道や国道354号バイパスの整備をはじめとする幹線道路網の整備・充実による交通利便性の向上があります。また、巨大な経済中心地である東京都心部からの近接性も魅力です。そして、東京都心などでは得られない広大な平坦地の存在などがあります。

そこで、これらの資源を活かした地域活性化策として、比較的大規模な敷地を必要とする工業や物流などのための開発を行い、企業誘致を積極的に行うこととします。

⑤企業立地を人口の定住化や、居住者支援のためのサービス業等の立地につなげる

企業誘致を行うことにより、企業の就業者や家族などの一部が本市に転入することになるため、新たな居住者の受け皿となる住宅地の確保や、日常的な市民生活を支える商業やサービス業など関連産業の立地を促進します。

これにより、新たな転入者のみならず、従来からの居住者も含めた生活利便性の向上に結びつけることとします。

(2) 坂東市にある自然や歴史などの資源を大切に、都市の個性として活かすまちづくり

地球規模で進む温暖化など、まちづくりから環境対策への取り組みが求められているほか、菅生沼をはじめとする首都圏の貴重な自然環境や、歴史的資源など地域固有の資源を大切にすることが求められています。このことから、次のような事項を理念とします。

①歴史的資源を地域の個性として大切にするまちづくり

本市は、平将門公にゆかりのある國王神社をはじめとする神社仏閣や後北条氏が築城した飯沼城（逆井城）の跡地として残る逆井城跡などの歴史的資源や文化的資源が蓄積されています。

次世代のまちづくりにおいては、高度経済成長期のように新しい物を作ることに力点をおくのではなく、これまで蓄積されてきた資源を守り、育てていくまちづくりに取り組むことを基本にしていきます。

また、坂東市の歴史的資源や地史、自然環境、文化的資源を学びの素材として、これらの資源に詳しい高齢者と子どもたちの交流の機会となる世代間の交流を図ることで、市民一人一人が地域への愛着を育む効果があります。

②次世代に良好な環境や資源を引き継ぐまちづくり

市民意向調査における「坂東市の将来像」に関して、「快適・安全・人にやさしい」などの生活面の複数項目への意見に次いで、「自然が豊かなまち」を望む意向が高い結果となっています。本市の豊かな自然環境を維持するためには、資源を活かして、周辺環境の整備を図るまちづくりを行うことで、市民の生涯学習や学校教育における地域学習などの素材として活用することが考えられます。その例としては、上記のような地域資源を学びや交流の素材とした活動や、都市住民を本市の集落などに招き入れ、地域の活性化に役立てる都市農村交流などの活動があります。

そこで、歴史や自然などを大切にして、次世代に引き継ぐための資源の保護・保全活動や土地利用面での施策に取り組みます。

③緑や水の自然資源に加えて、農地や農村集落地を組み合わせた田園都市づくり

本市の特徴のひとつである農地や農村集落地は、緑や水の自然資源との相性が良いため、農村集落地の保全により、自然資源と農村集落地が一体となった田園空間を大切にしていきます。

一方、豊かな田園資源に恵まれながらも、利便性の高い交通網や、商業・文化などの都市機能を有し、「自然・農村」と「都市」、「保全」と「開発・整備」の双方がバランスよく調和する田園都市を目指します。

④各種資源を活用するための拠点とネットワークの整備

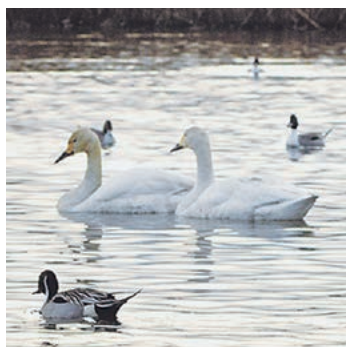
各種の資源を活用する場合、資源の質を高めることに加えて、散策路の整備などによって資源間を有機的につなげることで相乗効果を生み出す工夫などが重要です。資源については、従来から育まれてきた自然・歴史・農村などと共に、まちづくりによって整備してきた公園や緑地のほか、多くの市民が集まる文化・教育・福祉、さらには商業地などの拠点も含めて、ネットワークを作ることが重要です。

また、上記のような地域資源を学びや交流の素材とした活動を進め、より理解度が高まり、愛着の向上へとつながります。

このような知的好奇心を刺激する総合的な活動や取り組みを展開することで、市民はもとより、来訪者にとっても、より魅力の高い都市になるようにします。



菅生沼（茨城県自然博物館展望台）



菅生沼のコハクチョウ



タチスミレ

(3) 市民の期待に応え、満足度を高めるまちづくり

本市への愛着を高めることにより、市民の定住や来訪者の増加を促すため、まちづくりの主役である市民や企業、そして本市を訪れる人びとからの需要に応えることが求められています。このことから、次のような事項を理念とします。

①高齢化社会を踏まえて安心して住み続けられるまちづくりの工夫

市民意向調査での「魅力的で生活しやすいまちづくりの施策」の質問項目に対して、医療福祉面や防犯面などに関する意向が高い結果となっています。このような都市計画に間接的に関わる分野への対応として、本市が行っている医療施設の立地促進に関する支援策などを踏まえながら、ユニバーサルデザインやバリアフリーにも配慮した都市基盤施設の整備を推進することなど、高齢者だけでなく誰にとってもやさしいまちづくりを目指します。

②若者が定着できるための魅力があるまちづくり

将来に渡って活力ある坂東を保つ原動力となるのは若者であり、若者が引き続き定住できることが重要であるため、若い世代のまちづくりに対する需要に応えていくことが重要です。

市民意向調査の結果からは、若者のこれからのまちづくりに関する意向の例として、「魅力的で生活しやすいまちづくりの施策」の質問項目について、医療福祉面や道路・交通面などに関する意向が高い結果となっています。

医療福祉面については高齢者と同様ですが、道路・交通面については、若者はより活動的に広範囲に移動し、周辺都市にある教育、商業、余暇などのさまざまな都市機能をもっと便利に利用したいとの意識の現れであると見られます。

そこで、将来のまちづくりを担う若者が、都市機能のより充実した周辺都市へ流出することなく、引き続き住み続けられるよう、本市の都市機能を高めるとともに、周辺都市にあるさまざまな都市機能をより有効に活用できるための交通利便性を確保していきます。

③大規模災害や防犯面に対して安心感のあるまちづくり

市民意向調査の結果から、「魅力的で生活しやすいまちづくりの施策」の質問項目について、防災・防犯面の施策に関する意向が高い結果となっています。また、先の東日本大震災における被害や影響などを教訓として、今後発生が予想される首都直下地震への備えを、都市計画の面から支援することも重要です。

そこで、まちづくりにおける震災対策の例として、本市の河川沿いの低地部などにおける液状化対策、避難や復旧・復興に役立つ幹線道路の確保、避難地や防災拠点としても転用できる公園・緑地の活用などが考えられます。さらに、大規模災害発生時には市内外からの被災者受け入れ態勢を整えることが考えられます。

また、震災のみならず、自然災害や都市災害などの大規模災害に備えるため、本市、古河市、境町、五霞町による流域4市町と一般社団法人茨城県建設業協会境支部の5者間において締結した「災害時等における相互応援に関する協定」をはじめとする関係各所との災害時等の相互応援協定も踏まえ、より安全性を高め、被害軽減を図ることや、円滑な復旧・復興に役立てることとします。

さらに、防犯面については、犯罪抑止効果が期待できるような都市計画の取り組みの例として、幹線道路や公園などに街路灯や防犯灯を整備することで、市民の安全・安心を高めます。

④東京と直結する鉄道の具体化促進や公共交通の充実

市民意向調査の結果、鉄道の整備を求める意向が高い結果となったことから、首都圏の一翼を本市が担う役割や、周辺の拠点都市との連絡をより強固にするため、東京と直結する鉄道の具体化を引き続き積極的に促進し、市内に2箇所の新駅の設置と駅周辺開発を目指します。

また、自動車交通が中心となっている本市においても、子どもや高齢者などが快適に移動できるようにすることが、誰にも優しい快適に暮らせるまちづくりの実現につながることから、鉄道のみならずバス、利用者の求めに応じて柔軟な運行を行うデマンド型の交通などの公共交通手段の整備と道路整備を併せて、総合的な交通体系の充実を図ることとします。

3-2 将来像

これまで整理してきたまちづくりに関する「理念」をもとにしながら、総合計画における将来像である「人と自然がおりなす 活力・安心・協働に満ちた坂東市」などとの整合性を踏まえ、本計画では、将来像を次のようなキャッチフレーズとします。

みんなが元気で笑顔になれる都市：坂東^{まち}



将来像の視点1 「多様な交通環境に恵まれフットワークの良い元気な坂東」

- ・ 高速道路や幹線道路に加えて鉄道やバスなどの多様な交通環境を整えます
- ・ 交通環境を整えることで、各地への移動を容易にします
- ・ 東京などの大都市部に近いことを活かし、いろいろな物や人との交流を進めます
- ・ 交流の効果を都市の活力に役立てていきます

将来像の視点2 「自然と歴史の中で育まれた田園都市を次世代に引き継ぐ坂東」

- ・ 水と緑と歴史と農村の癒し空間を大切にします
- ・ 地域の良さを伝え、守り、資源としての価値を高めます
- ・ 自然と都市のバランスを大切にします
- ・ 子どもや若者たちにもずっと住み続けて欲しいため、良いものを引き継ぎます

将来像の視点3 「住み続けてみんなが安心できる災害に強く生活満足度の高い坂東」

- ・ みんなにとっての暮らしの安心や災害に強い快適な生活を基本にします
- ・ 困りごとや不安が少ない都市づくりを進め、みんなの健康的な暮らしを支えます
- ・ 都市の魅力が市民の定住を促し、新しい人をひきつけます
- ・ 変化が激しい時代の価値観に、柔軟なまちづくりの取り組みで応えます

3-3 目標

まちづくりの基本的指標となる本市の将来人口を目標として定めます。

①目標年次

都市計画は、長期的な目線から、将来の目標をおおむね20年後としており、本計画では、計画初年度の21年後であり、国勢調査などの各種統計調査が実施される節目の年である平成47年（2035年）を目標年次とします。

②将来人口の目標

総合計画（平成19年3月策定）では、平成28年度（2016年度）の将来人口の目標を58,000人としていますが、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した将来推計人口（封鎖人口[※]）によると、平成22年の56,114人から大きく減少して平成47年（2035年）時点での推計値は、48,099人となっています。このままの状況では、今後の人口動向は、わが国の傾向と同様に少子高齢化による人口減少が進む可能性があります。これに対する本市の施策として、まちづくりの理念やまちづくりの将来像に示したように、首都圏中央連絡自動車道の整備を契機とした産業開発を積極的に推進することで、新たな就業者などの転入を促進するとともに、自然環境や田園環境に恵まれた生活環境面での魅力を高め、定住を促進することによる人口増加を目指します。

このようなことから、これまでの坂東市の人口動向をもとにして推計された「自然すう勢的な人口予測値」をもとにしつつ、これに上記のような産業開発などによって新たに転入する「戦略的な施策展開による開発付加人口の増加」、さらに東京と直結する鉄道の駅周辺開発を加味し、将来人口の目標とします。

※封鎖人口：出生と死亡だけの要因で人口が変化すると仮定し、人口移動の影響を含まない推計である人口

3

まちづくりの将来像

①自然すう勢人口：48,099人

国立社会保障・人口問題研究所推計値（平成25年3月推計）の封鎖人口を採用

+

②開発付加人口：12,566人

工業系開発（馬立・幸田地区、弓田地区）：37.6ha

工業系開発（半谷・富田地区）：73.7ha

←企業立地率（操業率）：10.0%/年

（つくばハイテクパークいわい実績と市内事例より設定）

←開発面積当たり就業者数：30人/ha（設定値）

←全体就業者数：3,285人
（事業計画より）

←本市定着率：50%（設定値）

←就業者扶養率：2.35人（平成22年国勢調査の世帯当たり人員数3.35－就業者本人1.00）

工業系開発付加人口：7,392人＋第3次産業付加人口（設定値70%）：5,174人

+

③鉄道沿線開発付加人口：9,400人

市内新設鉄道駅周辺における住居系市街地開発：50ha（住居系飛び市街地の最低面積50haより）

↓←住居系市街地人口密度：94人/ha（つくばエクスプレスみらい平地区の事例より）

鉄道沿線開発付加人口：4,700人×2駅

①+②+③：70,065人

【坂東市の将来人口の目標】

70,000人（平成47年：2035年）

3-4 骨格構造

(1) 役割や配置

本市の将来像について、まちづくりの骨格的な構造を定めます。

骨格的な構造としては、「①さまざまな都市機能を有する拠点」、「②各種の拠点や周辺都市などを連絡・連携するための軸」、「③土地利用について整備・開発・保全の方向性を定める面」に区分し、それぞれの役割や配置などを明らかにします。

さらに、これらの拠点、軸、面をより効果的に作用させるために、まちづくりに関わる工夫やソフト事業などを明らかにします。

①さまざまな都市機能を有する拠点の配置

本市における都市的な機能を展開する場所としては、市街地（市街化区域やこれに準じる区域）のほか、主要な拠点地区が該当します。これらの拠点の役割を明らかにし、適切な場所に配置します。

- ・市街地：岩井市街地、沓掛市街地、工業団地、新規予定市街地（岩井・鶴戸地区）、市街化調整区域における地区計画区域※
- ・その他拠点：主要な集落、区域指定区域※、大規模な公園緑地等（菅生沼、ミュージアムパーク茨城県自然博物館、茨城県立さしま少年自然の家周辺、逆井城跡公園、八坂公園）、大規模な公共公益施設（総合文化ホールなど）

※市街化調整区域における地区計画区域：“「市街化調整区域における地区計画」の知事同意又は協議にあたっての判断指針”に基づいて茨城県知事の同意を得た地区計画を定めることにより、市街化調整区域であっても地区計画の種類に応じて、計画的な開発を適正に誘導すること、大規模集客施設を立地させること、既存集落の維持・活性化を図ること、既存の工業等の維持・活性化を図るための区域

※区域指定区域：坂東市条例により、基準を満たせば、誰でも住宅や小規模な店舗等が建築できる区域（以下、「区域指定区域」という。）

②各種の拠点や周辺都市などを連絡・連携するための軸の配置

本市における軸としては、前に示した市内の拠点や周辺都市を連絡するための交通動線をはじめとして、水や緑の軸を含めて、種別ごとに役割を明らかにし、適切な場所に配置します。

- ・広域連携軸：首都圏中央連絡自動車道、国道354号 等
- ・都市間連携軸：本市と周辺都市をつなぐ県道や都市計画道路 等
- ・都市内連携軸：市街地間をつなぐ都市計画道路や幹線道路、補助幹線道路 等
- ・水辺散策軸：自然資源・農村資源・歴史資源・公園緑地を相互につなぐ散策路 等
- ・都市発展軸：東京と直結する新規鉄道 等

③土地利用について整備・開発・保全の方向性を定める面の配置

本市における面としては、自然や田園などの土地利用を守る「保全ゾーン」と、都市的な発展を図る「整備・開発ゾーン」に区分し、適切な場所に配置します。

- ・保全ゾーン：集团的農地、林地、池沼・河川、歴史的資源周辺 等
- ・整備・開発ゾーン：市街化区域及び市街化区域周辺、坂東IC周辺の工業系市街地 等

(2) まちづくりの工夫

これまで示した拠点、軸、面などの骨格を配置するだけでなく、これらがより効果的に機能し、望ましいまちづくりが図られるよう、まちづくりに関わるさまざまな工夫やソフト事業などを行います。

- ・水と緑と調和する都市：美しい坂東プロジェクト（都市景観整備等）
- ・市民が求める暮らしの安全・安心都市：ずっと住みたい坂東プロジェクト（バリアフリー対策や防災対策等）
- ・環境対策都市：子どもたちへつなぐ坂東プロジェクト（環境対策等）

①水と緑と調和する都市：美しい坂東プロジェクト

本市には利根川や菅生沼などの水辺資源、平地林や社寺林などの緑地資源、水田や畑地に加えて屋敷林と一体で形成されている集落地などの農村資源、平将門公などのゆかりのある歴史的・文化的資源、岩井地区の中心商店街におけるまちなみの都市的資源など、多様な景観特性があります。

また、東京に近接した本市の立地特性を活かし、自然景観などへの関心が高い都市住民の来訪が期待されます。

このようなことから、これらの多様な景観資源を保全・活用し、良好な都市景観や市街地景観を形成します。

さらに、市街地において歴史資源、文化施設、公園・緑地、商店街などが集積する幹線道路については、本市のシンボルロードと位置づけ、沿道への拠点施設の一層の集積による賑わいの創出とともに建築物や工作物と道路によるまちなみ景観の整備を検討します。

そのほか、平将門公にゆかりのある國王神社をはじめとする神社仏閣などの主要な歴史資源の周辺を公園として整備することを検討します。

また、これらの歴史資源と水辺や緑地の良好な自然資源、主要な公共公益施設を連絡する水と緑のネットワークを形成し、市民が歴史や地域資源に親しむ機会を作り出すことを通して、地域の魅力を後世に伝えます。

②市民が求める暮らしの安全・安心都市：ずっと住みたい坂東プロジェクト

本市は、東京に近接しており、首都直下地震による影響が予想されるうえ、湖沼、河川、斜面地などの多様な地形条件を有することから、各種の災害による被害が発生する可能性があります。

このため、市民の安全で安心な暮らしを支えられるよう、災害に対する安全性の向上を目指します。

引き続き本市に住みたい市民意向を踏まえ、本格的な少子高齢化が進んでいる中で、これからもさまざまな世代が快適に生活できることを目指し、誰もがストレスなく暮らせるユニバーサルデザインやバリアフリーにも配慮したまちづくりを行います。

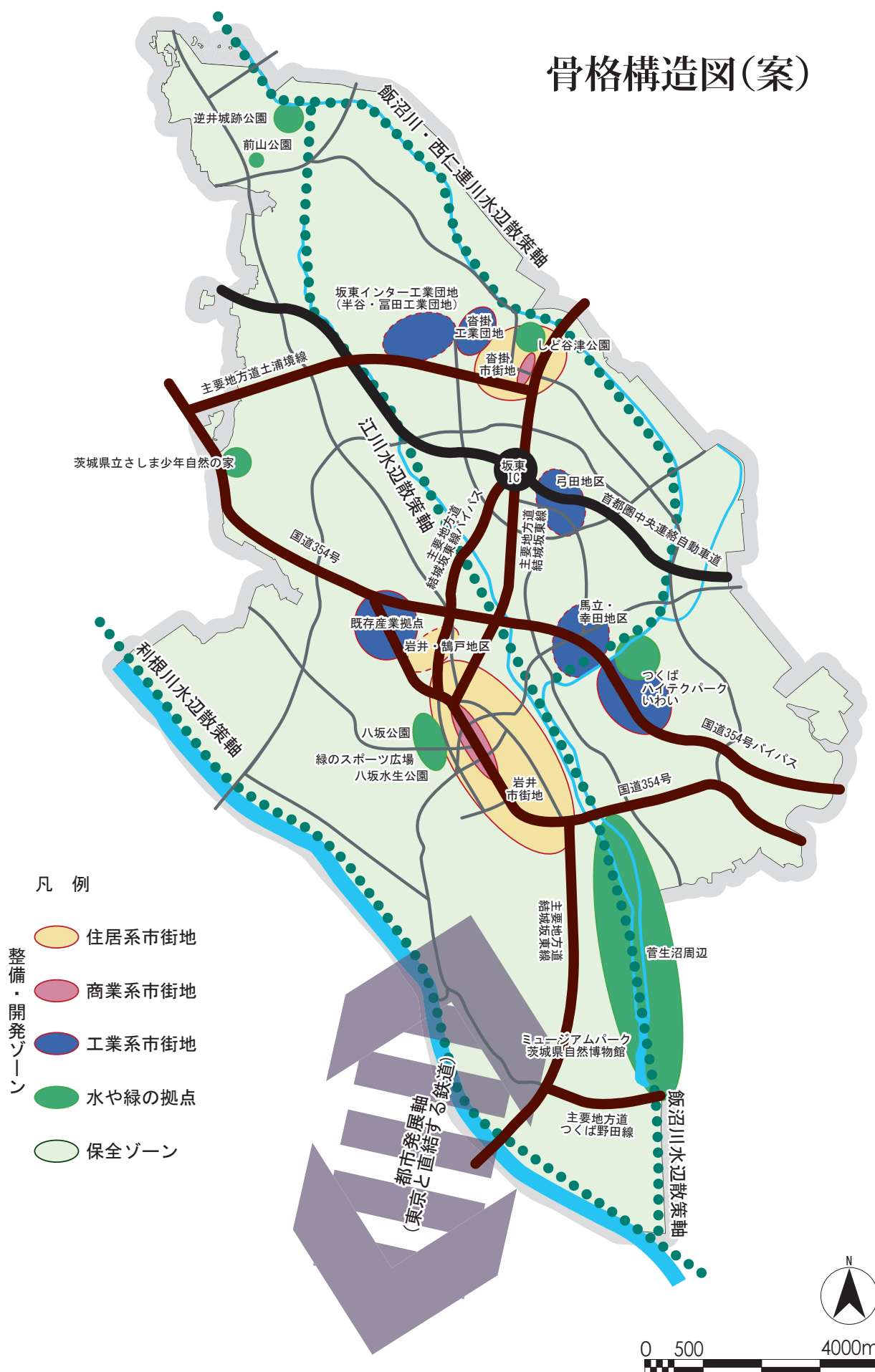
このため、道路や公園などの都市基盤施設整備に際しては、できるだけ人にやさしいまちづくりとすることを目指します。

③環境対策都市：子どもたちへつなぐ坂東プロジェクト

地球規模で進む環境問題に対して、温暖化対策として二酸化炭素排出量の低減など、さまざまな取り組みが行われており、まちづくりにおける積極的な支援が求められています。

このため、本市のまちづくりにおいては、二酸化炭素の発生をできるだけ削減・吸収できるよう、環境負荷の少ない都市基盤施設とすることや、緑地の保全を図ることとします。

骨格構造図(案)



4 分野別方針

4 分野別方針

4-1 土地利用の方針

本市では、市街地において、首都圏中央連絡自動車道などを活かした産業地開発や、産業立地にとまなう就業者の増加に対する定住促進、良好な自然地や農地などの保全のための土地利用を図ります。

また、首都圏整備法に定められている近郊整備地帯にあり、区域区分（市街化区域と市街化調整区域の線引き）が定められていることから、都市的な土地利用を積極的に推進する「整備・開発ゾーン」に該当する市街化区域と、自然地や農地などの環境を守る「保全ゾーン」である市街化調整区域の区分を明確にします。

（１）市街地

岩井市街地と杳掛市街地の住居系市街地については、人口の定着を図ることで活力ある市街地を形成するため、宅地化のために必要な道路や排水施設などの都市基盤施設の整備を進めます。また、市街地内において未利用地などが多く分布する地区においては、未利用地の宅地化を促進するため、道路や公園などの都市基盤施設の整備を図ります。

岩井市街地と杳掛市街地にある商業系市街地においては、市民の日常的な買い物などを支える商業やサービス業のほか、各種事業所などの業務機能の集積を図ります。

首都圏中央連絡自動車道のＩＣ周辺や既存市街地周辺の工業系市街地においては、活力ある地域づくりに役立つよう、交通便利性などを活かして産業集積を図ります。

工業系市街地における産業立地にとまなう、新たな就業者の流入が期待できるため、岩井市街地周辺の岩井・鵜戸地区や杳掛市街地において、土地区画整理事業による新たな住宅地などの整備を検討します。

なお、新たに市街化区域への編入を検討する際には、集団的な優良農地や、自然環境形成のために保全すべき地区、災害防止のために市街化を抑制すべき区域などを含めないことを原則とします。

①岩井市街地

岩井市街地は、本市南東部の中心市街地の役割に加えて、本市の最も中心的な市街地として位置づけ、国道３５４号沿道に商業・業務地を配置し、そのほかの地区には、住宅や小規模な店舗などの住宅地を配置します。

中心商業地や幹線道路沿道などで商業・サービス業が集積する地区においては、買い物客などが利用しやすく、快適に過ごせるよう、交付金事業などを活用し、商業集客拠点の整備、駐車場の整備や歩道の設置、店舗のリニューアルなど、活力と賑わいのある商店街を形成します。また、大塚酒造跡地などを活用した魅力ある拠点の整備を図るほか、岩井西高校跡地については、有効的な土地利用が必要となっています。

都市的未利用地が比較的多く集積している辺田地区においては、都市計画道路の整備を推進するほか、地区計画制度によって都市基盤施設の整備を位置づけ、宅地化を図ります。

市街化区域内において長期的な営農意向の強い農地については、生産緑地地区の指定を検討します。

岩井市街地の北西部に位置する岩井・鵜戸地区については、現在市街化調整区域となっているものの、新たな産業立地にとまなう就業者の流入が期待できるため、既存市街地とのバランスに配慮し、土地所有者や居住者などの意向を踏まえながら、土地区画整理事業などの面的な市街地整備事業の活用により、主要地方道結城坂東線バイパスの整備効果を活かした新たな住宅地などの整備を検討します。

②沓掛市街地

沓掛市街地は、本市北部の中心市街地として位置づけ、主要地方道結城坂東線の沿道に商業・業務地を配置し、そのほかの地区には、住宅や小規模な店舗などの住宅地を配置します。

商業・サービス業が集積する地区においては、買い物客などが利用しやすく、快適に過ごせるよう、交付金事業などを活用し、駐車場の整備や歩道の設置、店舗のリニューアルなど、活力と賑わいのある商店街を形成します。

市街地内において、都市基盤施設が不足していることから都市的未利用地が比較的多い地区については、土地所有者や居住者の意向を踏まえながら、土地区画整理事業などの面的な市街地整備事業の活用を検討します。

市街化区域内において長期的な営農意向の強い農地については、生産緑地地区の指定を検討します。

③工業地

首都圏中央連絡自動車道や国道354号岩井バイパスなど主要な幹線道路の整備による交通利便性の向上を踏まえ、就業先の確保や就業者の定住を促進することで、本市全体の活性化を図る工業地を配置します。

工業地の配置は、つくばハイテクパークいわい、岩井市街地北西部の工業地、沓掛工業団地など既存の工業地に加えて、現在、事業が進められている坂東インター工業団地（半谷・富田工業団地）のほか、馬立・幸田地区、弓田地区など首都圏中央連絡自動車道坂東IC周辺や国道354号岩井バイパス周辺とします。

④市街化調整区域における地区計画区域

市民の買い物の利便性向上のため、市街化調整区域の自然環境や農業環境と調和する商業施設の立地が図れるよう、交通利便性に恵まれた地区などにおいて地区計画制度などの活用を検討します。

（２）その他の拠点

①その他の拠点区域

その他の拠点区域は、主要な集落地や区域指定区域で居住環境を維持・改善する地区や、市街地のように住宅や商店などを誘導するのではなく、比較的大規模な公園・緑地として利用する場所、文化センターや図書館などの大規模な公共公益施設が立地する場所です。

これらの拠点においては、地区や施設を適切に維持・管理することで、本来の機能を有効に発揮するとともに、大規模災害発生時の避難地や各種活動拠点などに活用します。

②市街化調整区域

本市の市街化調整区域には、首都圏において特に重要な自然環境を有する区域である近郊緑地保全区域に指定されている菅生沼や利根川などの水辺地や一団の平地林など自然環境や首都圏有数の野菜生産拠点である農村環境などが残されており、市民の愛着も深く、本市のまちづくりの根幹をなしていることから、引き続きこれらの資源を保全します。

また、利根川などの河川氾濫による水害や急傾斜地の崩落などによる土砂災害の恐れがある箇所の周辺については、極力都市的な土地利用を抑制することにより、市民や企業などの安全で安心な都市生活を支えるほか、大規模災害に備えるため坂東市、古河市、境町、五霞町（以下、「流域4市町」という。）などにより締結した「災害時等における相互応援に関する協定」をはじめとする関係各所との災害時等における相互協定を活用し、被災した場合は円滑な復旧・復興を図ります。さらに、大規模災害発時の市内外からの被災者受け入れ態勢を整えます。

一方、集落地において人口減少などが原因となって活力が失われているため、区域指定区域では、住宅などの立地による活力の維持を図ります。

そのほか、主要な集落地は、道路や公園、污水排水などの生活基盤施設の維持・整備を図り、生活利便性を高めます。

利根川や江川、飯沼川などの河川沿いの低地部にある水田や、野菜を中心として栽培している台地の畑地のうち特に生産性の高い優良農地については、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて保全を図ります。

4-2 道路・交通の方針

(1) 幹線道路

道路については、道路の役割・機能に応じて複数の種類に区分し、都市計画において位置づけと整備を行う都市計画道路をはじめとして、国道や県道などの道路を配置・整備します。

なお、都市計画の当初決定から20年以上の長期間を経過しても未着手となっている区間を有する都市計画道路については、「茨城県都市計画道路再検討指針」において、都市計画道路の存続・変更・廃止などの方針について、再検討を行うこととされています。再検討を行う時期については、首都圏中央連絡自動車道や国道354号岩井バイパス、主要地方道結城坂東線バイパスの開通など、交通体系が著しく変化することが予想されるため、これら幹線道路の交通状況を確認しながら決定することとします。

さらに、大規模災害時の避難路や緊急物資の輸送に役立てるため、緊急輸送道路の整備などにより避難地や医療施設などを円滑に連絡するよう配置するほか、道路沿線などに教育施設、高齢者関連施設、公共公益施設、商店街などがあり、歩行者などの通行が比較的多い区間は、歩行者、自転車、車いす、電動カートなどの多様な交通が安全で円滑に利用できるよう、ユニバーサルデザインやバリアフリーにも配慮した歩行空間の充実を図ります。

① 広域連携軸

広域連携軸は、本市や本県のみならず、首都圏などの広い地域での移動を支える幹線道路です。多様な交通を安全・円滑に処理するため、移動能力の高い道路として整備します。

首都圏中央連絡自動車道は、平成27年度までの県内全区間供用開始を目指して、積極的な整備を働きかけます。また、弓田地区において、高速道路の通行車両以外の利用も念頭においたPAなどの整備を進めます。

国道354号は、本県東部（鉾田市）と県南地域を連絡し、群馬県高崎市に至る広域的な役割を担う重要な路線であるとともに、本市と周辺のつくば市や古河市とを連絡する最も主要な路線であるため、現在、整備が進められているバイパス区間の全線供用開始を目指します。

名称など	幅員	車線数	管理主体 (想定含む)	主な整備方針
首都圏中央連絡自動車道 (都市計画道路1・3・2 首都圏中央連絡自動車道線)	25m	4	NEXCO 東日本	坂東ICを含む全線の供用開始と弓田地区でのPAなどの整備
国道354号岩井バイパス (都市計画道路3・3・23大口上出島線)	25m	4	県	全線供用開始

② 都市間連携軸

都市間連携軸は、本市を中心としてその周辺都市と連絡する道路であり、主に県道やその他の都市計画道路が該当します。広域連携軸と同様に多様な交通を安全・円滑に処理するため、移動能力の高い道路とします。

各路線とも市民や企業などの自動車を中心とした円滑な移動を支える道路であるため、未整備の区間、交通安全上の課題がある区間、交通混雑を生じている区間などを中心に整備を促進します。また、特に橋梁などの整備を促進するため、周辺都市と連携して関係機関に働きかけます。

名称など	幅員	車線数	管理主体 (想定含む)	主な整備方針
国道 354 号現道 (都市計画道路 3・4・5 辺田本町線含む)	16m	2	県	未整備区間の整備
主要地方道つくば野田線	整備済	2	県	適切な維持管理
主要地方道結城坂東線 (都市計画道路 3・4・10 沓掛橋・岩井線含む)	16m	2	県	未整備区間の整備
主要地方道土浦境線 (都市計画道路 3・5・9 遠神追分線含む)	14m	2	県	未整備区間の整備
その他の一般県道	—	—	県	未整備区間の整備

③都市内連携軸

都市内連携軸は、本市内の市街地間を連絡する役割をはじめとして、主要な拠点や集落地などを相互に連絡する道路です。また、広域連携軸や都市間連携軸を補う形でそれぞれをつなぐ役割もあります。主に自動車などの円滑な交通を確保するだけでなく、市街地などにおいて沿道利用を促進するなど、沿道の活力あるまちづくりにも役立てる道路です。

主な都市内連携軸としては、広域連携軸や都市間連携軸以外の都市計画道路や主要な市道が該当します。

特に、市街地内で開発や宅地化を支える区間を重点的に整備するほか、未整備の区間、交通安全上の課題がある区間、交通混雑が生じている区間などを中心に整備します。

④その他の生活道路など

生活道路は、都市計画によって位置づけや整備を行う道路以外の市道であり、延長が比較的短く、市民の日常的な移動を支える道路です。

生活道路は、自動車などの円滑な交通を確保するよりも、自転車や歩行者などの多様な通行者も含め、安全で快適な移動を支える役割や、沿道での開発や宅地化など支えるなど、交通以外にも幅広い役割を果たすものとしします。

特に、交通安全上の課題がある区間における問題解消や、歩道の設置などを中心に整備します。



市街地における道路の整備

（２）その他の交通施設

①東京と直結する鉄道

「まちづくりの将来像」において“都市発展軸”として位置づけた、東京と直結する新規鉄道です。

具体的には、東京直結鉄道の整備計画について、本市以北への延伸を図ることで、これまで市民が周辺都市の鉄道を利用していた不便を解消するとともに、多様な交通手段を確保することで、大規模災害発生時の円滑な移動を支えるものです。

関係自治体と一体的に、引き続き積極的な誘致活動などを行い、確実な位置づけが図られるよう、関係機関に働きかけます。

②公共交通

子どもや高齢者など、多様な人が円滑に移動できる手段として有効な民間の路線バスを活用することで、本市において日常生活を営むうえでの利便性が高まります。

このため、埼玉県や千葉県を含めた本市周辺の主要な鉄道駅、市内の主要な交通が交わる場所、市街地、集落地、就業地、学校や医療施設などの公共公益施設を広範囲に連絡するバスネットワークに必要となる既存路線の維持・存続に努めます。また、新たな市街地や拠点、幹線道路の整備を契機とした新規路線の開設などを目指し、周辺都市や市内各所との連携強化を検討していきます。

そのほか、需要や採算性などの状況を踏まえながら、坂東市コミュニティバス「坂東号」や坂東市デマンドタクシー「らくらく」などの多様な交通手段の利用を働きかけるとともに、拡充を目指します。



坂東市コミュニティバス「坂東号」



坂東市デマンドタクシー「らくらく」

4-3 公園・緑地の方針

本市における公園・緑地は、市街地などにおける市民の健康的な都市生活を支えるよう、適正な配置と整備を図るとともに、市民などの積極的な利用を目指します。

新たな公園・緑地の整備に際しては、位置や規模、周辺にあるその他の公園・緑地との役割分担を踏まえつつ、余暇機能だけでなく、防災面、景観面、環境面などに配慮し、多様な役割を果たすこととします。

さらに、施設として整備された公園・緑地にとどまらず、緑や水などの自然資源、農地や農村集落地などの特徴的な資源、歴史的なシンボルなどの多様な地域資源を含めて散策路などを整備し、ネットワークの確保を目指します。

また、さまざまな人の利用を前提として、ユニバーサルデザインやバリアフリーにも配慮した使いやすい施設とします。

なお、公園・緑地の維持・管理については、本市の道路沿線やごみ集積所の清掃活動を行っている「クリーン坂東」などの清掃活動と同様に、市民や各種団体などによる地域愛護や環境向上の活動も含めて、各種市民団体や行政と市民の協働も検討します。

(1) 施設緑地

①都市公園

本市には、都市計画決定された岩井市街地の八坂公園（総合公園）と中央児童公園（街区公園）のほか、都市公園として位置づけられた前山公園や八坂水生公園があり、引き続き適正な維持・管理を図ります。

②その他の公園など

本市では、都市公園として位置づけられていないものの、都市公園と同等の整備内容や機能を有する公園・緑地などが整備されています。

その他の公園・緑地のほか、緑のスポーツ広場や猿島球場、生子運動公園、総合体育館、猿島体育館などの各種スポーツ施設を含めて、周知を図り、広く市民の利用を目指します。

(2) 地域制緑地

近郊緑地保全区域として位置づけられ、首都圏の中で大変貴重な自然資源が残されている自然環境保全地域である菅生沼や利根川のほか、特に良好な自然資源がある地域制緑地に加えて、主要な河川や河川沿いの緑地なども含めて、本市の良好な風致や環境の維持に役立つものについて、保全を図るとともに適正な維持・管理を行います。

特に良好な自然環境が保全されている緑地などに指定する緑地環境保全地域に位置づけられている地区である逆井城跡や中矢作については、その他の良好な自然資源や歴史的資源などと併せて、水と緑のネットワークの一部として保全を図るとともに適正な維持・管理を行います。

(3) その他の歴史資源などの活用

平将門公にゆかりのある國王神社のほか、万蔵院、杳掛の大ケヤキなどの市内に多く残されている主要な歴史資源について、貴重な文化財を保護するよう積極的に保全するほか、逆井城跡のように施設周辺を公園として整備することで、地域資源をまちづくりに活用し、地域の魅力を高めることとします。

また、これらの歴史資源と併せて、水辺や緑地の良好な自然資源、学校や図書館、公園や運動施設などの主要な公共公益施設と連絡する水と緑のネットワークとして、既存の道路の歩道や河川の堤防を活用するほか、歩行者専用道路などを新たに整備することなどにより、市内の散策路ネットワークを形成します。

4-4 河川・排水の方針

(1) 河川

①河川

本市には、坂東太郎の異名を持つ利根川の大河をはじめとして、多くの河川があります。これらの主要な河川については、治水面と利水面の双方から、安全性と有益性のバランスを図り、築堤や樋門などを整備するほか、堤防を活用した散策路の整備や多自然型護岸などの多目的な整備・活用を検討します。

特に、利根川については、大規模河川であるため、洪水など万が一の大規模災害に備え、流域4市町などにより締結した「災害時等における相互応援に関する協定」をはじめとする関係各所との災害時等における相互協定も踏まえ、市民などの生命と財産を守る取り組みや、円滑な復旧・復興を図ります。

(2) 排水

各家庭の生活雑排水や事業所からの排水については、茨城県の「生活排水ベストプラン」（平成21年改定）や本市の「公共下水道基本計画」における排水計画などを踏まえ、快適で衛生的な市民生活の実現や、営生沼をはじめとする良好な環境を有する水辺の水質浄化を図ります。

①雨水排水

雨水排水については、公共下水道基本計画に基づいて、適切な処理を図り、河川や農業用水路、道路側溝を含めた排水設備を有効に活用し、市街地から発生する雨水の円滑な処理を行うこととします。

また、本市では、利根川沿いなどの低地部において、大雨時に排水困難となる地区もあることから、過去の水害発生状況を踏まえつつ、危険箇所や排水困難箇所の解消を図ります。

さらに、洪水や浸水などの危険性や、災害発生時の初期対応をはじめとする災害関連情報を周知するため、利根川洪水ハザードマップを活用します。

②污水排水

本市では、市民の健康的な生活の確保とともに、利根川をはじめとする河川環境や水田などの農地における営農環境の保全に役立てるため、下水道を中心とする污水排水対策に積極的に取り組みます。

污水排水については、岩井地域では坂東市公共下水道、猿島地域では利根左岸さしま流域関連坂東市公共下水道の2系統の公共下水道によって処理します。

また、公共下水道の管渠などが既に整備済みの地区において、未接続となっている宅地があるため、公共下水道の必要性について周知を図ることで、公共下水道への接続世帯を増やします。

そのほか、公共下水道の処理区域以外の農村集落地においては、農業集落排水整備事業や合併処理浄化槽を適宜活用し、適切に処理します。

4-5 その他の都市計画施設の方針

その他の都市計画施設としては、本市ではごみ処理場、火葬場、その他の社会福祉施設、その他の教育文化施設が該当します。

市民の健康的で快適な生活を支える公衆衛生のため、ごみ処理場については、市内のさしま環境センターごみ処理施設において適正な処理を行うこととし、火葬場については、同じく市内の岩井市営斎場（現在の名称は坂東市営斎場として運営）の適正な維持管理を図ります。

また、その他の社会福祉施設である岩井市地域福祉センター（現在の名称は坂東市岩井福祉センターとして運営）と、その他の教育文化施設である岩井市総合文化ホール（現在の名称は坂東市総合文化ホールとして運営）については、市民の安心・快適な生活を支えるよう、適正な維持管理を図ります。

なお、新たに供給処理施設の整備を行う際には、行財政に関する効率的な運営のため、管理・運営については、周辺都市との連携・分担も含めて検討します。

4-6 面的整備・地区計画に関する方針

(1) 市街地開発事業

本市の市街地におけるまちづくりを推進する際には、道路や公園、排水施設などの都市基盤施設の整備と宅地の整備を一体的に行うことができる土地区画整理事業や工業団地造成事業などの市街地開発事業を有効に活用します。

具体的には、現在事業を進めている半谷・富田地区における工業団地造成事業の積極的な推進を図るほか、岩井市街地の北西部に位置する岩井・鶴戸地区や沓掛市街地において都市的未利用地が比較的多い地区などで、良好な居住環境の創出や幹線道路を活かした誘致施設の立地促進などを図るため、土地所有者や居住者の意向を踏まえながら、土地区画整理事業の活用を検討します。

(2) 地区計画

地区計画については、市街地の整備や開発などが行われ、既に良好な市街地環境が整備されている地区において、引き続き良好な都市環境を維持・保全する制度として活用するほか、新たな市街地や拠点地区などにおいて、将来の良好な都市環境を確保していく制度として活用します。

具体的には、主に住居系市街地や商業系市街地において、適正な土地利用、都市基盤施設の整備方針、建築物の用途、建築物や工作物の外観などを定めた制度として、岩井市街地の新道地区、本町・仲町・新町地区、辺田地区の地区計画を活用します。

さらに、市街化調整区域において、工業や流通業などの企業立地を適正に行うため、必要な道路を定める制度や、建築物の用途を定める制度として、馬立・幸田地区の地区計画を活用します。

そのほかの地区においても、良好な市街地を形成するため、地区特性や将来像に応じて、きめ細かな地区計画を立案し、活用します。

なお、地区の活力維持や活性化を図るため、市街化調整区域において地区計画を定めることで開発・整備を行う場合には、茨城県の「市街化調整区域における地区計画の知事同意又は協議にあたっての判断指針」を踏まえて検討します。



半谷・富田地区の工業団地造成事業区域

4-7 福祉のまちづくりに関する方針

市民意向調査の結果から、引き続き本市に住み続けるために必要な支えや、人にやさしいまちづくりに対する意向が高い結果となっています。

そこで、都市計画からの福祉への取り組みとして、道路や公園などの都市基盤施設を整備する際のユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮します。

具体的には、子どもや高齢者が集まることの多い、学校や保育施設周辺、病院や介護など医療・福祉施設周辺、各種行政施設や公園など公共公益施設周辺、中心的な商業地などにおいては、円滑な通行が可能な幅員の確保、段差や傾斜などを減らす工夫、施設や道順の案内看板の充実などを行うこととします。

4-8 都市防災に関する方針

本市では、先の東日本大震災によって、利根川などの河川沿いの低地部を中心に液状化の被害や、道路や宅地などの土地の陥没や隆起、建築物や工作物の破損などの被害がありました。

また、近い将来発生が予想されている首都直下地震による被害や影響が想定されるため、東日本大震災の被害を教訓として大規模地震に備え、被害の軽減や災害発生後の速やかな復旧、地域活性化も視野に入れた効果的な復興などに加え、市内外からの被災者受け入れ等に配慮したまちづくりを進めます。

そこで、「茨城県都市計画マスタープラン震災対策編」や「坂東市地域防災計画」などを踏まえ、各種大規模災害の「未然防止と被害軽減」や「発生後の速やかな復旧」が図れるよう、都市計画の事業・制度・施策を活用します。都市計画における具体的な対応の例としては、減災対策に役立つ避難路や救命・救援活動を支える都市計画道路などの整備を図るほか、災害時の都市機能や生活機能を維持する都市施設やライフラインの整備、防災性の向上に役立つ市街地の整備、被災後の復興に関する物流や広域交通体系の整備などが該当します。

さらに、本市の「利根川洪水ハザードマップ」による災害関連情報や各地点の標高を電柱に記した標高表示などの市民への周知を図り、平常時からの防災意識の向上を図ります。

そのほか、利根川の洪水などに備えるため流域4市町などにより締結した「災害時等における相互応援に関する協定」をはじめとする関係各所との災害時等の相互応援協定を活用し、市民などの生命と財産を守るため、河川及び水路などの雨水排水施設を整備します。

4-9 景観形成に関する方針

本市の景観形成の方針としては、地域の景観の特性を踏まえて、良好な景観の保全と、より良好な景観の形成を図ります。

そこで、利根川や菅生沼などの水辺景観や、平地林や屋敷林、社寺林などの緑景観を基本として、市街地や集落地などの生活景観と調和した景観を形成することとします。

また、市内の良好な景観の骨格となっている景観資源を把握し、望ましい景観形成の方針を明らかにするため、景観計画の策定などを検討します。

4-10 環境対策に関する方針

本市の環境対策の方針としては、地球規模で進む温暖化などの環境問題に対して、都市計画からも取り組みを行うこととします。

まず、問題の原因となる二酸化炭素の発生を抑制する対策例としては、交通渋滞の少ない円滑な道路交通を確保すること、不要な移動を減らすために都市機能を集約的に配置すること、公共交通機関の整備により公共交通中心の社会に移行することなどが考えられます。

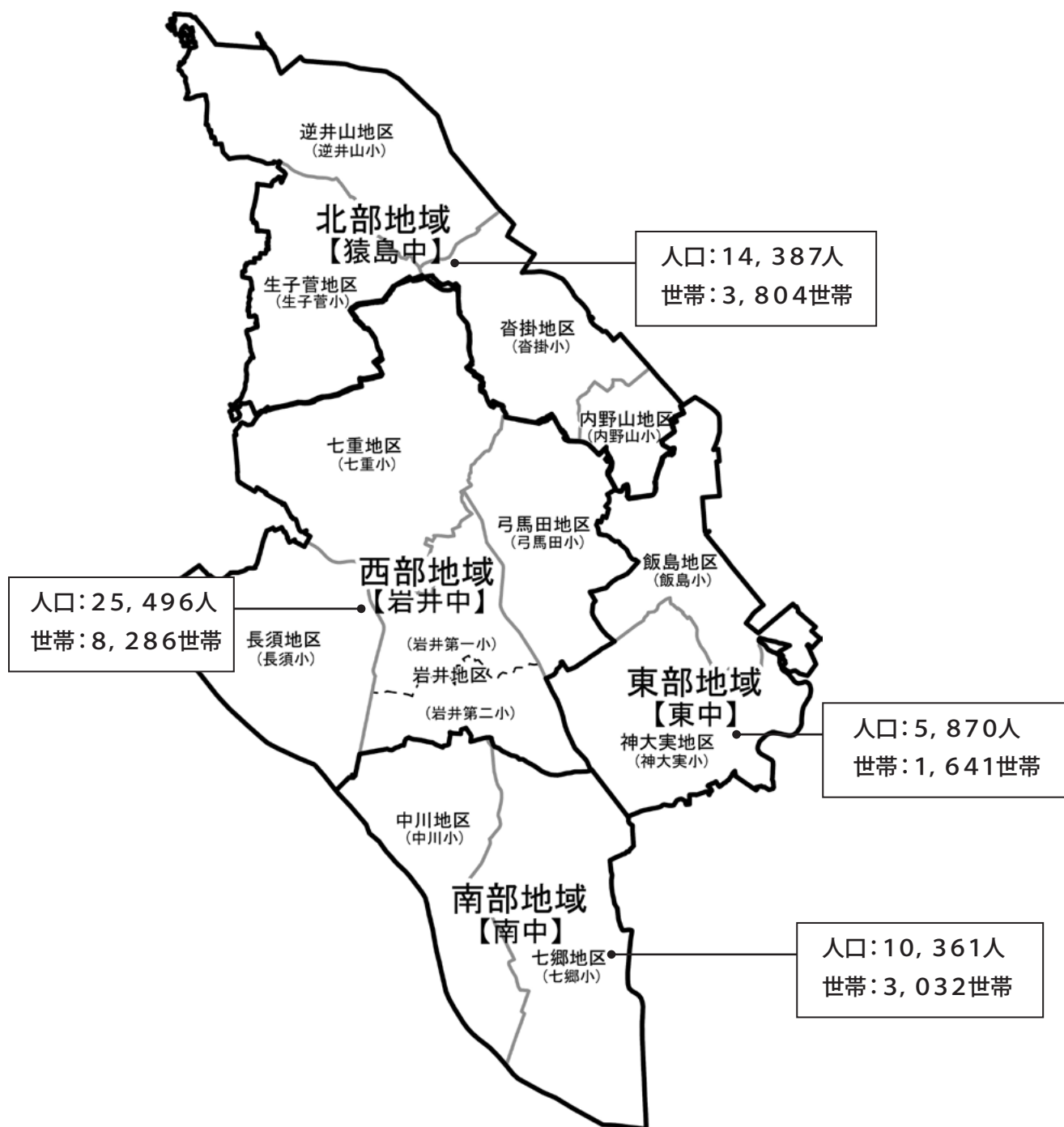
さらに、発生してしまった二酸化炭素の吸収を促進する対策例としては、緑資源が豊富な自然的土地利用を保つことや街路樹の配置に配慮した道路を整備すること、宅地内の緑化を地区計画などによって進めることなどが考えられます。

5 地域別将来像

5 地域別将来像

5-1 地域区分の設定

本計画では、地域としての一体性やまとまりを考慮し、市民にとって分かりやすい地域単位である中学校区を基本として四つの地域で区分しました。また、市民にとって身近なまちづくりに対する意向を明らかにするため、市民意向調査の設問についてもこの地域区分を採用しています。



※都市計画基礎調査(平成23年度)より

5-2 北部地域

「自然と都市機能が調和する地域づくり」

- 首都圏中央連絡自動車道を活用して沓掛工業団地と密接に関連する坂東インター工業団地（半谷・富田工業団地）を整備する
- 地域の中心市街地にふさわしい沓掛市街地の生活拠点機能の強化と住環境を整備する
- 飯沼川・西仁連川水辺散策軸と江川水辺散策軸のネットワークで逆井城跡公園や前山公園などをつなぐ



■土地利用

市街化調整区域の自然や農村環境について保全を図りながら、地域の快適な生活環境を整えるため沓掛市街地において、買い物客などの駐車場整備や安心して通行できる歩道の設置、既存店舗の再生・更新などを促進することで、市民の利便性が向上します。

市街化区域内で都市基盤施設が不足し都市的未利用地が比較的多い地区では、土地地区画整理事業などによる市街地の整備を検討します。また、長期的な営農意向の強い農地は、生産緑地地区制度を活用します。

沓掛工業地域では、引き続き工場などの操業環境を適切に維持するほか、未利用地への工場誘致に努めます。さらに、首都圏中央連絡自動車道などの整備による交通利便性の向上を踏まえ、坂東インター工業団地（半谷・富田工業団地）の計画的な工業地の整備を進めることで、地域の活性化を図ります。

■道路・交通

首都圏中央連絡自動車道を活用し、高速道路の整備効果を活かした企業立地につなげるほか、主要地方道結城坂東線の整備を促進し、結城市方面や岩井市街地方面、首都圏中央連絡自動車道坂東ICとの円滑な連絡を図ります。

さらに、周辺都市と連絡する幹線道路の未整備箇所などの整備を促進し、市民や企業などの自動車を中心とした円滑な移動に役立てるとともに、周辺都市との円滑な連絡を図ります。

また、主要な幹線道路における街路灯の設置や、防犯上の配慮が必要な箇所での防犯灯の設置などを検討します。

■公園・緑地・広場・散策路など

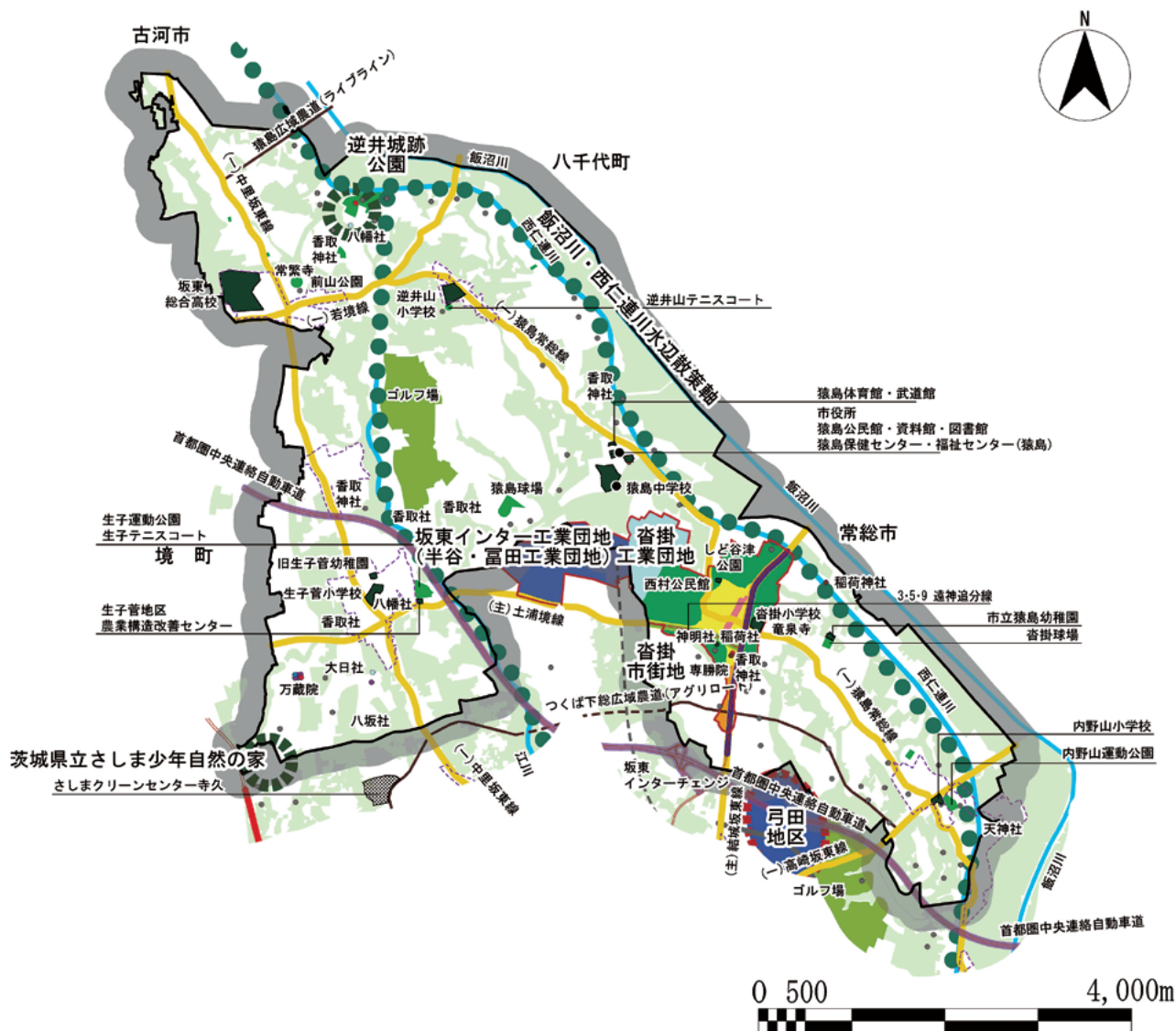
逆井城跡公園、前山公園、しど谷津公園など、公園の適切な維持・管理を図ります。また、猿島体育館・武道館、猿島球場、生子運動公園などの各種スポーツ施設の市民の利用を促進します。

貴重な自然資源が残されている逆井城跡（緑地環境保全地域）や万蔵院をはじめとする神社仏閣周辺の社寺林などについては、良好な景観や環境を維持することに役立つことから、保全を図るとともに適正な維持・管理を行います。

また、民間のゴルフ場については、大規模な緑地としての効果に加えて、大規模災害時の避難地としての活用を検討します。

飯沼川については、治水面に関して築堤や樋門などの整備を推進するほか、水辺の資源として活用するため、堤防を活用した散策路の整備や多自然型護岸の整備を検討します。

北部地域



5

地域別将来像

【用途地域等】 - 第一種低層住居専用地域 - 第一種中高層住居専用地域 - 第一種住居地域 - 第二種住居地域 - 近隣商業地域 - 商業地域 - 準工業地域 - 工業地域 - 工業専用地域 - 準防火地域	【宅地・建物関連】 - 地区計画区域 - 区域指定区域 【防災・安全関連】 - 河川保全区域 - 土砂災害特別警戒区域 - 土砂災害警戒区域 - 避難場所 【都市施設・その他の施設】 - 都市施設 - その他の施設	【自然・歴史・農業等の資源】 - 自然環境保全地域 - 近郊緑地保全区域 - 優良農地(農振農用地) - 天然記念物 - 史跡 - 建造物 - 彫刻・工芸 - 絵画ほか - 歴史資料 - 無形文化財	【新規の整備・開発ゾーン等】 - 住居系市街地 - 工業系市街地 - 水や緑の拠点 【都市計画道路】 - 都市計画道路(整備済) - 都市計画道路(未整備(現道あり)) - 都市計画道路(未整備(現道なし)) - 水辺散策軸
---	--	--	---

5-3 東部地域

「交通利便性と自然環境を活かした地域振興を図る地域づくり」

- 関東鉄道常総線沿線都市への近接性や首都圏中央連絡自動車道などを活かした交通利便性の向上を図る
- 一大産業拠点であるつくばハイテクパークいわいや交通利便性を活かして地域の活力を高める
- 菅生沼流域の複数の河川と水辺の緑地が集まる親水空間を整える



■土地利用

つくばハイテクパークいわいでは、引き続き工場などの操業環境の維持を図ります。

また、市街化調整区域における地区計画制度などを活用し、商業施設の立地を検討するほか、集落地における活力の維持に努めます。

さらに、水田などの農村環境や野菜を中心として栽培している生産性の高い優良農地について保全を図ります。

国道354号バイパスの沿道では、沿道サービス型の施設立地が可能となることから、優良農地や自然環境の保全を図りつつ、地域活力の維持のために必要な施設立地を検討します。

■道路・交通

首都圏中央連絡自動車道の整備を促進し、高速道路の整備効果を活かした企業立地につなげるほか、周辺都市との円滑な連絡を図ります。

さらに、周辺都市と連絡する幹線道路の未整備箇所などの整備を促進し、市民や企業などの自動車を中心とした円滑な移動に役立てるとともに、主要な集落間を連絡する幹線的な市道など交通安全上の課題がある道路を中心として整備を図ります。

また、主要な幹線道路における街路灯の設置や、防犯上の配慮が必要な箇所での防犯灯の設置などを検討します。

■公園・緑地・広場・散策路など

幸神平公園、創造の池多目的広場、宝堀運動公園の適切な維持・管理を図るほか、スポーツ施設としての周知とともに、市民の利用を促進します。

貴重な自然資源が残されている社寺林などについては、良好な景観や環境を維持することに役立つことから、保全を図るとともに適正な維持・管理を行います。

また、菅生沼流域の複数の河川が集まる特性を踏まえて水辺と緑地の自然環境を保全するほか、いばらきヘルスロードとなっている「菅生沼遊歩道」を適切に維持・管理し、市民の健康的な生活に役立つよう、利用の増進を図ります。

東部地域



地域別将来像

【用途地域等】  第一種低層住居専用地域  第一種中高層住居専用地域  第一種住居地域  第二種住居地域  近隣商業地域  商業地域  準工業地域  工業地域  工業専用地域  準防火地域	【宅地・建物関連】  地区計画区域  区域指定区域 【防災・安全関連】  河川保全区域  土砂災害特別警戒区域  土砂災害警戒区域  避難場所 【都市施設・その他の施設】  都市施設  その他の施設	【自然・歴史・農業等の資源】  自然環境保全地域  近郊緑地保全区域  優良農地(農振農用地)  天然記念物  史跡  建造物  彫刻・工芸  絵画ほか  歴史資料  無形文化財	【新規の整備・開発ゾーン等】  住居系市街地  工業系市街地  水や緑の拠点 【都市計画道路】  都市計画道路(整備済)  都市計画道路 (未整備(現道あり))  都市計画道路 (未整備(現道なし))  水辺散策軸
---	--	--	--

5-4 南部地域

「豊かな自然と、居住環境が調和する田園地域づくり」

- 岩井市街地と野田市に近接する便利さのある集落地などの生活基盤を整備し居住環境を維持する
- 利根川の防災機能を高め安全安心な暮らしを保つ
- 菅生沼やミュージアムパーク茨城県自然博物館を核とした水辺や平地林の緑と農地を大切にしながらゆったりと暮らす



■土地利用

東京と直結する鉄道の誘致を行い、東京との近接性を有効活用する土地利用を図ります。

また、主要な集落地の基盤整備をして地域の活力の維持に努めます。さらに、ミュージアムパーク茨城県自然博物館を活用して、自然環境の保全意識の向上を図ります。

さらに、主要地方道結城坂東線沿道においては、生活関連型商業施設の立地誘導を検討します。

■道路・交通

主要地方道結城坂東線、つくば野田線における渋滞緩和措置などの整備を促進するほか、周辺都市と連絡する幹線道路の未整備箇所などの整備を促進し、市民や企業などの自動車を中心とした円滑な移動に役立てるとともに主要な集落間を連絡する幹線的な市道など交通安全上の課題がある道路を中心として整備を図ります。

さらに、東京と直結する鉄道の積極的な誘致を行います。

また、主要な幹線道路における街路灯の設置や、防犯上の配慮が必要な箇所での防犯灯の設置などを検討します。

■公園・緑地・広場・散策路など

主要な公園や緑地の適切な維持・管理を図るほか、スポーツ施設としての周知とともに、市民の利用を促進します。

貴重な自然資源が残されている菅生沼（近郊緑地保全区域）や中矢作（緑地環境保全地域）、社寺林などについては、良好な景観や環境を維持することに役立つことから、保全を図るとともに適正な維持・管理を行います。

また、民間のゴルフ場については、大規模な緑地としての効果に加えて、大規模災害時の避難地としての活用を検討します。

さらに、利根川と飯沼川が交わる特性を踏まえて水辺と緑地の自然環境を保全するほか、いばらきヘルスロードとなっている「菅生沼遊歩道」を適切に維持・管理し、市民の健康的な生活に役立つよう、利用の増進を図ります。

南部地域



5

地域別将来像

- | | | | |
|--------------|---------------|----------------|-----------------------|
| 【用途地域等】 | 【宅地・建物関連】 | 【自然・歴史・農業等の資源】 | 【新規の整備・開発ゾーン等】 |
| 第一種低層住居専用地域 | 地区計画区域 | 自然環境保全地域 | 住居系市街地 |
| 第一種中高層住居専用地域 | 区域指定区域 | 近郊緑地保全区域 | 工業系市街地 |
| 第一種住居地域 | 【防災・安全関連】 | 優良農地(農振農用地) | 水や緑の拠点 |
| 第二種住居地域 | 河川保全区域 | ● 天然記念物 | 【都市計画道路】 |
| 近隣商業地域 | 土砂災害特別警戒区域 | ● 史跡 | 都市計画道路(整備済) |
| 商業地域 | 土砂災害警戒区域 | ● 建造物 | 都市計画道路
(未整備(現道あり)) |
| 準工業地域 | 避難場所 | ● 彫刻・工芸 | 都市計画道路
(未整備(現道なし)) |
| 工業地域 | 【都市施設・その他の施設】 | ● 絵画ほか | ●●● 水辺散策軸 |
| 工業専用地域 | 都市施設 | ● 歴史資料 | |
| 準防火地域 | ● その他の施設 | ● 無形文化財 | |

「坂東市全体の活力をけん引する中心拠点地域づくり」

- 坂東市の拠点的な中心市街地の活力と魅力を高める
- 首都圏中央連絡自動車道や国道354号バイパスを活かした坂東インター工業団地（半谷・富田工業団地）を整備する
- 東京と直結する鉄道の整備とそれを活かした拠点形成を図る



■土地利用

岩井市街地は、本市全体で最も中心的な役割を果たす中心市街地であり、買い物、通勤・通学、余暇などの多様な目的で多くの人々が訪れるため、市民にとって快適な生活環境となるように道路や駐車場などの都市基盤施設の整備を進めます。また、都市的未利用地が比較的多い地区では、市街地開発事業などによる市街地の整備を検討します。

主要地方道結城坂東線バイパスの整備による交通利便性の向上が見込まれる岩井・鶴戸地区においては、将来的には市街化区域編入など計画的な市街地の整備により、新たな居住機能や商業機能の導入を検討します。

岩井市街地北西部の既存産業拠点である工業地では、引き続き工場などの操業環境の維持を図るほか、坂東インター工業団地（半谷・富田工業団地）では、首都圏中央連絡自動車道などの整備による交通利便性の向上を踏まえ、計画的な工業地の整備を進め、さらに馬立・幸田地区では、地区計画制度を活用した既存工場の維持活性化を図り、弓田地区では、地区計画制度の活用による新たな工業地の確保を検討します。

そのほか、東京と直結する鉄道の整備を活かし、駅周辺における拠点地区の形成を図ります。

■道路・交通

首都圏中央連絡自動車道の整備を促進し、高速道路の整備効果を活かした企業立地につなげるほか、（仮称）坂東PAの整備を促進し、高速道路利用車両以外の利用も検討するほか、主要地方道結城坂東線の整備を促進し、結城市方面や岩井市街地方面、首都圏中央連絡自動車道坂東ICとの円滑な連絡を図るとともに国道354号（都市計画道路3・4・5辺田本町線）をはじめとする未整備の都市計画道路の整備を促進するほか、周辺都市と連絡する幹線的な市道など交通安全上の課題がある道路を中心として整備を図ります。

また、東京駅と連絡する高速バスの利用を促進し、市民の交通利便性を確保するほか、東京と直結する鉄道の具体化促進に努めます。

■公園・緑地・広場・散策路など

都市公園である、八坂公園（総合公園）と中央児童公園（街区公園）のほか、八坂水生公園や緑のスポーツ広場の適切な維持・管理を図るとともに、総合体育館などの各種スポーツ施設については、市民の利用を促進するため、施設の周知を図ります。

貴重な自然資源が残されている社寺林などについては、良好な景観や環境を維持することに役立つことから、保全を図るとともに適正な維持・管理を行います。

そのほか、國王神社や延命寺、石井の井戸などの岩井市街地周辺の平将門公にゆかりのある史跡の保全や周辺の公園化を検討するとともに、「将門史跡めぐりウォーキングコース」として案内看板や散策路の整備と利用促進を図ります。

西部地域



地域別将来像

【用途地域等】  第一種低層住居専用地域  第一種中高層住居専用地域  第一種住居地域  第二種住居地域  近隣商業地域  商業地域  準工業地域  工業地域  工業専用地域  準防火地域	【宅地・建物関連】  地区計画区域  区域指定区域 【防災・安全関連】  河川保全区域  土砂災害特別警戒区域  土砂災害警戒区域  避難場所 【都市施設・その他の施設】  都市施設  その他の施設	【自然・歴史・農業等の資源】  自然環境保全地域  近郊緑地保全区域  優良農地(農振農用地)  天然記念物  史跡  建造物  彫刻・工芸  絵画ほか  歴史資料  無形文化財	【新規の整備・開発ゾーン等】  住居系市街地  工業系市街地  水や緑の拠点 【都市計画道路】  都市計画道路(整備済)  都市計画道路 (未整備(現道あり))  都市計画道路 (未整備(現道なし))  水辺散策軸
---	--	--	--

6 實現方策

6 実現方策

6-1 まちづくりの事業・制度・施策

本市における今後のまちづくりを実現するための手法として、具体的な事業・制度・施策を明らかにします。

事業・制度・施策は、本市の発展や地域活性化に役立ち、市民にとって魅力、愛着、満足の上につながるなど、本市のまちづくりに貢献するものを選定します。

また、個別の事業を連携させることでより効果的なまちづくりの推進につながることから、関連性の強いことがらをひとつのパッケージとしてまとめます。

(1) パッケージ1「パワーアップ坂東」

①推進方針

本市がたくましく、力強い発展を遂げるためのまちづくりが「パワーアップ坂東」です。

このパッケージは、広域的な幹線道路の整備を起爆剤として、その整備効果を適切に受け止めるための拠点開発や市街地整備を行うことで、本市への企業誘致や人口定住につなげ、地域活性化を実現するものです。

②事業・制度・施策

「パワーアップ坂東」に関する取り組みの中で、都市計画分野が中心になると考えられる主要な事業・制度・施策の例と着手時期の目安は次のとおりです。

- 首都圏中央連絡自動車道整備：着手済
- 国道354号岩井バイパス整備：着手済
- 東京と直結する鉄道整備：未定
- 半谷・富田地区（関連する都市基盤施設の整備を含む）：着手済
- 馬立・幸田地区（操業環境の維持）：随時
- 沓掛地区（関連する都市基盤施設の整備を含む）：短期
- 岩井・鵜戸地区（関連する都市基盤施設の整備を含む）：短期
- 住居系市街地（宅地及び住環境の整備）：随時
- 集落地整備（宅地及び住環境の整備）：随時

(2) パッケージ2「魅力アップ坂東」

①推進方針

本市の良さが評価され、多くの人から愛され、楽しんでもらうためのまちづくりが「魅力アップ坂東」です。

このパッケージは、多くの市民が愛着を持っている自然や歴史の資源、多様な特産物を育んでいる農業環境を守り、資源としての価値をより高めることで、都市のうるおいや個性的なまちづくりにつなげ、地域好感度を高めるものです。

②事業・制度・施策

「魅力アップ坂東」に関する取り組みの中で、都市計画分野が中心になると考えられる主要な事業・制度・施策の例と着手時期の目安は次のとおりです。

- 岩井市街地（商店街や買物環境の整備など）：随時
- 沓掛市街地（商店街や買物環境の整備など）：随時
- 景観整備（自然・歴史・まちなか）：随時
- 農地や自然地の保全：随時
- 観光レクリエーション施設の整備（レジャー、交流拠点など）：随時

(3) パッケージ3「満足度アップ坂東」

①推進方針

本市で暮らすことや働くことに充実感があり、心強さやうれしい気持ちになるためのまちづくりが「満足度アップ坂東」です。

このパッケージは、市民生活に直結する都市基盤施設や生活環境の質的向上、日常生活を送る際の安全・安心が確保されていることで、快適な暮らしが得られ、定住促進や就業、来訪などに結びつけるものです。

②事業・制度・施策

「満足度アップ坂東」に関する取り組みの中で、都市計画分野が中心になると考えられる主要な事業・制度・施策の例と着手時期の目安は次のとおりです。

- 道路整備（幹線道路）：随時
- 道路整備（身近な生活道路）：随時
- 交通安全施設整備（歩道整備を含む）：随時
- 各種災害対策（洪水・冠水・土砂・地盤など）：短期
- 公共交通（民間路線バス、デマンド交通など）：随時
- 都市基盤施設の耐震化（橋梁、埋設物、公共施設など）：短期
- 密集市街地の延焼防止：随時
- 避難地や避難路の整備：随時

6-2 まちづくりの推進

本市における今後のまちづくりの推進に向けて、重要な事項を整理します。

(1) 計画や事業の管理

①戦略的なまちづくりの推進

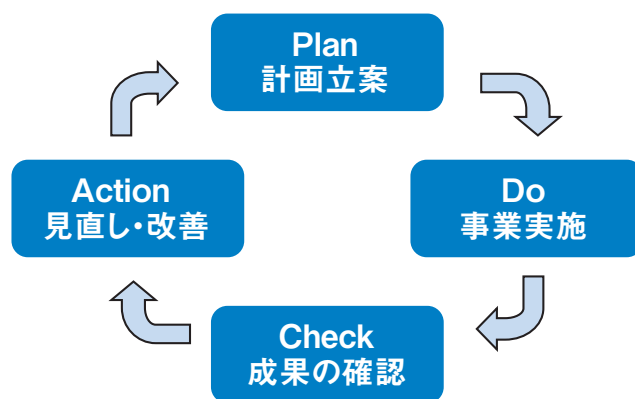
まちづくりの推進は、PDCAサイクルの考え方を活用して行うこととします。

PDCAサイクルでは、事業の計画を立案して事業を実施した後、事業評価によって成果の確認を行うことが重要です。そのうえで、必要な際には事業自体の見直しなどを検討するほか、次の事業における改善にも役立てます。

なお、目標をあらかじめ明確にしておくことで達成度が評価しやすくなるため、計画立案時には事業評価を念頭において定めることが重要です。

さらに、効率的で効果的なまちづくりを推進するため、5W1H（時期、場所、事業主体、対象、理由、事業手法）を具体的に決める市街地整備プログラムを明確にすることや、費用に見合う効果があるかを明確にすることが重要です。

戦略的なまちづくりのためのPDCAサイクル



②都市計画の決定と見直し

まちづくりの推進においては、土地利用や都市施設の位置、計画内容を可能な限り都市計画決定することを基本とします。

都市計画決定の対象としては、一般的に用途地域、特定用途制限地域などの地域地区、道路、公園・緑地、下水道、河川などの都市計画施設、土地区画整理事業などの市街地開発事業、地区計画などが該当します。

これらを都市計画として定めることで計画内容を市民などに周知できるため、都市計画を前提とした土地活用や経済活動などが行いやすくなります。

さらに、既に定められている都市計画については、都市計画を定めた当時から長期間が経過してなお未整備である場合、決定当時から社会経済情勢などが大きく変化していることで、実態にそぐわない状況になっている場合があります。この場合、今後とも都市計画を継続することが適切であるのかなどについて検証し、必要に応じて都市計画の見直しを行います。

(2) まちづくりの担い手の育成

近年、社会情勢や市民ニーズが多様化しているため、まちづくりも多様なニーズに応える必要があります。このニーズを把握するためには、これまで以上に多様な市民や企業・団体などの参加を得てまちづくりを検討することが重要になります。

このため、本市のまちづくりは、市民・企業・団体などと行政が協働で取り組むことを基本とします。さらに、このような取り組みを浸透させていくことでまちづくりへの参加を促し、やがては行政と市民などの協働による「まちづくり会社」の設立により、市民などが自らまちづくりを行う「タウンマネジメント」を進めます。

①市民などの役割

まちづくりへの市民参加の第一段階は、市民自らがまちづくりに関心を持つことから始まります。次いで、身近なまちづくりの行事・イベントなどに参加することです。さらに、市民がまちづくりの主体になることが考えられます。

また、全国的に企業などのまちづくりへの参加が増えてきています。市内の企業などについても、市民と共にまちづくりに参加する姿勢が重要です。

具体例としては、企業が持っている経営資源（人材や機材、資金、技術など）をまちづくりに提供することなどが考えられます。先の東日本大震災を契機として、緊急対応時に企業が協力する体制や取り組み例も増えているため、さらに推進することが望まれます。

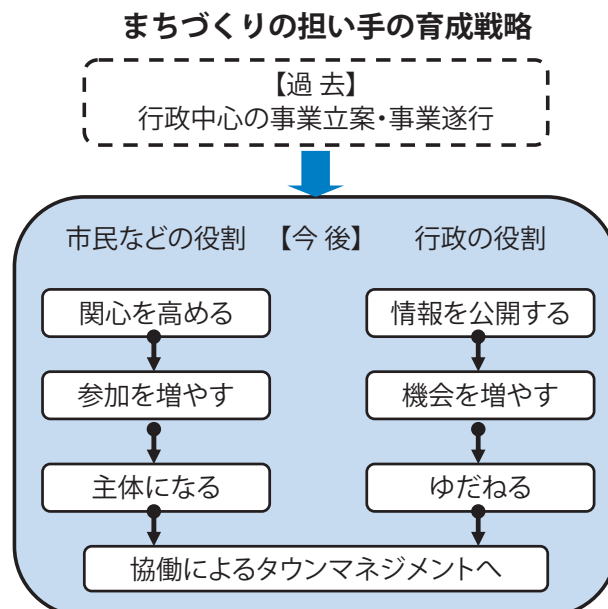
②行政の役割

まちづくりへの市民・企業・団体の参加を促進する第一段階として、まちづくりに係わる情報の提供が非常に重要です。

まちづくりに関する各種事業を展開する際、説明会などを通じて情報提供を図るとともに、「坂東市パブリック・コメント（市民意見公募）手続実施要綱」に基づいて積極的に情報を公開する機会を設け、市民意見の収集を行うこととします。

また、行政がまちづくりの素案を作成してから市民意見を得る方法もありますが、市民に身近なまちづくりに関しては、ワークショップなどの手法を用いて市民と共に素案検討を行うことで、市民自らが考えるまちづくりへ移行することが重要です。

さらに、行政は、まちづくりに係わる団体・組織の育成・支援を図るとともに、これらの団体・組織の情報を市民に周知することが重要となります。

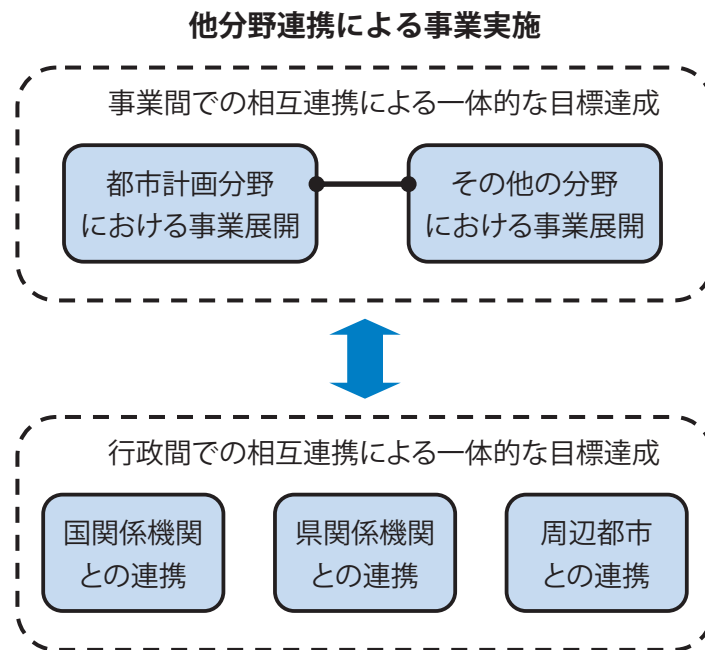


(3) 他分野との連携

本計画は、本市においてまちづくりを推進する際の指針として活用するものです。この際、まちづくりに直結する都市計画分野のみならず、関連分野との連携や一体的な事業実施が重要となります。

そこで、環境、農業、企業誘致、福祉などの他分野との連携により、横断的かつ総合的に事業間の相互連携を図り、本市が推進する多様な施策に一体的に取り組めるよう努めます。

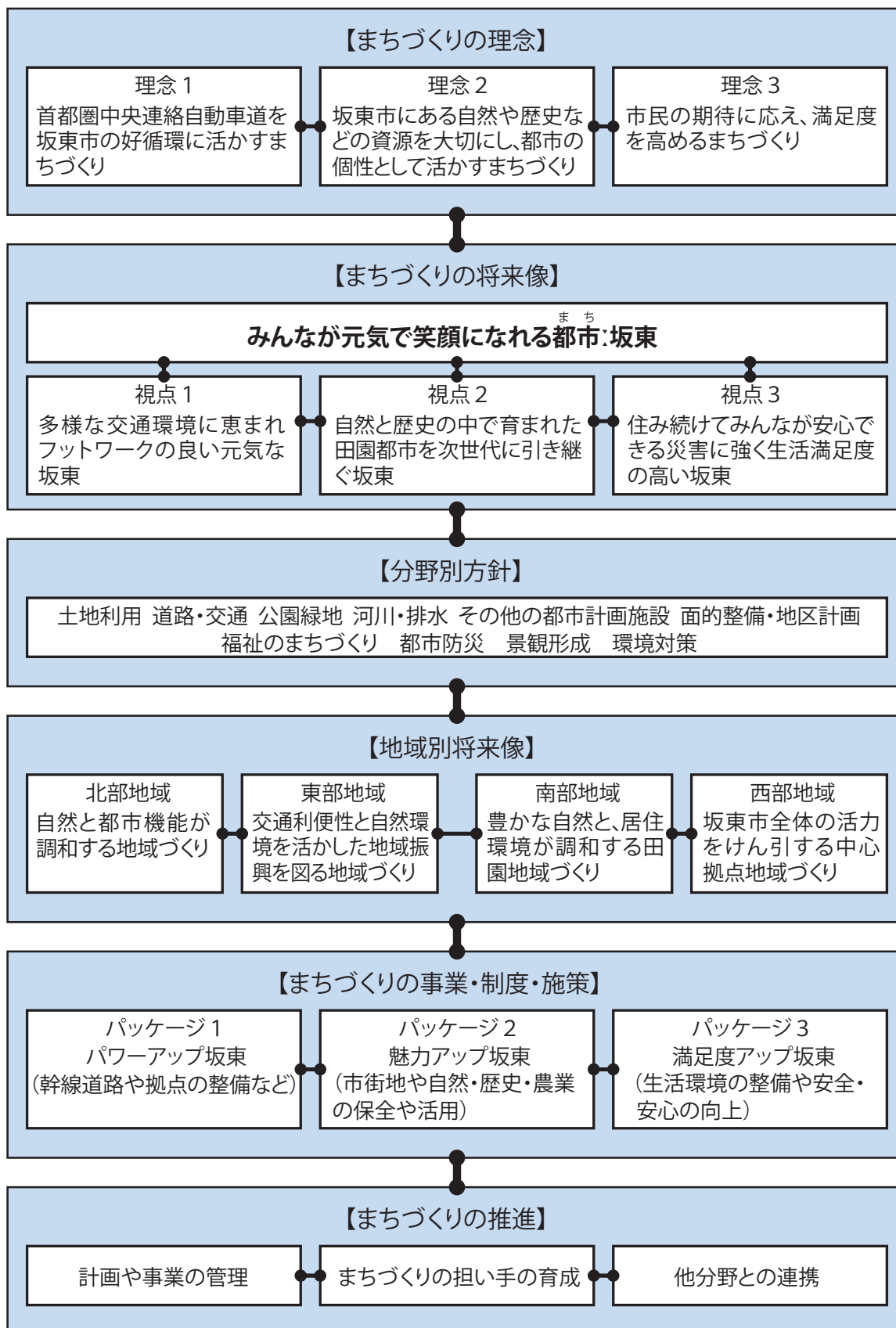
また、本市のまちづくりの推進に関して、本市以外の行政機関などとの連携も重要であるため、他分野と同様に行政間での相互連携を図ります。



6-3 都市計画マスタープランの計画体系

本市の都市計画マスタープランの全体的な計画体系をまとめると次のとおりです。

坂東市都市計画マスタープランの計画体系



7 參考資料

7 参考資料

1. 用語集

本計画で使用している用語について解説します。

【か行】	
街区公園	主に道路で囲まれた複数の宅地に居住する者が利用することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1箇所当たりの面積が0.25haを標準とする
開発付加人口	各種の産業に関連する開発や整備を新たに行うことで、その産業に従事する人やその家族が転入して増加する人口
河川保全区域	堤防や護岸、水門等の河川管理施設に支障がないよう、河川区域外の土地であっても一定の行為を制限する必要がある区域
吸収率	本市の商店で買い物をする人の数を、本市の人口と比較した場合の数値
協働（きょうどう）	地域が抱えるさまざまな課題に対して、市民と地方公共団体が協議し、役割を分担しながら解決すること
近郊緑地保全区域	首都圏の近郊整備地帯において、首都圏近郊緑地保全法により無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地、観光資源の保全などを目的として指定された区域
区域区分	計画的な市街化を図るため、都道府県は都市計画区域で市街化区域と市街化調整区域を区分（線引き）できる。この市街化区域と市街化調整区域の区分を区域区分と言う
区域指定	坂東市条例により、基準を満たせば、誰でも住宅や小規模な店舗等が建築できる区域
公共下水道	主として市街地における汚水を排除・処理するために市町村が管理する下水道
好循環サイクル	ある取り組みをきっかけとして、全体が良い流れになっていく連鎖的な展開のこと
コミュニティバス	地域住民の交通利便性向上などの目的を持って、地方公共団体が運行などに関わっているバスのこと
コンパクトシティ	都市の拡散化や分散化による拡大を抑制すると同時に、中心市街地に公共交通などで円滑に結ばれ、公共公益施設などの都市機能が集約的に配置された密度の高いコンパクトな市街地を形成する考え方
【さ行】	
産業空洞化	産業の移転や廃業などによって地域の産業が衰退していく現象
産業構造	第1次産業（農業、林業、漁業、鉱業など）、第2次産業（製造業、建設業、電気・ガス業など）、第3次産業（小売業やサービス業など）の産業間の仕組みとその関係
市街化区域	優先的かつ計画的に市街化を進める区域
市街化調整区域	市街化区域とは反対に、市街化を抑制する区域であり、この区域は、開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則として行われない
市街地開発事業	都市計画法で定められた市街地の開発や整備を行う事業手法であり、土地区画整理事業、工業団地造成事業、再開発事業などが該当する
自給的農家	農業の経営状況に関する分類のひとつであり、経営耕地の面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家
自然環境保全地域	自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域
自然すう勢人口	このままの状態で推移した場合の将来人口（関連：開発付加人口）
自然的土地利用	土地の使われ方の分類の中で、農地、山林、水面などに利用されている土地（関連：都市的土地利用）
自然動態	人口の増減の要因として、出生や死亡による人口の動きのこと（関連：社会動態）
社会動態	人口の増減の要因として、転入や転出による人口の動きのこと（関連：自然動態）
首都圏近郊整備地帯	首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため必要な首都圏の整備に関する計画を国土交通大臣が定める「首都圏整備計画」において、東京を中心とした近郊の地域を指す
首都圏中央連絡自動車道	神奈川県横浜市から東京都、埼玉県、茨城県を経由して千葉県木更津市に至る、都心からおおむね半径40～60kmの位置を環状に結ぶ高規格幹線道路（圏央道）

準防火地域	火災の危険を防除するために都市計画法で定めた地域であり、建築基準法などで具体的な規制が定められている
将来ビジョン	まちづくりにおいては、都市や地域が目指す将来の姿のことであり、将来像ともいう
親水機能	河川や湖沼などの地形を利用して水と親しめる機能
生産緑地地区	市街化区域において災害防止や農林漁業との調和を図るとして指定された農地
総合公園	市民が運動、休息、鑑賞、散歩、遊戯など総合的に利用する公園で都市規模に応じて1箇所の面積が10～50haの規模を標準とする
【た行】	
第一種兼業農家	農業の経営状況に関する分類のひとつであり、農業所得が主な農家のこと
第二種兼業農家	農業の経営状況に関する分類のひとつであり、農業以外の所得が主な農家のこと
タウンマネジメント	商業地をはじめとする中心市街地の活性化などを行うため、様々な主体が参加するまちの運営を横断的・総合的に調整し、プロデュースしていくことであり、その中核をなすのがTMO（タウンマネジメントオーガナイゼーション）やまちづくり会社などである
地域地区	都市計画において土地利用や建築物の種類などを定める用途地域などの取り決めの総称
地域間競争	地域同士のつながりや結びつきが強まり、市民や企業の活動範囲が広域化することで、買い物や商取引、あるいは企業立地などの面で選択の幅が広がり、結果として地域同士がこれら需要の競合関係になることであり、都市間競争ということもある
地区計画制度	市街化区域において、まとまりのある地区を対象に住民の意向を反映しながら地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりの計画を定め、建物を規制・誘導し、住みよい特色のあるまちづくりを総合的に進めるための制度 市街化調整区域では、県の指針に基づいて知事の同意を得た地区計画を定めることにより、市街化調整区域であっても地区計画制度の種類に応じて、計画的な開発を誘導すること、大規模集客施設を立地させること、既存集落の維持・活性化を図ること、既存の工業等の維持・活性化を図ることが可能となる制度
鳥獣保護区特別地区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域であり、その中で特に重要な地区を特別地区に指定する
デマンド交通	利用者の要求（デマンド）に対応して運行する形態のバスなどの交通機関
特定用途制限地域	用途地域の指定がない都市計画区域などにおいて建築物の種類などを定めるしくみ
都市機能	一例として行政、商業、流通、業務、交通（港湾や空港など）、工業、研究、学術、教育、医療、文化などの都市が持っている役割や性質
都市基盤施設	住民の福祉や経済発展に必要な公共施設であり、一例としては、道路、公園、下水道、河川などの都市を形成している最も基本的な施設や設備であり、類義語には、より幅の広いインフラ（インフラストラクチャ）や社会基盤もある
都市計画基礎調査	都市計画法に基づいて5年ごとに実施する調査であり、人口、産業別就業人口、市街地面積、土地利用、交通量、地価などが調査対象となっている
都市計画区域	都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することを目的として指定する区域
都市計画区域マスタープラン	正式名称は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」であり、本市の場合、坂東市、境町、五霞町を合わせた岩井・境都市計画区域として定められている
都市計画審議会	坂東市に設置されている審議会の一つで、都市計画法に基づいて都市計画に関する事項の調査・審議を行う組織
都市計画道路	主に都市間や市街間、市街地内などを連絡するなど、都市における骨格的な道路であり、都市計画法に基づいて都市計画決定する
都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として、土地利用や都市施設の整備など都市計画の内容、その決定手続及び都市計画制限などについて必要な事項を定めた法律
都市的土地利用	土地の使われ方の分類の中で、宅地、道路、公園などに利用されている土地（関連：自然的土地利用）

土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	がけ崩れや土石流、地すべりなどの土砂災害の発生するおそれがあることから、警戒避難態勢の整備や開発行為の制限など土砂災害の防止のための対策の推進を図る区域
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体や国が設置する公園や緑地
【な行】	
ネットワーク	一般に「網」の意味で、まちづくりにおいては道路などの線的なつながり、あるいは主要な施設や拠点などを相互に結びつけること
農業集落排水事業	農業振興地域における農業用排水の水質保全や機能維持を図ることを目的として農業振興地域内の主に集落を対象とする汚水処理事業
農業振興地域及び農用地	総合的に農業の振興を図り農業的整備施策を計画的に推進するために指定する区域であり、農業振興地域整備計画に基づいて農用地として利用すべき土地を農用地区域として指定し、開発行為などの土地利用を規制する
農地転用	農地を農地以外の目的に転用すること
【は行】	
パッケージ	包装や容器のことであるが、都市計画ではさまざまな事業や施策をひとまとめでした括りの総称として用いる
パブリックコメント	市民意見を行政施策に反映するための仕組みであり、本市では市の重要な事案などを策定する過程で内容などを公表し、広く市民から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する手続き
坂東市営生沼の自然景観保全条例	営生沼の貴重な自然環境や景観を保護するとともに、遊水地としての役割や歴史を再認識し、この素晴らしい自然環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的に定めるもの
P D C A サイクル	P (PLAN:計画)、D (DO:実行)、C (CHECK:確認)、A (ACTION:見直し) の流れにしたがって継続的に改善する仕組みによって事業や施策を効果的に実施していくこと
プロジェクト	本計画では都市計画やまちづくりに関わる事業や施策を指す
【ま行】	
未利用地	一般的には使われていない土地のことだが、都市計画では、市街地などにおいて宅地や道路、公園などの都市的な利用がされていない農地や山林、目的が明確でない空き地などを指す
民間施設緑地	公共団体が設置している通常の公園や緑地と異なり、民間が所有している公園・緑地的な場所を公開・開放しているもの（企業グラウンドなど）
【や行】	
ユニバーサルデザイン	老若男女、障害・能力、文化・言語・国籍などの違いに関わらず、誰もが利用しやすい施設・製品・情報の作り方やデザインの工夫
用途地域	都市計画区域内において、それぞれ異なる一定の利用目的ごとにいくつかの地域地区を区分し、必要な建築規制を行うことで土地利用を統一・調和し、都市全体や市街地の適正な土地利用を図る仕組み
余暇圏吸収率	本市の余暇施設やレクリエーション施設を利用する人の数を、本市の人口と比較した場合の数値
【ら行】	
流通資源	人や物、資金や情報など、地域を通過する有益な資源
緑地環境保全地域	樹林地、池沼等が市街地・集落と一体になって良好な自然環境を形成している土地や、歴史的、文化的、社会的資産と一体となって良好な自然環境を形成している土地の中から、自然環境を保全することが特に必要なところについて茨城県が指定したもの
【わ行】	
ワークショップ	一般に「工房」や「作業場」の意味で、まちづくりにおいては説明会などの一方通行ではなく、参加型や体験型でまちづくりを市民と共に検討する方法

2. 策定組織の設置要綱・設置規程

坂東市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、坂東市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランの策定及びその他必要な事項について、市長より諮問を受け答申する。

(組織)

第3条 委員は次に掲げる者の中から市長が委嘱し、任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 各種団体の代表
- (4) 地元代表者
- (5) 関係行政機関の代表
- (6) 市職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定が完了するまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 委員会は坂東市都市計画マスタープランの策定に必要な調査機関として、坂東市都市計画マスタープラン幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(ワーキング部会)

第8条 幹事会に、資料の収集その他必要な作業を行うため、ワーキング部会を置く。

2 ワーキング部会は、別表第2に掲げる関係各課の職員をもって組織する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成25年7月11日から施行する。

別表第1（第7条関係）

秘書広聴課長	都市建設部長
総務部長	上下水道部長
企画部長	会計管理者
市民生活部長	議会事務局長
保健福祉部長	教育次長
産業経済部長	

別表第2（第8条関係）

総務課	農政課
交通防災課	農村整備課
企画課	商工観光課
財政課	道路課
管財課	都市整備課
特定事業推進課	下水道課
生活環境課	水道課
社会福祉課	学校教育課
子育て支援課	生涯学習課
介護福祉課	農業委員会事務局

坂東市都市計画マスタープラン幹事会設置規程

(設置)

第1条 坂東市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、坂東市都市計画マスタープラン幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 幹事会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 坂東市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）で審議する事項の専門的な研究及び検討
- (2) その他、坂東市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の策定に関し、委員会委員長が指示する事項

(構成)

第3条 幹事会の委員（以下「幹事」という。）は、要綱別表第1に掲げる関係各部課長をもって構成する。

2 幹事会の代表（以下「代表」という。）は、都市建設部長をもって充てる。

3 代表は会務を総理し、必要に応じて会議を招集し会議の議長となる。

4 代表は、マスタープランの専門的分野について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(任期)

第4条 幹事の任期はマスタープランの策定が完了するまでとする。

(庶務)

第5条 幹事会の庶務は、都市建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営について必要な事項は代表が定める。

附 則

この規程は平成25年7月11日から施行する。

3. 策定組織名簿

坂東市都市計画マスタープラン策定委員会 委員一覧

職 名	組 織	氏 名	任 期
市議会議長	市議会議員	風 見 好 文	H25. 8. 1 ~ H27. 1. 4
〃	〃	林 順 藏	H27. 1. 5 ~ H27. 3.31
市議会副議長	〃	滝 本 和 男	H25. 8. 1 ~ H27. 1. 4
〃	〃	眞喜志 修	H27. 1. 5 ~ H27. 3.31
市議会産業建設委員長	〃	眞喜志 修	H25. 8. 1 ~ H27. 1. 4
〃	〃	染 谷 栄	H27. 1. 5 ~ H27. 3.31
区長会連合会長	地元代表	田 中 芳 文	H25. 8. 1 ~ H26. 6.20
〃	〃	中 村 一 雄	H26. 6.20 ~ H27. 3.31
区長会連合会副会長	〃	中 村 一 雄	H25. 8. 1 ~ H26. 6.20
〃	〃	張 替 安 弥	H26. 7.11 ~ H27. 3.31
商工会長	各種団体	中 村 静 雄	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
商工会青年部長	〃	栗 原 義 一	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
商工会女性部長	〃	森 満 子	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
坂東市岩井モール商店街連合会長	〃	関 根 儀 一	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
坂東市観光協会副会長	〃	中 山 茂	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
岩井農業協同組合代表理事組合長	〃	古 矢 榮 一	H25. 8. 1 ~ H25. 9.30
〃	〃	風 見 晴 夫	H25.10. 1 ~ H27. 3.31
坂東市女性フォーラム会員	〃	倉 持 恵 子	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
坂東市協働のまちづくり市民会議委員	〃	倉 持 悦 子	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
茨城むつみ農業協同組合猿島地区常任理事	〃	青 木 亨	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
坂東市防災支援連絡会議会長	〃	木 村 春 男	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
坂東市交通安全母の会会長	〃	逆 井 美 穂	H25. 8. 1 ~ H27. 5.14
〃	〃	倉 持 利 佐	H26. 5.15 ~ H27. 3.31
坂東市PTA連絡協議会女性ネットワーク委員長	〃	後 藤 裕 美	H25. 8. 1 ~ H26. 3.31
〃	〃	金久保 佳 恵	H26. 4. 1 ~ H27. 3.31
茨城県境工事事務所長	関係行政機関	大 江 幹 夫	H25. 8. 1 ~ H26. 3.31
〃	〃	小 林 一 洋	H26. 4. 1 ~ H27. 3.31
茨城県 県西農林事務所 境土地改良事務所長	〃	石 井 昌 広	H25. 8. 1 ~ H26. 3.31
〃	〃	飯 塚 弘 幸	H26. 4. 1 ~ H27. 3.31
坂東消防署長	〃	染 谷 邦 男	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
茨城県境警察署長	〃	青 木 和 彦	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
坂東市都市計画審議会会長	識見者	中 村 静 雄	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
茨城県建築士会 坂東支部長	〃	増 田 和 夫	H25. 8. 1 ~ H26. 5.14
〃	〃	森 均	H26. 5.15 ~ H27. 3.31
副市長	市職員	山 下 政 浩	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
教育長	〃	中 村 修	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
総務部長	〃	染 谷 隆 一	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
企画部長	〃	塚 原 一 雄	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
産業経済部長	〃	根 本 克 巳	H25. 8. 1 ~ H26. 3.31
〃	〃	中 山 勝 己	H26. 4. 1 ~ H27. 3.31
都市建設部長	〃	板 垣 誠	H25. 8. 1 ~ H26. 3.31
〃	〃	染 谷 恒 雄	H26. 4. 1 ~ H27. 3.31
上下水道部長	〃	針 替 茂 夫	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
教育次長	〃	古 矢 登士夫	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31

坂東市都市計画マスタープラン幹事会委員名簿（平成25年度）

職 名	氏 名	備 考
秘書広聴課長	松永 裕之	
総務部長	染谷 隆一	
企画部長	塚原 一雄	
市民生活部長	江澤 弘	
保健福祉部長	張替 輝夫	
産業経済部長	根本 克巳	
都市建設部長	板垣 誠	
上下水道部長	針替 茂夫	
会計管理者	瀬楽 健	
議会事務局長	木村 稔	
教育次長	古矢 登士夫	

※平成25年7月11日～平成26年3月31日

坂東市都市計画マスタープラン幹事会委員名簿（平成26年度）

職 名	氏 名	備 考
秘書広聴課長	大島 一正	
総務部長	染谷 隆一	
企画部長	塚原 一雄	
市民生活部長	前澤 達也	
保健福祉部長	張替 輝夫	
産業経済部長	中山 勝己	
都市建設部長	染谷 恒雄	
上下水道部長	針替 茂夫	
会計管理者	大久保 正己	
議会事務局長	海老原 信之	
教育次長	古矢 登士夫	

※平成26年4月1日～平成27年3月31日

発行 坂東市

編集 坂東市都市建設部都市整備課

〒306-0692 坂東市岩井4365

TEL 0297-35-2121 (代), 0280-88-0111 (代)

FAX 0297-35-8201

URL <http://www.city.bando.lg.jp>

